

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度	自	令和6年10月1日
(第59期)	至	令和7年9月30日

株式会社 T K C

栃木県宇都宮市鶴田町1758番地

(E04807)

本報告書（【表紙】以降）は、E D I N E Tに提出した開示書類（電子媒体）を印刷したものです。

目次

頁

表紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 沿革	4
3. 事業の内容	6
4. 関係会社の状況	9
5. 従業員の状況	10
第2 事業の状況	12
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	12
2. サステナビリティに関する考え方及び取組	15
3. 事業等のリスク	19
4. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	21
5. 重要な契約等	29
6. 研究開発活動	29
第3 設備の状況	30
1. 設備投資等の概要	30
2. 主要な設備の状況	30
3. 設備の新設、除却等の計画	31
第4 提出会社の状況	32
1. 株式等の状況	32
(1) 株式の総数等	32
(2) 新株予約権等の状況	32
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	32
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	32
(5) 所有者別状況	33
(6) 大株主の状況	33
(7) 議決権の状況	34
(8) 役員・従業員株式所有制度の内容	35
2. 自己株式の取得等の状況	36
3. 配当政策	37
4. コーポレート・ガバナンスの状況等	38
(1) コーポレート・ガバナンスの概要	38
(2) 役員の状況	50
(3) 監査の状況	57
(4) 役員の報酬等	60
(5) 株式の保有状況	63
第5 経理の状況	65
1. 連結財務諸表等	66
(1) 連結財務諸表	66
(2) その他	105
2. 財務諸表等	106
(1) 財務諸表	106
(2) 主な資産及び負債の内容	118
(3) その他	118
第6 提出会社の株式事務の概要	119
第7 提出会社の参考情報	120
1. 提出会社の親会社等の情報	120
2. その他の参考情報	120
第二部 提出会社の保証会社等の情報	121

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和7年12月11日
【事業年度】	第59期(自 令和6年10月1日 至 令和7年9月30日)
【会社名】	株式会社TKC
【英訳名】	TKC Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 飯塚 真規
【本店の所在の場所】	栃木県宇都宮市鶴田町1758番地
【電話番号】	(028)648-2111
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営管理本部長 中嶋 芳典
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区揚場町2番1号
【電話番号】	(03)3235-5511
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営管理本部長 中嶋 芳典
【縦覧に供する場所】	株式会社TKC東京本社 (東京都新宿区揚場町2番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1)連結経営指標等

回次	第55期	第56期	第57期	第58期	第59期
決算年月	令和3年9月	令和4年9月	令和5年9月	令和6年9月	令和7年9月
売上高 (百万円)	66,221	67,838	71,915	75,219	83,476
経常利益 (百万円)	12,673	13,677	14,772	16,035	16,590
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	8,686	9,317	10,826	11,274	12,094
包括利益 (百万円)	9,839	8,902	13,210	11,895	15,061
純資産 (百万円)	83,416	87,325	95,308	102,176	108,497
総資産 (百万円)	103,406	109,225	116,356	124,882	129,817
1株当たり純資産額 (円)	1,582.45	1,665.68	1,827.70	1,959.39	2,115.41
1株当たり当期純利益 (円)	164.93	177.62	206.54	216.21	234.31
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	80.7	80.0	81.9	81.8	83.6
自己資本利益率 (ROE) (%)	10.8	10.9	11.9	11.4	11.5
株価収益率 (PER) (倍)	21.3	19.3	17.6	17.7	18.1
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	10,550	13,050	13,067	12,796	12,486
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△7,201	△4,342	△5,861	△5,964	△360
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△3,691	△5,214	△5,571	△5,228	△8,943
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	23,126	26,620	28,793	30,397	33,580
従業員数 (人)	2,851	2,880	2,895	2,922	2,964

(注) 1. 当社は、役員報酬BIP信託を導入しており、当該信託が保有する当社株式を自己株式として計上しております。これに伴い、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 当社は、令和3年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第55期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第55期	第56期	第57期	第58期	第59期
決算年月	令和3年9月	令和4年9月	令和5年9月	令和6年9月	令和7年9月
売上高 (百万円)	61,637	63,570	67,660	70,990	78,896
経常利益 (百万円)	12,064	13,290	14,057	15,752	16,176
当期純利益 (百万円)	8,293	9,076	10,334	11,171	11,853
資本金 (百万円)	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700
発行済株式総数 (百株)	534,620	534,620	531,664	531,664	523,014
純資産 (百万円)	80,491	83,993	91,288	97,910	103,735
総資産 (百万円)	95,264	100,776	107,401	116,040	120,748
1株当たり純資産額 (円)	1,526.97	1,602.11	1,750.60	1,877.56	2,022.57
1株当たり配当額 (円)	104.50	78.00	90.00	100.00	110.00
(うち1株当たり中間配当額)	(65.00)	(36.00)	(39.00)	(45.00)	(50.00)
1株当たり当期純利益 (円)	157.46	173.04	197.15	214.23	229.64
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	84.5	83.3	85.0	84.4	85.9
自己資本利益率 (ROE) (%)	10.7	11.0	11.8	11.8	11.8
株価収益率 (PER) (倍)	22.3	19.8	18.5	17.9	18.4
配当性向 (%)	45.70	45.10	45.70	46.70	47.90
従業員数 (人)	2,398	2,408	2,409	2,428	2,458
株主総利回り (%)	105.3	105.1	114.0	122.3	137.4
(比較指標：配当込みTOPIX) (%)	(127.5)	(118.4)	(153.7)	(179.2)	(217.8)
最高株価 (円)	3,910 (7,840)	3,645	3,970	3,945	4,635
最低株価 (円)	3,175 (6,190)	2,911	3,375	3,175	3,485

(注) 1. 1株当たり配当額には、第55期に7円、第56期に6円、第57期に12円、第58期に10円、第59期に10円の特別配当を含んでおります。

また、当社は、令和3年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第55期の1株当たり配当額104円50銭は、当該株式分割前の1株当たり中間配当額65円と、当該株式分割後の1株当たり期末配当額39円50銭を合算した金額となっております。株式分割を考慮した場合、中間配当額65円00銭は、32円50銭となりますので、年間配当額合計は72円となります。

2. 当社は、役員報酬BIP信託を導入しており、当該信託が保有する当社株式を自己株式として計上しております。これに伴い、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 当社は、令和3年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第55期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

また、株主総利回りについては、当該株式分割による影響を考慮して算定しております。

5. 最高・最低株価は、令和4年4月4日より東京証券取引所プライム市場におけるものであり、それ以前については東京証券取引所市場第一部におけるものであります。
- また、当社は、令和3年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第55期の株価については株式分割後の最高株価及び最低株価を記載しており、()内に株式分割前の最高株価及び最低株価を記載しております。
6. 第59期の1株当たり配当額110円のうち、期末配当額60円については、令和7年12月19日開催予定の定時株主総会の決議事項となっております。

2 【沿革】

年月	沿革
昭和41年10月	当社は、昭和41年10月22日、会計事務所の職域防衛・運命打開及び地方公共団体の行政効率向上のための計算センターの経営を目的として、栃木県宇都宮市において設立されました。
昭和46年 8月	株式会社栃木県計算センターの設立
昭和47年 9月	T K C 東京計算センターを開設、以後、全国的に計算センターを展開 株式会社テイケイシイ東京用品センター（平成 5 年12月 株式会社T K C 東京サプライセンターに社名変更）を設立（子会社）〔平成12年 1 月 当社が吸収合併〕 株式会社テイケイシイ大阪計算センター（昭和62年 7 月 株式会社T K C 大阪用品センター平成 5 年12月 株式会社T K C 大阪サプライセンターにそれぞれ社名変更）を設立（子会社）〔平成12年 1 月 当社が吸収合併〕 株式会社テイケイシイ岡山計算センター（昭和62年 7 月 株式会社T K C 中四国用品センター、平成 5 年12月 株式会社T K C 中四国サプライセンターにそれぞれ社名変更）を設立（子会社）〔平成12年 1 月 当社が吸収合併〕
昭和47年11月	株式会社テイケイシイに商号変更 株式会社テイケイシイ東北計算センター（昭和62年 7 月 株式会社T K C 東北用品センター平成 5 年12月 株式会社T K C 東北サプライセンターにそれぞれ社名変更）を設立（子会社）〔平成12年 1 月 当社が吸収合併〕
昭和47年12月	株式会社テイケイシイ名古屋計算センター（昭和62年 7 月 株式会社T K C 中部用品センター、平成 5 年12月 株式会社T K C 中部サプライセンターにそれぞれ社名変更）を設立（子会社）〔平成12年 1 月 当社が吸収合併〕
昭和48年11月	株式会社テイケイシイ九州計算センター（昭和62年 7 月 株式会社T K C 九州用品センター平成 5 年12月 株式会社T K C 九州サプライセンターにそれぞれ社名変更）を設立（子会社）〔平成12年 1 月 当社が吸収合併〕
昭和50年 8月	東京ラインプリンタ印刷株式会社を設立（現・連結子会社）
昭和51年 2月	株式会社テイケイシイ埼玉計算センター（昭和62年 7 月 株式会社T K C 関信用品センター平成 5 年12月 株式会社T K C 関信サプライセンターにそれぞれ社名変更）を設立（子会社）〔平成12年 1 月 当社が吸収合併〕
昭和53年 1月	T K C システム開発研究所を開設
昭和57年10月	T K C 保安サービス株式会社を設立（現・連結子会社）
昭和59年10月	T K C 税務研究所を開設
昭和60年 2月	株式会社T K C マネジメントコンサルティングを設立（子会社） 〔平成23年 5 月 当社が吸収合併〕
昭和60年 4月	T K C 沖縄情報サービスセンターを開設、以後、全国的に情報サービスセンターを展開
昭和60年 8月	O A 技術開発センターを開設
昭和61年12月	定款上の商号を株式会社T K C に変更
昭和62年 6月	計算センターの名称を情報センターに改称
昭和62年 7月	東京証券取引所市場第二部に上場
昭和62年 9月	T A S K 技術開発センターを開設
平成 2 年 3月	T K C 東京第 2 情報センター、T K C 新宿南情報センター及びT K C 池袋情報センターの情報処理サービス部門を統合しT K C 東京統合情報センターを開設
平成 2 年 4月	株式会社T K C 戦略経営研究所を設立〔平成12年10月 当社が吸収合併〕
平成 3 年 6月	T K C データ・エントリー・センターを開設
平成 4 年 1月	T K C 判例検索サービスセンターを開設
平成 4 年11月	T K C 大阪情報センター、T K C 京都情報センター及びT K C 兵庫県情報センターの情報処理サービス部門を統合しT K C 関西統合情報センターを開設
平成 6 年 2月	システム開発センターを開設
平成 8 年 3月	東京証券取引所市場第一部に指定
平成10年 1月	T K C 名古屋情報センター、T K C 静岡県情報センター及びT K C 長野県情報センターの情報処理サービス部門を統合しT K C 中部統合情報センターを開設
平成10年 6月	新システム開発センターを開設
平成11年 6月	株式会社スカイコムの株式を取得（現・連結子会社）

年月	沿革
平成11年7月	システム開発部門において品質保証の国際規格「ISO9001」の認証を取得
平成13年3月	TKC九州情報センター、TKC熊本情報センター及びTKC鹿児島情報センターの情報処理サービス部門を統合しTKC九州統合情報センターを開設
平成14年11月	登記社名を定款上の商号である株式会社TKCに変更
平成15年3月	東京ラインプリンタ印刷株式会社において一般財団法人日本情報経済社会推進協会から「プライバシーマーク」を取得
平成15年7月	TKC岡山情報センター、TKC広島情報センター及びTKC四国情報センターの情報処理サービス部門を統合しTKC中四国統合情報センターを開設
平成15年10月	TKC北海道情報センター、TKC東北情報センター、TKC栃木県情報センター及びTKC沖縄情報センターの情報処理サービス部門をTKC統合情報センターに、SCG部門をTKC SCGサービスセンターにそれぞれ改組 TKC情報サービスセンター（会計事務所事業）の名称をTKC SCGサービスセンターに改称
平成16年4月	TKCインターネット・サービスセンター（TISC）を開設 民間企業では初めて「LGWAN（総合行政ネットワーク）－ASP接続資格審査」に合格 財団法人日本情報処理開発協会より「プライバシーマーク」の使用認定を取得（地方公共団体事業部門）
平成17年6月	財団法人日本情報処理開発協会より「プライバシーマーク」の使用認定を取得（全社）
平成20年12月	ASPサービスに係る内部統制の整備状況および運用状況の有効性に関し、日本公認会計士協会監査基準委員会報告書第18号「委託業務に係る統制リスクの評価」（現在は、監査・保証実務委員会実務指針第86号「受託業務に係る内部統制の保証報告書」）に基づく報告書を新日本有限責任監査法人（現在は、EY新日本有限責任監査法人）より取得
平成22年9月	イノベーション&テクノロジーセンター（I&TC）を開設
平成27年9月	株式会社スカイコムを完全子会社化
平成27年10月	わが国初、パブリッククラウドサービスにおける個人情報保護の国際規格「ISO/IEC 27018:2014」の第三者認証を取得（10月12日）
平成28年4月	システム・エンジニアリング・センター（SEC）ビルを開設
平成29年10月	TKCカスタマーサポートサービス株式会社を設立（現・連結子会社）
平成30年3月	TKCカスタマーサポートサービスビルを竣工
平成30年10月	東京ラインプリンタ印刷株式会社が商号を株式会社TLPに変更
平成31年3月	会計事務所の関与先企業に提供する財務会計システムが、公益社団法人日本文書情報マネジメント協会(JIIMA) から「電子帳簿ソフト法的要件認証制度」の第1号認証を取得
令和元年9月	株式会社TKC出版を完全子会社化
令和元年9月	任意の「指名・報酬諮問委員会」を設置
令和2年3月	株式会社TLPを完全子会社化
令和4年4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所の市場第一部からプライム市場に移行
令和4年8月	デジタル庁から「ペポルサービスプロバイダー」に認定
令和4年12月	沖縄統合情報センターの処理を九州統合情報センターへ移管
令和6年10月	中四国統合情報センターの処理を関西統合情報センターへ移管
令和7年10月	東北統合情報センターの処理を東京統合情報センターへ移管

3【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社と子会社5社及び関連会社1社により構成されており、会計事務所事業（情報処理サービス、ソフトウェア及びコンサルティング・サービス、オフィス機器の販売、サプライ用品の販売）、地方公共団体事業（情報処理サービス、ソフトウェア及びコンサルティング・サービス、オフィス機器の販売）及び印刷事業を営んでおります。

各事業における当グループ各社の位置付け等は、次のとおりであります。

なお、次の3部門は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメント情報の区分と同一であります。

(1) 会計事務所事業

主要なサービス・商品	当社及び関係会社の位置づけ
1. 情報処理サービス ①TKC統合情報センターによるコンピュータ・サービス ②TKCインターネット・サービスセンター（TISC）によるコンピュータ・サービス 2. ソフトウェア及びコンサルティング・サービス ①情報サービスの利用に伴うシステム機器に搭載するソフトウェアの開発提供 ②専門スタッフによるシステム・コンサルティング・サービス等 3. オフィス機器の販売 情報サービス利用に伴うシステム機器の販売 4. サプライ用品の販売 コンピュータ会計用事務用品の販売等	(サービス及び販売) 1. 当社は、会計事務所またはその関与先企業に対し、情報処理サービス、ソフトウェア及びコンサルティング・サービス、オフィス機器及びコンピュータ会計用事務用品の販売等を行っております。 2. 子会社TKCカスタマーサポートサービス㈱は、会計事務所またはその関与先企業及び中堅・大企業に対し、ヘルプデスクサービスを行っております。 (製造及び制作) 1. 子会社㈱TLPは、情報処理サービスを行うために使用するTKCコンピュータ会計用連続帳表等の印刷及びTKCコンピュータ会計システムを利用するための事務用品を製造しています。 2. 子会社㈱スカイコムは、ソフトウェアの開発と販売を行っております。 3. 子会社㈱TKC出版は、TKC会員会計事務所及びその関与先企業に価値ある経営情報を提供するために経営、税務・会計等の書籍の出版及び月刊誌等の制作を行っております。 4. 関連会社アイ・モバイル㈱はホームページサービス開発・保守を行っております。 (その他) 子会社TKC保安サービス㈱は、当社が所有するビルの警備・営繕等の管理業務を行っております。

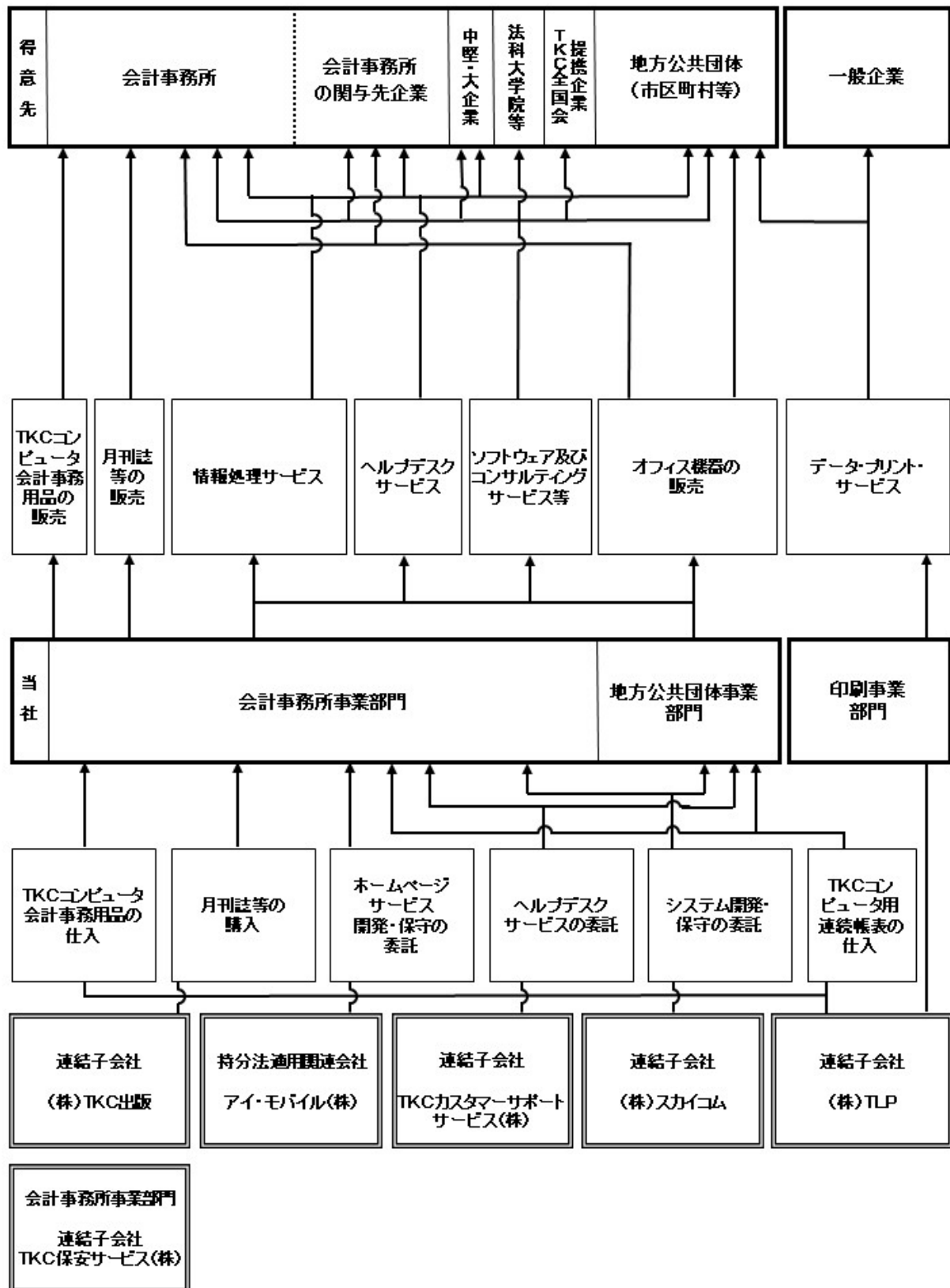
(2) 地方公共団体事業

主要なサービス・商品	当社及び関係会社の位置づけ
1. 情報処理サービス ①TKCインターネット・サービスセンター（TISC）によるコンピュータ・サービス 2. ソフトウェア及びコンサルティング・サービス ①情報サービスの利用に伴うシステム機器に搭載するソフトウェアの開発提供 ②専門スタッフによるシステム・コンサルティング・サービス等 3. オフィス機器の販売 情報サービス利用に伴うシステム機器の販売	（サービス及び販売） 1. 当社は、地方公共団体（市区町村等）に対し、情報処理サービス、ソフトウェア及びコンサルティング・サービス、オフィス機器の販売等を行っております。 2. 子会社TKCカスタマーサポートサービス㈱は、地方公共団体（市区町村等）に対し、ヘルプデスクサービスを行っております。 （製造） 1. 子会社㈱TLPは、情報処理サービスを行うために使用するTKCコンピュータ用連続帳表等の印刷を行っております。 2. 子会社㈱スカイコムは、ソフトウェアの開発と販売を行っております。

(3) 印刷事業

主要な製品	当社及び関係会社の位置づけ
コンピュータ用連続伝票、一般事務用伝票、データ・プリント・サービス、パンフレット等	（製造及び販売） 子会社㈱TLPは、コンピュータ用連続伝票及び一般事務用伝票等の製造・販売及びDPS（データ・プリント・サービス）を行っております。

事業の系統図は次のとおりです。



4 【関係会社の状況】

(1) 連結子会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容
(株) T L P	東京都板橋区	100	データ・プリント・サービス、 ビジネスフォーム企画・印刷・販売	100.0	コンピュータ用連続帳表の仕入等 事務所の賃貸 役員の兼任等…有 資金援助…無
T K C 保安サービス(株)	栃木県宇都宮市	10	警備・営繕及び清掃業務	100.0	警備・営繕等及び梱包・発送業務 役員の兼任等…有 資金援助…無
(株) スカイコム	東京都千代田区	100	システムの開発と販売	100.0	システム開発の委託 役員の兼任等…有 資金援助…無
T K C カスタマーサポートサービス(株)	栃木県鹿沼市	25	ヘルプデスクサービス業務	100.0	ヘルプデスクサービスの委託 役員の兼任等…有 資金援助…無
(株) T K C 出版	東京都新宿区	83	月刊誌の制作等	100.0	月刊誌の購入等 役員の兼任等…有 資金援助…無

(注) 1. (株) T L P は特定子会社に該当しております。

2. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

(2) 持分法適用関連会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容
アイ・モバイル(株)	東京都渋谷区	100	ホームページサービスの開発・保守	30.0	ホームページサービス開発・保守の委託 役員の兼任等…有 資金援助…無

(注) 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

5【従業員の状況】

(1)連結会社の状況

令和7年9月30日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
会計事務所事業	1,627
地方公共団体事業	689
印刷事業	219
全社（共通）	429
合計	2,964

（注）1．従業員数は就業人員数であります。

2．全社（共通）として記載した従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(2)提出会社の状況

令和7年9月30日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
2,458	40.3	17.1	9,209,326

セグメントの名称	従業員数（人）
会計事務所事業	1,510
地方公共団体事業	689
全社（共通）	259
合計	2,458

（注）1．従業員数は就業人員数であります。

2．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3．全社（共通）として記載した従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(3)労働組合の状況

労働組合は結成されておられません。

(4)管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

①提出会社

当事業年度					補足説明
管理職に占める女性 労働者の割合（％） （注）１．	男性労働者の育児 休業取得率（％） （注）２．	労働者の男女の賃金の差異（％） （注）１．			
		全労働者	うち正規雇用 労働者	うちパート・ 有期労働者	
6.1	71.7	71.1	71.3	39.1	（注）３

（注）1．「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）の規定に基づき算出したものであります。

2．「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）の規定に基づき「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」（平成3年労働省令第25号）第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

3．男女の賃金の差異について

(1)正規雇用労働者

正規雇用労働者の男女賃金差異は、基準年俸が高い上位職階（等級）にある女性社員の数が男性社員よりも少ないことによるものです。同一の職階（等級）にある男女の賃金差異は81.9%～96.6%となっており、

大きな差異はありません。今後も引き続き、女性活躍推進に向けた取り組みを継続し、女性社員の上位職階への昇格を促進し、賃金差異の縮小を目指します。

(2) パート・有期労働者

定年後の継続再雇用者とパートタイマーを一括りにして集計しており、定年後の継続再雇用者は男性の割合が多く、パートタイマーは女性の割合が多いため、賃金差異が大きくなっております。継続再雇用者における男女の賃金差異は86.2%、パートタイマーにおける男女の賃金差異は118.7%となっております。

② 連結子会社

当社の連結子会社は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）および「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）の規定に該当しないため、管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率および労働者の男女の賃金の差異を公表しておりません。なお、当社の連結子会社は「4 関係会社の状況（1）連結子会社」に記載のとおりです。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1) 全社の経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

① 経営方針・経営戦略

当社は「自利利他（自利トハ利他ヲイフ）」を社是とし、経営理念に「顧客への貢献」を掲げ、創業時に会社定款第2条に定めた次の二つの事業目的を達成するために経営を展開しています。

1) 会計事務所の職域防衛と運命打開のため受託する計算センターの経営

2) 地方公共団体の行政効率向上のため受託する計算センターの経営

今日、当社の定款には上記以外の事業目的も追加していますが、これらの事業目的はこの創業来の事業目的を補完するものであり、経営の基本方針は変わっておりません。

② 経営環境

わが国経済は、原材料価格の高騰や金利の変動、中東地域を巡る情勢不安や米国の通商政策などの影響はあったものの、国内の経済活動が活性化してきていることによって緩やかに景気の回復が続きました。このような経済環境において、当社グループは顧客ならびに地域社会に貢献すべく事業を展開しました。

当社グループが提供する製品およびサービスは、法律や社会制度、ICT、価値観などの変化が大きく影響します。会計事務所や地方公共団体は労働生産年齢人口の減少等に伴い、今後は人材採用が一層厳しくなると見込まれています。また、生成AIが想定を上回るスピードで進化を続け、広く社会に浸透しはじめています。そうした中で当社は、法令に完全準拠しながらAIなども積極的に取り入れ、より付加価値の高いシステムを開発・提供することにより、顧客の事業の持続的な成長・発展を支援していきたいと考えています。

③ 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

1) システム開発におけるAIの活用

当社の顧客である会計事務所と地方公共団体は、法制度改正、物価の上昇や少子高齢化社会の到来といった外部環境の変化に起因する様々な課題に直面しています。当社はかねてより、AIの積極的な活用とその知識やスキルを有する人材の育成に取り組み、顧客が抱える課題解決を支援するためのシステムを提供してまいりました。今後は、宇都宮大学とのAI活用の共同研究やプログラミングにおける生成AIの活用などにも取り組み、さらに付加価値の高いシステムを提供できるようにシステム開発体制を強化してまいります。

2) サイバーセキュリティ対策の強化

当社は、会計事務所や企業、地方公共団体、金融機関、大学、法律事務所など、80万件超のお客さまにクラウドサービスを提供しています。自社データセンターを基盤に、創業60年で培ったノウハウを活かし、社員が24時間365日体制で稼働状況を監視し、運用面でも万全を期しています。近年、サイバー攻撃により被害を受ける企業が増加しております。当社においては、「安全・安心・便利」なデータセンター運営を維持するため、社員教育の徹底や積極的な設備投資により、サイバーセキュリティ対策を一層強化しています。

3) 持続的な成長と中長期における企業価値の向上のための取り組み

少子高齢化社会の到来により人材確保は企業の重要課題となり、働き方の多様化への対応も求められています。当社は創業以来、「最大の財産は従業員」という理念のもと、人材育成、待遇改善、職場環境整備に努めてきました。今後は、優秀な人材の確保・育成を強化し、人的資本経営や資本効率の向上、株価を意識した経営を推進します。これらの取り組みにより、企業価値を高め、中長期的な成長を確かなものにします。

(2) 会計事務所事業部門の経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

① 経営方針・経営戦略

会計事務所事業部門は、会社定款に定める事業目的（第2条第1項：「会計事務所の職域防衛と運命打開のため受託する計算センターの経営」）に基づき、当社のお客さまである税理士および公認会計士（1万1,600名）が組織するTKC全国会との密接な連携の下で事業を展開しています。

② 経営環境

国税庁が令和7年10月に発表した「法人税等の申告（課税）実績の概要」によると、令和6年度における全法人の黒字申告割合は36.5%でした。前年度に比べて0.5ポイント改善しているものの、依然として法人の約3分の2が赤字となっています。さらに、原材料費や人件費、燃料費等の高騰により、多くの中小企業は必要利益をいかに確保するかが大きな課題となっています。

そうした中でTKC会員事務所は、顧客である中小企業の「黒字決算と適正申告」の実現に向けて月次巡回監査と月次決算、経営助言を実施し、「会計で会社を強くする」活動を展開してまいりました。また、借入金返済のための必要利益や必要売上高を算出し、経営計画の策定も支援しています。こうした活動の結果、TKC会員の関与先企業の57.0%が黒字決算を実現しており、いまTKC会員事務所の指導力の高さに全国の中小企業や金融機関から大きな期待が寄せられています。

③ 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

会計事務所事業部門は、圧倒的なスピード感をもって顧客に有益な情報を提供するとともに、最新のクラウド技術の活用と法令に完全準拠したシステムの開発・提供によって、顧客の業務生産性と付加価値向上を支援します。

また、TKC全国会との連携により「会計で会社を強くする」活動と「黒字決算と適正申告の実現」に取り組んでまいります。

次期における当部門の主要な商品・市場戦略は、以下のとおりです。

- 1) F Xクラウドシリーズの推進による「黒字決算と適正申告」の実現
- 2) 「月次決算速報サービス」の普及促進による月次決算実践支援
- 3) 「ペポルインボイス」の普及促進によるデジタルシームレスの実現
- 4) 「TKCモニタリング情報サービス」の普及促進による金融機関との連携強化
- 5) TKC全国会ニューメンバーズ・サービス委員会との連携による会員導入活動の強化
- 6) 「TKC連結グループソリューション」の強化・拡充による大企業の税務・会計業務の合理化
- 7) 「TKCローライブラリー」の利用拡大とアカデミック市場におけるDX推進

(3) 地方公共団体事業部門の経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

① 経営方針・経営戦略

地方公共団体事業部門は、会社定款に定める事業目的（第2条第2項：「地方公共団体の行政効率向上のため受託する計算センターの経営」）に基づき、行政効率の向上による住民福祉の増進を支援することを目的として、専門特化した情報サービスを展開しています。

また、中長期の事業ビジョンとして「TKCシステムの最適な活用を通して、行政効率の向上・住民サービスの充実・行政コストの削減を実現し、地域の存続と発展に貢献する」との方針を掲げ、その実現に向けた戦略を実行しています。

② 経営環境

地方公共団体（特に市区町村）における情報化は、いま大きな転換点を迎えています。地域社会における少子高齢化・人口減少に伴う労働力不足を背景に、これまでの半数の職員数でも持続可能な形で行政サービスを提供する「スマート自治体（デジタル社会）」への転換が、市区町村にとって重要な経営課題となっています。特に、行政のデジタル化の遅れが社会的課題として顕在化したことで、その動きは一段と加速しています。政府はデジタル社会の実現のためには住民に身近な行政を担う自治体、とりわけ市区町村の役割が極めて重要であるとして『自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画』（総務省／令和6年4月24日改定）により、全ての自治体が足並みを揃えて取り組んでいくことを求めました。

さらには、国・地方の財政状況が厳しさを増す中で、これからも市区町村が行政サービスを安定的、持続的、効率かつ効果的に提供していくために〈持続可能な行政経営〉の確立が期待されています。そのため、市区町村では財務書類等の適切な更新・開示を行うとともに、正確な財政状況の見える化を図り、財務書類等から得られた情報を事業評価やトップの意思決定に積極的に活用することが急務となっています。

一方、地方公共団体向けビジネス・ベンダーの市場動向に目を向けると、行政サービスのデジタル化分野において他業種や新興企業の市場参入が相次いでいます。このことから地方公共団体市場における企業間競争は一段と激化し、経営環境の変化に柔軟かつ迅速に対応できるシステム・サプライヤーだけが生き残っていく厳しい時代を迎えたといえます。

③ 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

地方公共団体事業部門は、令和8年3月末日までに、国が定める標準仕様に準拠する「標準準拠システム」への移行を完遂する計画を策定しています。それにより導入作業費などの一時的な売り上げが集中することから、第59期に続いて第60期も業績の大幅な伸びを見込んでいます。

また、地方公共団体は、デジタル技術を徹底的に活用した業務改革による「効率的な行政運営」と「住民生活の利便性向上」が求められており、システム標準化移行後はこの流れがさらに加速すると予想されています。当社では、こうした変化を機会と捉え、最新技術を活用したイノベーションを創発し新たな顧客価値を創造するとともに、サポート体制を充実させ、システム標準化移行完了後もさらなる成長につなげてまいります。

(4) 印刷事業部門（子会社：株式会社TLP）の経営方針、経営環境、及び対処すべき課題等

① 経営方針・経営戦略

印刷事業部門では、「デジタル技術」と「ニーズの変化に対応した製品・サービスの提供」により、顧客企業やそのお客さまのコミュニケーションとマーケティングに貢献することを経営方針として掲げています。新型コロナウイルスの感染拡大は情報化社会における急速なデジタル化推進の流れをもたらしました。社会環境の変化やお客さまの価値観の変化に対応し、自社の生産技術を生かした製品・サービスの開発、品質改善、付加価値の向上に取り組めます。さらにお客さまの良きパートナーとして、デジタル技術と印刷物を使ったコミュニケーション環境の整備を通じて企業価値の一層の向上に努めます。

② 経営環境

行政のデジタル化や規制改革、令和6年10月1日からの郵便料金改定、マイナンバーカードの普及、教育のデジ

タル化、消費税インボイス制度の開始や電子帳簿保存法の改正など、印刷事業を取り巻く環境は変化しています。主力商品のデータ・プリント・サービス（DPS）とビジネス・プロセス・アウトソーシング（BPO）においては、こうした「新しい生活様式」や「新しいビジネス様式」に対応した製品・サービスの提供が求められています。

また、地球温暖化が急速に進む中で、CO₂削減や環境配慮を志向するお客さまが増加しています。「グローバルな諸課題の解決を目指すために掲げられた持続可能な開発目標（SDGs）」をはじめ環境に優しい製品の開発は、印刷業界においても避けては通れない重要課題だと考えています。

③ 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

印刷事業部門においては、DPS業務やBPO業務に経営資源を集中し、顧客の課題を解決するコミュニケーション実現に向けた新製品・サービスの開発に取り組みます。併せて製品・サービスのさらなる品質と付加価値の向上、特に、QRコードをはじめとするデジタル技術の印刷物への活用に努め、販路を拡大します。

また、地方公共団体情報システム標準化を事業拡大の機会と捉え、これに対応した生産設備の充実と生産体制の強化を図り、来春以降の納税通知書等印刷業務の完遂に取り組みます。

なお、令和4年10月3日付で取得したFSC森林認証（COC認証）の制度を生かし、お客さまの「グローバルな諸課題の解決を目指すために掲げられた持続可能な開発目標（SDGs）」への対応を支援します（FSC-C182216）。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) サステナビリティ全般に関するガバナンス及びリスク管理

① サステナビリティ方針

当社グループでは、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図る観点から、サステナビリティ方針を作成しています。

—サステナビリティ方針—

TKCグループは、TKCの創業の理念にもとづき一貫して「顧客への貢献」に取り組み、地域社会に貢献するとともに、持続可能な社会の実現を目指して公共的使命と社会的責任を果たします。

1. 「顧客への貢献」を実現する商品の開発とサービスの提供 (Contribution)

お客さまの事業の成功条件を探索し、これを強化するシステムを開発し、その導入支援に全力を尽くします。お客さまへの貢献は私たちの喜びです。

2. コンプライアンスの実践 (Compliance)

創業以来「ルールによる経営」を標榜し、TKCグループの役員、社員等に法令及びその他の社会的規範への順守を求めるとともに、ステークホルダー（顧客、株主、取引先等）からの期待に応えられるよう努めています。

3. 情報セキュリティの確保 (Information security)

会計事務所とその関与先企業、地方公共団体等を対象として、常に最新のICTを最適に活用して、各種情報サービスを提供しています。このため、情報セキュリティの確保を事業活動の重要課題であると認識するとともに、社会的責務であると考えています。

4. 公正かつ自由な競争の維持・促進 (Fair Trade)

サプライチェーンに存在するさまざまな社会的課題の解決に向けて、責任ある調達を推進します。また公正かつ自由な競争の下、適正な取引を実施することで取引先との信頼関係を強化します。なお、市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力や団体には毅然とした態度で対応します。

5. 地球環境の保護 (Environment) と自然災害対策 (BCP)

環境保全活動は企業の社会的責任であり、持続可能な社会の実現に不可欠であることから、2007年に掲げた「環境基本方針」に基づき積極的に推進していきます。

また、様々な自然災害の発生時においてもクラウドサービスの提供を継続するために、日本データセンター協会が制定した「データファシリティスタンダード」に基づくティア3以上に対応し堅牢でセキュアなデータセンターの運営とBCP対策を実施しています。

6. 人権の尊重 (Social)

人権に関するさまざまな国際規範を理解し、基本的人権や個性、プライバシー、多様な価値観を尊重すると共に、安全で快適な職場環境を整備し従業員満足度の向上に努めます。また、人権、宗教、性別、国籍、心身障害、年齢、性的指向に関する差別的言動、暴力、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント等の人権を侵害する行為を行いません。

なお、人権を侵害する行為が判明した場合には、適切な処置を講じます。また、取引先等においても、人権の尊重、環境保全、法令順守等に配慮した活動を求めます。

7. コーポレート・ガバナンスの強化 (Governance)

上記に掲げる各行動を実現するため、実行あるガバナンス体制を維持し、強化します。

令和3年12月17日制定
令和5年3月14日改定

② ガバナンス

当社グループは、代表取締役専務を委員長とし、業務改善委員会（取締役が推進すべきコンプライアンス経営及び業務効率の改善等を補佐する機関）の委員長等をメンバーとしたリスク管理委員会を設置しています。リスク管理委員会では、サステナビリティに関連するリスクを含む各種リスクを識別・評価し、優先的に対応すべきリスクの絞り込みを行い、当該リスクに関する取り組みの進捗をモニタリングしています。審議内容は、定期的に取り締役会へ報告され、取締役会において当該報告の内容を管理・監督しています。

③ リスク管理

リスク管理委員会で識別し、評価した各種リスクについて、業務改善委員会等で具体的な対応を検討し、対処しています。リスク管理委員会では、業務改善委員会等での取り組み状況を継続的にモニタリングしています。

＜ガバナンス・リスク管理の体制図＞



(2) 気候変動

当社グループでは、環境基本方針を定め、継続的に環境保全活動に取り組むとともに、上記(1)②ガバナンス、③リスク管理を通じて、気候変動リスクの識別、評価、管理を行っています。

この結果、現時点において、気候変動によるリスクや収益機会が当社グループの事業活動に重大な影響を与えるとは評価していません。このため、具体的な「戦略」及び「指標と目標」を定めていません。

当社では、国際的な取り組みである地球温暖化防止のため、データセンターにおいては、消費電力の削減に配慮した設備投資を行い、温室効果ガス排出の削減に努めています。事業所においては、社員の省エネ・節電の意識を高めるとともに、具体的な行動を示すため、ポスターを作成し、執務室、会議室、トイレ等に掲示しています。

また、システムマニュアルの電子化やプログラムのオンライン配布等により、顧客に提供する紙資源やプラスチックの削減に努めています。

具体的な取り組み内容や温室効果ガス排出量の削減実績は当社のホームページをご覧ください

(<https://www.tkc.jp/sustainability/e1>)。

(3) 人的資本・多様性

当社では、人的資本・多様性に関する「戦略」及び「指標と目標」に関し具体的に取り組んでいるものの、全てのグループ会社での取り組みとはなっていないため、連結グループにおける記載が困難であります。このため、次の「戦略」及び「指標と目標」は、提出会社のものを記載しております。

① 戦略

1) 人材育成方針

当社は、創業以来、「自利利他」を社是とし、「顧客への貢献」を経営理念として、経営を展開しています。お客様の事業の成功を支援するため、当社としても社員の学習意欲を支援することを継続し、人材を育成して

います。また、「顧客への貢献」を様々な観点から実現できる人材を採用することで、多様性確保に努めています。主な取り組みは以下のとおりです。

＜基礎的・専門的な知識習得を支援する取り組み＞

当社は、専門知識を持つお客様が多い一方で、多様な背景を持つ社員が入社します。このため、基礎的な知識から専門的な知識習得のための機会を長期かつ充実した内容で用意しています。新入社員、入社5年目などの入社歴を対象とする基礎的な研修とともに、職種ごとに設けられた社内資格制度、公的資格取得の報奨金制度など、専門的な知識の習得を支援する制度を設けています。

＜役割別スキルの習得を支援する取り組み＞

会社が任命した役割に満足することなく、継続したスキル向上を促進するため、「新任マネジャ」など役割を対象とする研修等を継続して実施しています。また、部下を持つ社員を対象にした勉強会を定期開催し、「評価」や「組織開発」に関するスキル向上の機会を設けています。

＜人財を育成するための取り組み＞

社員各人が掲げる目標達成を支援するため、1on1や各種面談の機会を設けることを重視しています。話し合いの量と質の向上のため、全社員を対象にした面談スキル等の向上を目指したカリキュラムを実施しています。また、当カリキュラムの浸透と継続を目的として、全社員を対象にしたWebによる勉強会を定期開催しています。当勉強会は、職種、勤務地、勤続年数などを横断した社内人脈構築の機会にもなっています。また、社員個人が購入する書籍代金を当社が支援する個人図書購入支援制度や読書命令制度を設け、自己学習の基本となる読書を奨励しています。

2) 社内環境整備方針

当社は、就業規則の前文において、顧客サービス（顧客満足度）の水準、市場におけるシェア、社員の待遇の3点において世界第一級を目指すことを掲げています。これらの実現にあたっては、社員一人ひとりが心身共に健康であり、高い使命感のもと、専門性を発揮し続けることが重要だと捉え、社内環境を整備しています。主な取り組みは以下のとおりです。

＜健康上の課題発見と解決を支援するための取り組み＞

定期健康診断（再検査を含む）、ストレスチェックの受診促進に取り組んでいます。定期健康診断の検査項目、受診対象者は、労働安全衛生法に定める基準よりも手厚いものとしています。また、健康管理システムを導入するとともに、全ての事業所に産業医を置くことで、社員に対する保健指導等を含む健康管理体制を強化しています。

＜健康保持と増進に向けた取り組み＞

社員の喫煙率低下、健康保険組合の活用（セミナー、運動施設利用）、職場環境の改善に向けたアンケート調査などに取り組んでいます。

＜女性活躍推進に関する取り組み＞

女性社員の職域拡大、育児・介護等に関する両立支援制度の整備、企業内保育園の設置等を行うことによって、女性が活躍できる環境整備に取り組んでいます。

② 指標と目標

当社では、上記において記載した、人材育成方針、社内環境整備方針について、次の指標を用いています。当該指標に関する目標（令和10年9月期）及び当期の実績は、次のとおりであります。指標及び目標は、提出会社のものを記載しています。

指標	目標	実績 (当事業年度)
人材育成方針	—	—
社員（入社4年目以降）の「日商簿記検定2級」取得率（注）1	100%	82.3%
開発職社員（入社4年目以降）の「基本情報技術者試験」取得率（注）2	100%	60.2%
役割別スキル研修会の参加率	80%	86.8%
責任者向け勉強会の参加率	80%	81.9%
社内環境整備方針	—	—
定期健康診断の受診率	100%	100%
ストレスチェック回答割合	100%	98.2%
健康経営優良法人の認定	認定 (継続)	認定

（注）1．日商簿記検定2級・1級、税理士試験（簿記論、財務諸表論）、税理士、公認会計士の資格を持つ社

員数（複数の資格を保有の場合は1名でカウント）から計算しています。

2. 基本情報技術者試験、応用情報技術者試験の資格を持つ社員数（複数の資格を保有の場合は1名でカウント）から計算しています。

3【事業等のリスク】

当社および当社グループの事業等に関連するリスクについては、有価証券報告書に記載した「事業の状況」および「経理の状況」等に関連して、投資者の皆さまにご承知いただくべきと思われる主な事項を以下に記載します。また、その他のリスク要因についても、投資者の皆さまのご判断上、重要と思われる事項について、積極的な情報開示を行うこととしています。

当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、リスク発生の事前防止および発生した場合の迅速な対応に努める所存ですが、当社株式に関する投資判断は、本項に加えて本報告書全体の記載も参考にされ、十分に検討した上で行われる必要があると考えています。また、以下の記載は、当社株式への投資に関連するリスク要因を全て網羅しているものではありませんので、この点にもご留意ください。

なお、本項において将来にわたる事項は、当連結会計年度末（令和7年9月30日）現在において当社グループが判断したものです。

(1) 事業環境の変化について

会計事務所向け事業部門においては、少子高齢化の影響に伴う会計事務所の後継者不足や会計事務所職員の採用難、また厳しい経営環境下での関与先企業の廃業や倒産などにより市場が縮小する可能性があります。

また地方公共団体向け事業部門においては、政府が進めるシステム標準化と並行して、法制度改正に伴うシステム改修等に対応する必要性があり、突発的な法制度改正が続く場合には開発リソース不足に陥る可能性があります。

このような状況をふまえ当社グループは、社内の組織体制をより一層強化するとともに、卓越したマーケティングとイノベーションを志向し、顧客の事業を強力にサポートするシステム開発と導入支援に取り組んでまいります。

(2) サイバーセキュリティ対策の強化とクラウドサービスの安定稼働について

近年、サイバー攻撃により被害を受ける企業が増加しています。そうした中で当社は、会計事務所とその関与先企業や中堅大企業、地方公共団体などのお客さまが、安全かつ安心なICT環境でクラウドサービスを利用できるように、社員教育の徹底や積極的な設備投資により、サイバーセキュリティ対策を一層強化しています。

また、「安全・安心・便利」なデータセンター運営を維持するため、当社の社員が24時間365日体制で稼働状況を監視し、運用面でも万全を期すと共に、万一の事態でも業務を維持・継続させることができるようさまざまな対策に取り組んでいます。しかし、大規模な災害や予期せぬ障害の発生は必ずしもゼロではないため、以下の対策を講じることにより早期検知・復旧、お客さまの業務への影響を極小化することに努めます。

- ① プログラム提供時の検証体制の強化
- ② 災害や障害発生時のBCP対策の強化
- ③ 復旧に要する時間の短縮
- ④ 第三者機関による各種対策の有効性の評価・検証

(3) 印刷事業部門の原材料調達費の変動について

当社グループの印刷事業部門においては、原材料の調達の大部分について、製紙メーカーから直接原紙を購入し、安定的な原材料の確保と最適な価格の維持に努めています。しかし、原油価格の高騰や国際市場での需給逼迫により、需給バランスが崩れる懸念があります。そのような場合には、当社グループの顧客との間の価格交渉を通じて対応していく所存ですが、原材料調達が極めて困難になった場合や購入価格が著しく上昇した場合は、当社グループの財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) エネルギー価格の変動について

当社が運営するデータセンターにおいては、多大な電力を使用するため、エネルギー価格の変動によるリスクを負っています。コスト低減のための省エネルギー対策などリスクの軽減を図っておりますが、電力代等のさらなる高騰が経営成績およびキャッシュ・フローに影響を与える可能性があります。

(5) 退職給付債務について

当社グループの従業員退職給付債務および関連費用の計上は、割引率等数理計算上で設定される前提条件（基礎率）に基づいて行っています。これらの基礎率が増加となった場合は、結果として当社グループの財政状態および経営成績の変動要因となります。当社グループは、この影響を最小限にすべく退職金制度の一部を確定拠出年金制度へ移行するなどの施策を実施していますが、その影響を完全になくすことはできません。基礎率の変更は、当社グループの財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 固定資産価値の減少について

金融商品取引法に基づいて、平成18年9月期から「固定資産の減損に係る会計基準」を適用しています。この固定資産の減損会計の適用は、当社グループの財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 情報セキュリティについて

当社グループにおいては、業務上、顧客（会計事務所および地方公共団体等）が保有する法人および個人の情報を大量に預託されているほか、さまざまな内部情報を保有しています。

当社では、こうした情報の管理を徹底するため、情報管理に関するポリシーや手続きを常に見直すとともに、役社員等に対する教育・研修等の実施、システム上の情報セキュリティ対策、第三者認証等による情報保護管理体制の強

化を図っています。

しかしながら、予期せぬ事態により、これらの情報が流出する可能性は皆無ではなく、そのような事態が生じた場合、当社の社会的信用に影響を与え、その対応のための多額の費用負担やブランド価値の低下が、当社グループの財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 係争事件等について

現在、当社グループの財政状態および経営成績等に影響を及ぼす可能性のある係争事件等はありませんが、今後そのような係争事件が発生する可能性は皆無ではありません。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 当社グループの当連結会計年度の経営成績の分析

① 全社業績

当連結会計年度（令和6年10月1日～令和7年9月30日（以下、当期））におけるわが国経済は、原材料価格の高騰や金利の変動、中東地域を巡る情勢不安や米国の通商政策などの影響はあったものの、国内の経済活動が活性化していることによって緩やかに景気の回復が続きました。このような経済環境において、当社グループは顧客ならびに地域社会に貢献すべく事業を展開しました。

会計事務所事業部門では、TKC全国会との連携のもとで関与先企業の「黒字決算と適正申告」の実現を支援してまいりました。その結果、当社システムを利用する法人企業の黒字決算割合は57.0%に達しています。この数字は国税庁発表の全法人の黒字申告の割合(36.5%)を遙かに上回っています。さらに当社の財務会計システムである「FXクラウドシリーズ」の業績管理機能（365日変動損益計算書、得意先・仕入先順位月報等）を毎月確認している企業の黒字割合は60%を超えていることを確認しています。こうしたエビデンスに基づいて、当社はTKC会員事務所による関与先指導の基本的方針を黒字決算割合と適正申告のさらなる向上に求め、その手段として巡回監査と月次決算の実施を奨励すると共に、関与先企業における業績管理ツールとしてFXクラウドシリーズの活用を推進しています。

また、消費税インボイス制度の施行後、中小企業から大企業に至るまで経理部門の業務負担は増加したまま高止まりしています。その解決には経理業務の本格的なデジタル化が必要です。そのため当社ではデジタル庁がデジタルインボイスのデファクトスタンダードとして推奨している「ペポルインボイス」の送受信をはじめとして、証憑の発行・保管から日々の仕訳、毎月の試算表、決算書と税務申告書の作成、さらには電子申告・電子納税に至るまでをデジタルシームレスで一気通貫に行えるTKCシステムのさらなる機能拡張と導入支援に取り組んでいます。

地方公共団体事業部門では、令和5年9月8日に閣議決定された「地方公共団体情報システム標準化基本方針」に定める標準仕様への適合期限（令和8年3月末）までに、すべての顧客市町村が標準準拠システムへの移行を完了できるよう、その支援に取り組んでいます。令和7年9月30日現在では、当初の計画どおり68団体の移行を完了しており、期限までにすべての顧客市町村において移行を完了できる見通しです。

これらの活動の結果、当期における株式会社TKCとその連結子会社等6社を含む連結グループの経営成績は、売上高が83,476百万円（前期比11.0%増）、営業利益は16,142百万円（同4.1%増）、経常利益は16,590百万円（同3.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は12,094百万円（同7.3%増）となりました。

なお、会計事務所事業部門において、固定費削減等により営業利益が売上高の前期比以上の伸びとなりました。その結果、当連結グループの営業利益と経常利益は12期連続、親会社株主に帰属する当期純利益は11期連続で最高益を更新しています。

当期における事業部門別の売上高の推移は以下のとおりです。

② 会計事務所事業部門の営業活動と経営成績

1) 会計事務所事業部門の営業活動

会計事務所事業部門では、TKC会員事務所とその関与先企業の持続的な発展を支援するため、TKC会員1万1,600名（令和7年9月末日現在）が組織するTKC全国会と密接に連携し、「黒字決算と適正申告」を実現可能とするシステムやサービスの開発に取り組んでいます。

また、これに関連して上場企業などの大企業や法律事務所、大学・法科大学院等に対しても各種クラウドサービスを提供しています。

【「黒字決算」と「適正申告」の実現に向けた活動】

a. TKC会員事務所による関与先企業の月次決算体制構築を支援

中小企業は、インフレや円安、それに伴う原材料費の高騰や賃上げへの圧力などにより、厳しい経営環境に置かれています。そのような中でTKC会員事務所による関与先企業の「黒字決算と適正申告」の実現を支援するために、以下の活動を展開しています。

i. 「FXクラウドシリーズ」には経営者の戦略的な意思決定を支援するため、365日変動損益計算書や予実管理、部門別管理、資金繰り実績表、得意先・仕入先順位月報、当期決算の先行き管理等の「経営戦略レベル」の機能を搭載しています。経営者がこれらの機能を有効に活用するには、適時・正確な会計取引の入力と月次決算体制の構築が必要となります。そのため、スマートデバイス向けアプリ「スマホで経費」を提供して、関与先企業の営業担当者による経費精算の手間の軽減と電子化された証憑をもとに経理担当者による仕訳計上の効率化を支援しています。また、電子取引データやペポルインボイスから自動的に仕訳を生成する「証憑保存機能」や、インターネットバンキングから取引明細を受信して仕訳に変換する「銀行信販データ受信機能」などの活用も支援しています。

こうした活動の結果、令和7年9月末日現在で財務会計システム「FXシリーズ」の利用企業数は32万7,000社となりました。

なお、現在「F Xシリーズ」におけるクラウド版の利用割合は約44%の状況です。そのためスタンドアロン版のサポート期限を令和12年末に設定し、向こう5年間でクラウド版への切り替えを進めています。それによりクラウド版システムに開発資源を集中し、システム開発の速度をさらに向上させる計画です。

- ii. 令和6年11月より会計事務所による月次巡回監査の終了時に関与先企業経営者のメールアドレスに月次決算の業績速報を配信する「月次決算速報サービス」を提供開始しました。これにより経営者は月次決算の結果をスマートフォンで迅速に確認可能となります。また、会計事務所は当サービスを経営助言や経営者とのコミュニケーションを強化するツールとして活用することが可能です。この「月次決算速報サービス」は大変好評で、利用企業数は昨年11月の提供開始から10カ月で1万6,000社を超えました。

b. 適時・正確な記帳に基づく信頼性の高い決算書の作成支援

当社が提供する財務会計システムの最大の特長は、TKC会員事務所が関与先企業に毎月実施する巡回監査と月次決算を前提とし、巡回監査実施後の取引データについて、遡及的な訂正加除の処理を禁止しているところにあります。この特長を生かし、金融機関などが客観的に会計帳簿の信頼性を判断する資料となる「記帳適時性証明書」を無償で発行しています。

このサービスは、TKC会員が作成する決算書の信頼性を高め、関与先企業の円滑な資金調達に貢献することを目的として開発されたものです。TKC会員が毎月、関与先企業に出向いて正しい会計記帳を指導（巡回監査）しながら、月次決算、確定決算ならびに電子申告に至るまでの全ての業務プロセスを一気通貫で適時に完了したことを当社が第三者として証明しています。コンプライアンス違反倒産が増加している昨今、「記帳適時性証明書」の重要性は今後ますます高まっていくものと考えています。

c. 「TKCモニタリング情報サービス（MIS）」の推進

「TKCモニタリング情報サービス（以下、MIS）」は関与先企業の経営者からの依頼に基づいて、TKC会員事務所が当該関与先の決算書、税務申告書などを、国税の電子申告と同時に、金融機関に対して開示するための無償のクラウドサービスです。

当社はMISで送付される以下の3つの資料により、中小企業の決算書の信頼性が確認できることを、金融機関に訴求しています。

- ・TKC会員が実践する「税理士法第33条の2に基づく添付書面」
- ・会社法第432条が定める帳簿作成の適時性と、決算書と申告書の連動性（一体性）を、株式会社TKCが過去3年にわたって証明する「記帳適時性証明書」
- ・日本税理士会連合会、全国信用保証協会連合会が制定した「中小会計要領チェックリスト」

こうした活動の結果、MISは令和7年9月末日現在で498金融機関に採用されており、その利用関与先件数は36万件を突破しました。MISは、経営者保証ガイドラインで示された3つの要件（i. 法人と個人の取引を適正に区分経理、ii. 一定以上の財務基盤の保持、iii. 財務状況の正確な把握と適時適切な情報開示による経営の透明性の確保）を確認できるツールとして、中小企業の経営支援に取り組む金融機関や信用保証協会から高く評価されています。

d. 「TKCファストリンク」の提供

TKC全国会と株式会社日本政策金融公庫との連携による融資スキーム「TKCファストリンク」が令和7年9月に提供開始されました。このスキームは、TKC財務会計システムで経理処理を行い、かつTKC会員事務所が月次巡回監査で信頼性を確認した決算書がMIS経由で金融機関に提出されている場合に、融資のデフォルト率が大幅に抑制され、信用リスクも顕著に低いことが実証されたことから実現したものです。当スキームの実現により、融資の申込から概ね5営業日以内（創業の場合は、7営業日以内）に融資判断がなされています。それによりサービス開始から1カ月間で100件を超える融資決定が行われています。

e. 会員導入（TKC全国会への入会促進）

TKC全国会は、令和7年9月末日までに360件の新規会員増強の目標を掲げていました。この実現に向けて、TKC全国会ニューメンバーズ・サービス委員会との連携を強化し、会員増強活動に取り組んだ結果、年間364件の新規入会があり目標を達成しました。

[大企業市場への展開]

当社は、連結会計システム（平成11年）及び連結納税システム（平成15年）の開発を転機として、上場企業を中心とした大企業向けの営業を展開することになりました。ただしこの事業は、すべてTKC全国会との共同事業として行っており、その目的は、大企業の税務・会計業務のコンプライアンスの向上と事務の合理化に貢献するとともに、これらの大企業およびその関係会社をTKC会員の関与先企業とすることを究極の目標としています。

a. デジタルインボイスへの対応

令和5年8月に当社はデジタルインボイス推進協議会（EIPA）の代表幹事法人に就任し、システムベンダーを中心とした約170の協議会加盟会社とともに、デジタルインボイスの普及活動に取り組みました。令和7年8月には、金沢国税局や日本公認会計士協会千葉会が主催した研修会で、EIPAとしてデジタルインボイスの講演を担当し、9月には幕張メッセで開催されたRXJapan社主催総務・人事・経理Week「トレンドセミナー」

にて「事業者のデジタル化の促進」をテーマに国税庁とともにEIPAとして講演しました。あわせて7月からオンラインセミナー「E Uにおけるデジタルインボイス(e-invoice)の最新動向」を配信し、300名を超える申し込みを受け付けています。

当社は今後もデジタルインボイスの普及に取り組んでいきます。

b. 新リース会計基準対応に関する情報発信

令和6年9月13日に企業会計基準委員会より、企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」等が公表され、上場企業は令和9年4月から強制適用されることになりました。当社では適用準備の段階から財務諸表への影響額を把握できるようにするために「改正リース会計基準の影響額試算ツール」を開発し、令和7年1月から当社システムを利用する上場企業に提供開始しました。当ツールは経営者等への報告資料作成時の基礎資料としても利用できるため、多くのユーザー企業から高い評価を得ており、令和7年9月にはダウンロード数が650件を突破しました。また、令和7年9月からオンラインセミナー「TKC新リース会計基準対応セミナー」を配信し、1,000名を超える申し込みを受け付けています。

c. 大企業市場でのシェア拡大

当社が提供する「グループ通算申告システム（e-TAXグループ通算）」の市場からの評価は高く、グループ通算制度を採用する多くの企業に利用されています。令和7年9月末日現在で約2万社あるといわれる資本金1億円超の企業の約46%において「法人電子申告システム（ASP1000R）」や「グループ通算申告システム（e-TAXグループ通算）」をご利用いただいています。

こうした活動の結果、「TKC連結グループソリューション」の利用企業グループ数は、令和7年9月末日現在で約6,000企業グループとなりました。現在、日本の上場企業における市場シェアは44%に達しており、日本の上場企業の売上高トップ100社のうち94社(94%)が当社のシステムを利用して税務（電子）申告しています。

[法律情報データベースの市場拡大]

当社は、税務判例データベースの構築という税理士事務所を支援するために開始した事業が各方面から注目されたことにより、今日ではわが国の法曹界、大学等のアカデミック市場、企業法務部門、官公庁・自治体、さらには海外の機関や大学などを対象に広く法律情報サービスを提供するに至っています。以下は昨今の業況です。

a. 「TKCローライブラリー」の収録数やコンテンツの拡充

当社は、業界最大の判例収録数（35万7,000件超）を誇る法律情報データベース「TKCローライブラリー」を提供しています。判例情報（LEX/DB）を中心に、法令、文献情報、法律専門誌と専門書籍および関連する付加情報を網羅するとともに、常時ライブラリーのコンテンツの拡充を図っています。

当期においては、TKC会員事務所をはじめ大学や法科大学院、官公庁、法律事務所、特許事務所、企業法務部、海外の研究機関などでの利用が進み、令和7年9月末日現在、約2万7,500の諸機関で7万IDの登録に至っています。

b. アカデミック市場への展開

当社が提供する「TKC法科大学院教育研究支援システム」は、いつでもどこでもオンラインで利用できること、他社をしのぐ多様なコンテンツを収録していること、さらにレポート提出・オンライン演習・テスト機能等を搭載し、授業と自学自習を支援する仕組みとなっていることが特長です。令和7年度の契約でも160を超える大学で採用され、教員、学生からも高く評価されています。

また、司法試験受験を目指す法科大学院生や修了生、予備試験合格者に対し、TKC全国統一模試の実施により、司法試験への対応も支援しています。令和7年TKC全国統一模試の受験者数は2,600名を超えており、令和7年司法試験受験者4,000名の65%に達しています。なお、今後、法務省は令和8年からCBT試験（Computer Based Testing）への移行を予定しています。そこで令和7年7月以降、当社は「TKCデジタルテスト」導入による環境整備などを進めており、大学へのCBT試験サービス提供とさらなる受験者数の拡大を目指しています。今後も業界1位の受験数を誇るスタンダード模試としてサービスの充実をはかります。

2) 会計事務所事業部門の経営成績の分析

会計事務所事業部門における売上高は52,827百万円（前期比4.7%増）、営業利益は12,476百万円（同10.5%増）となりました。売上高の主な内訳は以下のとおりです。

a. コンピューター・サービス売上高は、前期比5.1%増となりました。これは、「FXクラウドシリーズ」を新たに利用開始し、経理事務のデジタルトランスフォーメーション（DX）に取り組む関与先企業が増加したこと、さらに税理士事務所向けにセキュリティを強化したスマートフォン「TKC-Phone」を利用し、自宅や外出先からリモートでTKCシステムを利用する会計事務所が増えたことで、クラウドサービスの利用量が増加したことなどによります。

b. ソフトウェア売上高は、前期比1.5%増となりました。これはペーパーインボイスの送受信をはじめ証憑の電子保存や仕訳の自動生成、優良な電子帳簿の作成などをデジタルシームレスで一気通貫に行える「FXクラウドシリーズ」を新規に利用開始する関与先企業が増加したことによります。

c. コンサルティング・サービス売上高は、前期比2.5%増となりました。これは中堅企業向けの財務会計システム「FX4クラウド」の新規受注に伴う立ち上げ支援サービスの実施件数が増加したことによります。

- d. ハードウェア売上高は前期比15.7%増となりました。これはMicrosoft社によるWindows10サポート終了を控え、関与先企業向けに「Windows11移行応援キャンペーン」を実施し、パソコンのリブレースが進んだことによります。
- e. なお、営業利益が売上高の前期比より高い伸びとなった理由は、利益率の高いコンピューター・サービス売上高やソフトウェア売上高が順調に伸びていること、さらに統合情報センターにおける印刷業務の処理移管に伴い、固定費が削減されたことによります。

③ 地方公共団体事業部門の営業活動と経営成績

地方公共団体事業部門は、行政効率の向上による住民福祉の増進を支援することを目的として、地方公共団体に専門特化した情報サービスを展開しています。当社が地方公共団体に対して提供する「T K C 行政クラウドサービス」は、令和7年9月末日現在で1,150団体を超える地方公共団体（都道府県、市区町村等）に採用されています。

1) 地方公共団体事業部門の営業活動

a. 地方公共団体情報システム標準化への対応

地方公共団体は、デジタル庁および所管省庁が定めた標準準拠システムの利用が義務付けられ、ガバメントクラウド環境での利用が努力義務とされました。当社では、令和6年12月23日に栃木県真岡市、2団体目として令和7年1月14日に埼玉県美里町において、ガバメントクラウド環境での標準準拠システムへの移行が完了し、ガバメントクラウド環境で順調に稼働しています。令和7年9月末日現在、当社の基幹業務システムは164団体に採用され、当期末までに68団体でガバメントクラウド環境での本稼働を完了しました。残る顧客も移行期限である令和7年度末までに移行完了する予定です。

b. 行政サービスのデジタル化支援

当社は、窓口業務のデジタル化「3 ない窓口（行かない・待たない・書かない）」の実現を支援する「行政サービス・デジタル化支援ソリューション」を開発・提供しています。

当期においては、「T A S K クラウド証明書コンビニ交付システム」の標準仕様への適合のための機能強化を進めました。その結果、令和7年9月末日現在「T A S K クラウドスマート申請システム」は大阪市や横浜市など政令指定都市を含む65団体以上、「T A S K クラウドかんたん窓口システム」は120団体以上、「T A S K クラウドマイナンバーカード交付予約・管理システム」は190団体以上、「T A S K クラウド証明書コンビニ交付システム」は280団体以上に採用されています。

c. 地方税税務手続きのデジタル化支援

当社は、地方税共同機構の認定委託先事業者として、同機構が運営するe L T A X（地方税ポータルシステム）審査システムをクラウド方式で提供しています。さらに、審査システムと各市区町村の税務システムを接続する独自の「データ連携サービス」を開発・提供しています。

本サービスの推進に当たっては、約50社のパートナー企業とアライアンス契約を締結し、提案活動を展開しています。その結果、「T A S K クラウド地方税電子申告支援サービス」は、令和7年9月末日現在で全都道府県・市区町村の4割以上に当たる約790団体に採用されています。また、令和8年度より開始される公金納付のデジタル化に向けてプロジェクトを編成し、システム開発を進めるとともに顧客団体向けに説明会を実施するなど対応準備を進めています。

d. 内部事務のデジタル化支援

当社は、地方公会計一体型の財務会計システム「T A S K クラウド公会計システム」およびその関連システムを開発・提供しています。

当期は、電子決裁システムなどの関連システムの機能強化に加え、関連サービスである文書管理システム、人事給与システムのリニューアルに取り組みました。また、兵庫県多可町と共同で、市区町村における「ペポルインボイス」の活用による業務効率化に関する実証実験をし、内部事務の効率化などで有効性を確認しました。これらの結果、「T A S K クラウド公会計システム」は令和7年9月末日現在で400団体以上に採用されています。

2) 地方公共団体事業部門の経営成績の分析

地方公共団体事業部門における売上高は27,565百万円（前期比26.7%増）、営業利益は3,513百万円（同14.5%減）となりました。売上高の主な内訳は以下のとおりです。

- a. コンピューター・サービス売上高は、前期比4.0%増となりました。これは、令和7年7月20日に実施された参議院選挙の入場券などの印刷・加工業務や、低所得者支援等に伴う各種通知書等の印刷・加工業務を受託したこと、また「T A S K クラウド証明書コンビニ交付システム」や「かんたん窓口システム」等を新規に利用開始する団体が増加したことなどによるものです。
- b. ソフトウェア売上高は、前期比5.5%減となりました。これは前期に受託した標準準拠システムへの移行に伴うシステム開発（要件定義、フィットギャップ分析、文字同定等）や、定額減税に伴う住民税システム改修業務などが今期はなかったことによるものです。なお、サブスクリプション型ソフトウェア利用料は、「T A S K クラウド公会計システム」等の新規受託により順調に増加しています。

- c. コンサルティング・サービス売上高は、前期比238.1%増となりました。これは、令和7年9月末日までに顧客市町村68団体において、標準準拠システム及びガバメントクラウド環境への移行作業を計画どおりに完了したことによるものです。
- d. ハードウェア売上高は、前期比106.9%増となりました。これは、標準準拠システムへの移行に伴い庁内設置用サーバを導入する顧客が増加したことや、住基ネット関連のハードウェア機器の更改時期を迎える顧客が集中したことによるものです。
- e. なお、増収減益となった理由は、標準準拠システムの提供開始に伴い、資産計上していたソフトウェアに係る減価償却費が増加したこと等によります。

④ 印刷事業部門の営業活動と経営成績

1) 印刷事業部門の営業活動

当社グループの印刷事業を担う株式会社TLPでは、会計事務所事業部門の統合情報センターで使用するTKCコンピュータ用連続帳票や地方公共団体事業部門のアウトソーシングサービスにおける税務関係帳票等の印刷・印字をはじめ、当社顧客に提供する印刷物等を手掛けています。また、一般企業および官公庁、市区町村等に対しては、DPSやビジネスフォーム印刷および商業美術印刷を基軸に事業を展開しています。

DPS分野では、一般企業へのDM印刷サービス、調査会社への調査票印刷サービス、および総務、経理、人事部門の通知関連業務の合理化を目的としたビジネスプロセスアウトソーシングサービス（BPO）を提供しています。特に、QRコードの活用によりDMの効果を測定するサービスなど、顧客利用価値の向上に取り組んでいます。市区町村に対しては、各種税務関係帳票や投票所入場券などの住民に対する通知業務を支援しています。また、音声コードUni-Voice（特定非営利活動法人日本視覚障がい情報普及支援協会提供）を採用することで、二次元コードをスマートフォンで読み込むことにより印刷された文字情報を音声として聞き取ることが可能となります。DPS分野では、こうした付加価値の高いサービスの提供に取り組んでいます。

ビジネスフォーム印刷分野では、ペーパーレス化の進展によりビジネス帳票・伝票類の使用量が減少傾向にあるものの、手書き帳票や特定帳票の需要は健在でありフォーム印刷の強みを生かした営業活動を展開しています。商業美術印刷分野（カタログ、書籍等）では、顧客企業の周年行事における印刷物や、法律改正による専門書籍の改版など顧客企業が求める出版物をタイムリーに提供するなどの支援をしています。

なお、株式会社TLPは、独占禁止法に基づき公正取引委員会による排除措置命令の対象となった入札談合により、既に徴収済の違約金によってもなお補填されない損害が残存するとして、日本年金機構から令和5年10月3日付で損害賠償請求訴訟を提起され係争しておりましたが、令和7年1月29日付で和解が成立しました。

2) 印刷事業部門の経営成績の分析

印刷事業部門における売上高は3,083百万円（前期比2.9%増）、営業利益は144百万円（同42.6%増）となりました。売上高の主な内訳は以下のとおりです。

- a. データ・プリント・サービス（以下、DPS）関連商品の売上高は、前期比10.8%増となりました。これは市区町村から令和6年10月に実施された衆議院選挙に係る通知業務をはじめとした新規業務を受注したことに加えて、共済組合等から通知書印刷業務を受注したこと、主要顧客から新たな販促DM作成業務や調査票（事業活動調査等）印刷業務を受注したことによります。
- b. ビジネスフォーム関連の売上高は、前期比13.2%減となりました。これは、デジタル化の進展により顧客企業における伝票印刷業務の需要が減少傾向にあること、加えて令和6年10月から価格改定を実施したことを受けて令和6年9月に帳票・伝票類の駆け込み受注があった反動減によるものです。
- c. 商業美術印刷（カタログ、書籍等）関連の売上高は、前期比0.4%減となりました。これは、カタログ・パンフレット等作成業務の受注が減少したことによります。
- d. なお、営業利益が売上高の前期比より高い伸びとなった理由は、DPS関連商品の売上高が堅調に推移したこと、さらに、令和6年10月に価格改定（値上げ）を実施したことなどによります。

⑤ 当社グループの当連結会計年度の財政状態の分析

1) 資産の部について

当連結会計年度末における資産合計は、129,817百万円となり、前連結会計年度末124,882百万円と比較して4,935百万円増加しました。

a. 流動資産

当連結会計年度末における流動資産は、52,513百万円となり、前連結会計年度末46,672百万円と比較して、5,840百万円増加しました。

その主な理由は、現金及び預金が3,182百万円、売掛金が2,077百万円増加したことによります。

b. 固定資産

当連結会計年度末における固定資産は、77,303百万円となり、前連結会計年度末78,209百万円と比較して、905百万円減少しました。

その主な理由は、ソフトウェアが3,697百万円、長期預金が1,500百万円増加したものの、ソフトウェア仮勘定が4,377百万円、繰延税金資産が946百万円、投資有価証券が504百万円減少したことによります。

2) 負債の部について

当連結会計年度末における負債合計は、21,320百万円となり、前連結会計年度末22,705百万円と比較して1,384百万円減少しました。

a. 流動負債

当連結会計年度末における流動負債は、18,349百万円となり、前連結会計年度末19,347百万円と比較して、998百万円減少しました。

その主な理由は、賞与引当金が927百万円減少したことによります。

b. 固定負債

当連結会計年度末における固定負債は、2,971百万円となり、前連結会計年度末3,357百万円と比較して、386百万円減少しました。

その主な理由は、退職給付に係る負債が375百万円減少したことによります。

3) 純資産の部について

当連結会計年度末における純資産合計は、108,497百万円となり、前連結会計年度末102,176百万円と比較して6,320百万円増加しました。

その主な理由は、利益剰余金が3,808百万円、その他有価証券評価差額金が2,745百万円増加したことによります。

なお、当連結会計年度末における自己資本比率は、83.6%となり、前連結会計年度末81.8%と比較して1.8ポイント増加しました。

⑥ 当社グループの当連結会計年度のキャッシュ・フローの分析

当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末に比べ3,182百万円増加し、33,580百万円になりました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの概況とその主な理由は次のとおりです。

1) 営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動によるキャッシュ・フローは、12,486百万円増加（前連結会計年度比309百万円収入減）しました。これは、税金等調整前当期純利益16,678百万円、減価償却費4,502百万円の計上、法人税等の支払5,568百万円および売上債権の増加2,038百万円などによるものです。

2) 投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動によるキャッシュ・フローは、360百万円減少（前連結会計年度比5,603百万円支出減）しました。これは、定期預金の預入5,600百万円の支出、定期預金の払戻4,100百万円の収入、投資有価証券償還5,000百万円の収入、有形固定資産の取得1,429百万円の支出および無形固定資産の取得2,126百万円の支出などによるものです。

3) 財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動によるキャッシュ・フローは、8,943百万円減少（前連結会計年度比3,715百万円支出増）しました。これは、自己株式の取得3,302百万円の支出および令和6年9月期期末配当（1株当たり配当55円）ならびに令和7年9月期中間配当（1株あたり配当50円）5,450百万円の支払いなどによるものです。

なお、当企業集団のキャッシュ・フロー指標のトレンドは、下記のとおりです。

	令和4年9月期	令和5年9月期	令和6年9月期	令和7年9月期
自己資本比率 (%)	80.0	81.9	81.8	83.6
時価ベースの自己資本比率 (%)	164.6	163.1	159.7	167.8
債務償還年数 (年)	0.1	0.1	0.0	0.0
インタレスト・カバレッジ・レシオ (倍)	8,627.1	11,323.4	17,357.9	39,612.4

自己資本比率 : 自己資本 ÷ 総資産 × 100
時価ベースの自己資本比率 : 株式時価総額 ÷ 総資産 × 100
債務償還年数 : 有利子負債 ÷ 営業キャッシュ・フロー
インタレスト・カバレッジ・レシオ : 営業キャッシュ・フロー ÷ 利払い

(注) 1. 各指標は、いずれも連結ベースの財務数値により計算しております。

2. 株式時価総額は、期末株価終値×期末発行済株式数（自己株式控除後）により算出しております。

(2) 生産、受注及び販売の実績

①生産実績

特に記載すべき事項はありません。

②受注実績

特に記載すべき事項はありません。

③販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額（百万円）	前年同期比 (%)
会計事務所事業	52,827	104.7
地方公共団体事業	27,565	126.7
印刷事業	3,083	102.9
合計	83,476	111.0

(注) セグメント間の取引については相殺消去しております。

(3) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

①重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたっては、経営者により、一定の会計基準の範囲内で見積り及び仮定を用いている部分があり、資産・負債や収益・費用の数値に反映されております。これらの見積り等については、継続して評価し、事象の変化等により必要に応じて見直しを行っていますが、見積りには不確実性が伴うため、実際の結果は、これらとは異なる場合があります。

当社グループの重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、使用される当社の見積り等が、当社グループの連結財務諸表に重要な影響を及ぼすと考えられるものは、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項（重要な会計上の見積り）」に記載しております。

②当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因

「3 事業等のリスク」をご参照ください。

③当社グループのキャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性

当社グループは、経営体質の強化を図りながら持続的に企業価値を向上するにあたり、事業活動に必要な資金は、自己資金を中心とすることを基本方針としております。この方針のもと事業活動の維持に必要な手元資金を保有し、十分な流動性を確保していると考えております。

また、情報通信技術（ICT）が急速に進歩するとともに、社会の諸制度が大きく変化していく中で当社のお客さまのビジネスを成功に導きながら、市場環境の変化に迅速に対応し競争優位を実現するために、先行的な研究開発投資と積極的な設備投資を実施しております。

④当社グループの経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は、継続企業（ゴーイング・コンサーン）の前提の下に、毎事業年度の配当原資を当該期間利益に求めることを原則としています。この考え方にに基づき、重要な経営指標として以下のものを設定するとともに管理しています。

1)連結数値に基づく経営指標

- a. 対前年度売上高比率：103%以上
- b. 自己資本利益率（ROE）：11%以上

2)個別数値に基づく経営指標

- a. 自己資本比率：80%以上
- b. 限界利益率：70%以上
- c. 自己資本利益率（ROE）：11%以上

※限界利益とは、売上高から売上高に比例して変動する費用（変動費）を控除した金額であり、製品ミックスにより変動します。限界利益率とは、この限界利益の額が売上高に占める割合を言います。

このような状況のなか、当期の連結対前年度売上高比率は11.0%（前期比6.4ポイント増）、連結自己資本利益率は11.5%（前期比0.1ポイント増）となりました。

また、個別自己資本比率は85.9%（前期比1.5ポイント増）、個別限界利益率は76.4%（前期比3.4ポイント減）、個別自己資本利益率は11.8%（前期比0.0ポイント減）となりました。

引き続き高い水準を維持するために、収益構造および資本効率の改善に取り組んで参ります。

5 【重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

当連結会計年度における当社グループの研究開発費はありません。

なお、当連結会計年度において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループ（当社及び連結子会社）では、ソフトウェアの開発分野と情報処理サービス分野において継続的に設備投資を行っております。

当連結会計年度においては、8,934百万円の設備投資（無形固定資産及び調整額等を含む）を実施しました。

（1）会計事務所事業

当社システムのクラウド環境を強化するためのTISC空調機等増設費用・高速プリンタの導入、及び販売用ソフトウェアの制作など2,687百万円の設備投資を行いました。

（2）地方公共団体事業

TASKアウトソーシング開発サーバリプレース及びクラウドシステムによるサービス提供用ソフトウェアの制作など5,669百万円の設備投資を行いました。

（3）印刷事業

封入封緘機の導入など586百万円の設備投資を行いました。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

令和7年9月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額（百万円）						従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬 具	土地 (面積㎡)	工具、 器具及び 備品	その他	合計	
TKC栃木本社 TKCシステム開発研究所 TKCインターネット・サー ビスセンター TKC栃木統合情報センター (栃木県宇都宮市他) ※1, ※2	会計事務所 事業 地方公共団 体事業	開発設備 情報通信サー ビス設備 情報処理設備	4,844	3	2,817 (31,337.13)	1,422	7,172	16,260	1,342
TKC東京本社 TKCシステム開発研究所東 京分室 (東京都新宿区)	会計事務所 事業 地方公共団 体事業	事務所設備	76	—	—	94	—	171	353
TKC東京統合情報センター (東京都練馬区)	会計事務所 事業	情報処理設備	170	—	2,224 (1,447.44)	3	—	2,397	18
TKC中部統合情報センター (愛知県春日井市)	会計事務所 事業	情報処理設備	50	—	196 (3,017.47)	—	—	247	14
TKC関西統合情報センター (大阪府茨木市)	会計事務所 事業	情報処理設備	389	—	286 (1,808.03)	—	—	676	41
TKC中四国統括センター (岡山県岡山市北区)	会計事務所 事業	事務所設備	18	—	—	11	—	29	10
TKC九州統合情報センター (福岡県古賀市)	会計事務所 事業	情報処理設備	187	—	203 (2,341.48)	—	—	391	9
TKC北海道統合情報センタ ー TKC北海道SCGサービス センター (北海道札幌市中央区)	会計事務所 事業	情報処理設備 事務所設備	27	—	—	2	—	30	32
TKC東北統合情報センター TKC東北SCGサービスセ ンター (宮城県仙台市青葉区)	会計事務所 事業	情報処理設備 事務所設備	0	—	—	1	—	2	17

令和7年9月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額（百万円）						従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬 具	土地 (面積㎡)	工具、 器具及び 備品	その他	合計	
TKC茨城SCGサービスセンター TKC茨城営業課 (茨城県つくば市)	会計事務所 事業 地方公共団 体事業	事業所設備	15	—	147 (1,120.00)	1	—	164	24
TKC山口SCGサービスセンター (山口県山口市)	会計事務所 事業	事業所設備	17	—	197 (814.00)	2	—	216	6
寮・社宅 (栃木県宇都宮市)	会計事務所 事業 地方公共団 体事業	福利厚生設備	182	—	391 (5,326.69)	4	—	578	—

(2)国内子会社

令和7年9月30日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額（百万円）						従業員数 (人)
				建物及び 構築物	機械装置 及び運搬 具	土地 (面積㎡)	工具、 器具及び 備品	その他	合計	
㈱TLP	羽生工場 (埼玉県 羽生市)	印刷事業	印刷設備	99	191	145 (7,275.17)	8	12	457	79
㈱TLP	DPS ソリューションセンター (埼玉県 羽生市)	印刷事業	印刷設備	724	622	132 (9,768.00)	22	201	1,702	77

(注) 1. 上記以外の連結会社の設備の状況については、設備が小規模のため記載を省略しております。

2. 帳簿価額のうち「その他」は、リース資産、ソフトウェア（仮勘定含む）であります。

3. ※1には、一部福利厚生施設が含まれております。

※2には、貸与中の建物1,047百万円、工具、器具及び備品19百万円を含んでおり、子会社であるTKCカスタマーサポートサービス(株)に貸与されております。

4. 上記以外の主要な賃借をしている設備は、次のとおりであります。

(提出会社)

事務所の年間賃借料

700百万円

3【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して計画しております。

設備計画は原則的に連結会社各社が個別に策定しておりますが、提出会社が中心となってグループ全体の調整を図っています。

なお、当連結会計年度末（令和7年9月30日）現在における重要な設備の新設、除却等の計画は、経常的な設備更新及びそれに伴う除売却を除きありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	120,000,000
計	120,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (令和7年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (令和7年12月11日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	52,301,466	51,741,466	東京証券取引所 プライム市場	単元株式数100株
計	52,301,466	51,741,466	—	—

(注) 令和7年11月28日付で自己株式560,000株の消却を行っております。

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高 (百万円)
令和3年4月1日 (注)1	26,731,033	53,462,066	—	5,700	—	5,409
令和5年9月29日 (注)2	△295,600	53,166,466	—	5,700	—	5,409
令和7年2月28日 (注)2	△865,000	52,301,466	—	5,700	—	5,409

(注) 1. 株式分割(1:2)によるものであります。

2. 自己株式の消却によるものであります。

3. 令和7年11月28日付で自己株式560,000株の消却を行っております。自己株式消却後の発行済株式総数残高は、51,741,466株であります。

(5) 【所有者別状況】

令和7年9月30日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況 （株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	22	21	145	155	3	7, 837	8, 183	－
所有株式数 （単元）	－	159, 694	2, 731	133, 114	79, 684	14	147, 090	522, 327	68, 766
所有株式数の 割合（％）	－	30. 6	0. 5	25. 5	15. 3	0. 0	28. 2	100. 0	－

- (注) 1. 自己株式815,847株は「個人その他」に8,158単元及び「単元未満株式の状況」に47株含めて記載しております。
2. 「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ13単元及び74株含まれております。
3. 「金融機関」の欄には、役員報酬B I P信託が所有する当社株式1,967単元が含まれております。

(6) 【大株主の状況】

令和7年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (百株)	発行済株式（自己株式を除く。）の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
公益財団法人飯塚毅育英会	栃木県宇都宮市鶴田町1758番地	75,170	14.6
大同生命保険株式会社	大阪府大阪市西区江戸堀1丁目2番1号	47,964	9.3
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社（信託口）	東京都港区赤坂1丁目8番1号	45,232	8.8
公益財団法人租税資料館	東京都中野区南台3丁目45番13号	30,930	6.0
T K C グループ社員持株会	東京都新宿区揚場町2番1号	30,400	5.9
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 (株式会社みずほ銀行決済営業部)	ONE CONGRESS STREET, SUITE 1, BOSTON, MASSACHUSETTS (東京都港区港南2丁目15番1号)	18,943	3.7
飯塚真玄	栃木県宇都宮市	14,626	2.8
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	11,019	2.1
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区大手町2丁目6番4号	10,662	2.1
損害保険ジャパン株式会社	東京都新宿区西新宿1丁目26番1号	9,572	1.9
計	—	294,521	57.2

- (注) 発行済株式の総数に対する所有株式数の割合の計算にあたり控除する自己株式には、役員報酬B I P信託が所有する当社株式196,700株は含めておりません。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

令和7年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 815,800	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 51,416,900	514,169	—
単元未満株式	普通株式 68,766	—	—
発行済株式総数	52,301,466	—	—
総株主の議決権	—	514,169	—

(注) 「完全議決権株式 (その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が1,300株 (議決権の数13個) 及び役員報酬B I P信託が所有する株式196,700株 (議決権の数1,967個) を含めております。

② 【自己株式等】

令和7年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
株式会社T K C	栃木県宇都宮市鶴田町1758番地	815,800	—	815,800	1.56
計	—	815,800	—	815,800	1.56

(注) 上記のほか、役員報酬B I P信託が所有する当社株式196,700株を連結財務諸表上、自己株式として計上しております。

(8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

当社は、当社の取締役（社外取締役及び国外居住者を除く。）、執行役員（国外居住者を除く。）及び監査役（社外監査役及び国外居住者を除く。）（以下「取締役等」という。）の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することにより、中長期的な企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的として、本制度の導入を、平成30年12月21日開催の第52期定時株主総会において決議しております。

本制度は、令和元年9月30日で終了する事業年度から令和3年9月30日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、「当初対象期間」という。）を信託の期間としておりましたが、信託期間の延長により本制度を継続して運用しています。現行の信託期間（令和10年2月29日まで）は、令和7年2月13日開催の取締役会にて決定しております。

①本制度の内容

本制度では、役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託（以下「BIP信託」という。）と称される仕組みを採用します。本制度は、欧米の業績連動型株式報酬（Performance Share）制度及び譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock）制度と同様に、取締役等に対して当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）を交付及び給付（以下「交付等」という。）する制度であります。

②対象者に交付等を行う予定の株式の総数

- 1) 当初対象期間を対象に合計1,549百万円を上限として本信託へ抛出いたします。なお、当初対象期間においては株式報酬型ストックオプションからの移行措置分として合計977百万円を上限とする金額を含んでおります。
- 2) 令和7年2月13日開催の取締役会において、信託期間を3年間延長し本制度を継続することを決定しましたが、当社が抛出する金員の上限は、平成30年12月21日開催の第52期定時株主総会において決議されたとおり、取締役及び執行役員500百万円、監査役72百万円としております。また、今回の本制度の継続における追加抛出は実施しておりません。

信託契約の内容

信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託の目的	取締役等に対するインセンティブの付与
委託者	当社
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
受益者	取締役等のうち受益者要件を満たす者
信託管理人	専門実務家であって当社と利害関係のない第三者
信託契約日	平成31年2月26日
信託の期間	平成31年2月26日～令和4年2月28日 （令和7年2月20日の信託契約変更により令和10年2月29日まで延長）
制度開始日	平成31年3月1日
議決権行使	行使しないものとします
取得株式の種類	当社普通株式
信託金の上限金額	取締役及び執行役員500百万円（信託報酬及び信託費用を含む。） 監査役 72百万円（同上）
株式の取得方法	株式市場または当社（自己株式処分）より取得
帰属権利者	当社
残余財産	帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。

③本制度の対象となる当社株式等の交付等の対象者

取締役等のうち受益者要件を満たす者

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号及び会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数（株）	価額の総額（円）
取締役会（令和7年2月13日）での決議状況 （取得期間 令和7年2月14日）	1,000,000	3,815,000,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	865,000	3,299,975,000
残存決議株式の総数及び価額の総額	135,000	515,025,000
当事業年度の末日現在の未行使割合（%）	13.5	13.5
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合（%）	13.5	13.5

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数（株）	価額の総額（円）
当事業年度における取得自己株式	439	1,725,320
当期間における取得自己株式	54	221,400

（注）当期間における取得自己株式数には、令和7年12月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 （株）	処分価額の総額 （円）	株式数 （株）	処分価額の総額 （円）
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	865,000	2,832,805,800	560,000	1,834,078,400
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転 を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 （単元未満株式の売渡請求による売渡）	38	102,673	—	—
保有自己株式数	815,847	—	255,901	—

（注）1. 当期間における取得自己株式の処理状況及び保有状況には、令和7年12月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式及び売渡請求による売渡株式は含まれておりません。

2. 保有自己株式数には、役員報酬BIP信託が所有する当社株式196,700株は含めておりません。

3【配当政策】

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

さらに、取締役会決議により、毎年3月31日を基準日として会社法第454条第5項に定める中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

当社の配当方針は、株主の皆さまのご期待にお応えするため、每期適正な利益を持続的に確保しながら、配当性向（単体）について50%とすることを目処とする基本方針としております。また、情報通信技術（ICT）が急速に進歩するとともに、社会の諸制度が大きく変化していく中で、当社の顧客である会計事務所並びに地方公共団体への支援を強化し、これらのお客さまのビジネスを成功に導きながら、市場における競争力を堅持していくためには、今後とも先行的な研究開発投資と積極的な設備投資を実施していくことが必要不可欠です。

従いまして、株主の皆さまに対する配当につきましては、研究開発投資等の源泉としての自己資本の充実と長期的かつ安定的な配当原資とのバランスを念頭におきながら、財政状態、経営成績および配当性向等を総合的に勘案して決定しています。

(1) 中間配当については、50円配当の取締役会決議を経て実施しています。

(2) 期末配当については、令和7年8月8日に公表のとおり、普通配当50円、特別配当10円を予定しております。

(3) 当事業年度の1株当たり配当額は、1株当たり中間配当額50円と、1株当たり期末配当額60円を合算した110円を予定しております。

この結果、年間配当性向（単体）は47.9%を予定しております。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
令和7年5月14日 取締役会	2,574	50.00
令和7年12月19日 定時株主総会（予定）	3,089	60.00

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループの中核をなす株式会社TKCは、昭和41年10月22日、会社定款第2条に次の二つの事業目的を掲げて設立されました。

1. 会計事務所の職域防衛と運命打開のため受託する計算センターの経営
2. 地方公共団体の行政効率向上のため受託する計算センターの経営

会社の事業目的は、そのあと業容の拡大に伴い追加されましたが、顧客を「会計事務所」と「地方公共団体」の2つに絞り、これらの顧客の事業を成功に導くためにICT（情報通信技術）の分野で専門特化するという経営方針は変えておらず、その結果として当社グループは、わが国の情報産業界において独自の地位を占めるに至っております。

また、これをコンプライアンスの視点から見れば、当社グループ（印刷事業部門を除く）の顧客は、会計事務所事業部門においては税理士、公認会計士、税理士法人および監査法人であり、また、地方公共団体事業部門においては、県、市町村およびこれらに所属する公益法人等となっています。これらの顧客は、職業法（税理士法または公認会計士法）或いは行政法（地方自治法および地方公務員法等）により、その業務遂行において、他の職種よりも一層厳しいコンプライアンスが求められております。

そのため当社グループが設計・製造・販売するすべてのソフトウェア製品とサービスについては、顧客の業務に関連する法令への完全準拠性の確保を最優先事項としており、併せてそのような立場にある顧客から信頼を得るためにも、単体及びグループ経営におけるコンプライアンスを徹底することに鋭意努力しております。

そのような当社グループにおいて、コーポレート・ガバナンスとは、

1. 法令、定款および株主総会の決議を遵守し、会社の事業目的を達成するために、
2. 戦略的な中期経営計画の策定とより優れた人材の育成を基盤として、顧客の事業を成功に導くソフトウェア製品とサービスを開発・提供することにより、
3. 顧客から感謝と信頼、さらに願わくば尊敬までを戴けるように全力を尽くし、
4. その結果として立派な経営成績と財政状態を確保し、その成果を当社グループの本来の所有者である株主の皆様還元することである。

と理解しております。

なお、このようなコーポレート・ガバナンスの過程を通して、意思決定と事業プロセスの透明性を高め、リスク管理の徹底、さらにはタイムリーな情報開示と説明責任の遂行により、企業価値の継続的な向上をめざしてまいります。

Ⅱ 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

1. 企業統治体制の概要

(1) 取締役会

代表取締役社長が取締役会の議長となり、他の取締役が出席して毎月1回必ず取締役会を開催し、情報を共有しながら迅速な意思決定に努めております。

有価証券報告書提出日現在、取締役は8名選任されており、社外取締役の3名を除き、各取締役は経営における執行担当として担当部門をもち、審議に参加し、意見を具申しております。また、平成18年12月22日より執行役員制度を導入しております。

なお、取締役会の構成員の氏名は（2）役員の状況－1．役員一覧に記載する取締役8名であります。

※当社は、令和7年12月19日に開催予定の定時株主総会の議案として「取締役1名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されると、当社の取締役は9名（うち、社外取締役3名）となります。

(2) 監査役会

常勤監査役が監査役会の議長となり、他の監査役が出席して四半期に1回必ず監査役会を開催し、会計監査人から監査状況の報告を受けるほか、各監査役の監査実施状況の報告等を行い、意見交換しております。また、毎月開催される取締役会に出席し、取締役会の意思決定、決議に関する適法性、適正性、妥当性等を確保するための助言・提言を行っております。

なお、監査役会の構成員の氏名は、（2）役員の状況－1．役員一覧に記載する監査役4名であります。

(3) 指名・報酬諮問委員会

当社は、令和元年9月10日開催の取締役会において、取締役会の任意の諮問機関として、「指名・報酬諮問委員会」を設置することを決議いたしました。

本委員会は、委員長及び委員の過半数を独立社外役員および社外有識者で構成しており、取締役会の諮問機関として、以下の事項を意思決定するにあたり、独立社外取締役等の関与・助言を得る機会を確保し、取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化することによって、コーポレート・ガバナンス体制をより一層充実させることを目的に設置しております。

①取締役及び役付執行役員候補を指名するに当たっての方針と手続

②取締役及び役付執行役員の選解任

③取締役及び役付執行役員の報酬等を決定するに当たっての方針

④取締役及び役付執行役員の個人別の報酬等の決定に関する方針

⑤取締役及び役付執行役員の個人別の報酬等

⑥子会社の代表取締役及び監査役の選解任及び個人別の報酬等

⑦その他、前各号に関して取締役会が必要と認めた事項

なお、指名・報酬諮問委員会の構成員の氏名は以下のとおりです。

<構成員一覧>

委員長 田口 操 （社外有識者）

委員 加藤 恵一郎 （社外取締役）

委員 妙中 茂樹 （社外監査役）

委員 飯塚 真規 （社内取締役）

委員 飛鷹 聡 （社内取締役）

有価証券報告書提出日現在、当社の業務執行、経営の監視の仕組みに関する模式図は以下のとおりです。



3. 企業統治に関するその他の事項

(1) 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容

当社は、会社法第362条第5項に基づく「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」に関して、取締役会の決議により基本方針を定めております。概要は、次のとおりです。

[1] 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の構築に関する基本方針（会社法第362条第4項第6号前段関連）

1. 取締役は、法令及び定款並びに株主総会の決議（以下、「法令等」という。）を順守すると共に、当社の定款第2条に定める事業目的が「会計事務所の職域防衛と運命打開のため受託する計算センターの経営」及び「地方公共団体の行政効率向上のため受託する計算センターの経営」にあることを常に念頭に置き、その実現のために職務を執行しなければならない。
2. 取締役は、取締役会が定めた「取締役の職務権限と職務分掌に関する規定」に基づいて職務を執行すると共に、他の取締役と協力して会社業績の向上に努めなければならない。
3. 取締役は、自分の意思決定（部下からの提案に対する承認を含む。）が法令等に違反する虞があると判断したときは、遅滞なく法務担当取締役に相談し、その判断に従って違法行為の発生を事前に回避しなければならない。なお、それが重要な案件である場合は、法務担当取締役は遅滞なく代表取締役社長（以下、「社長」という。）及び常勤監査役並びに社外の顧問弁護士に報告し、その指導を受けると共に、その顛末を取締役会に報告しなければならない。
4. 取締役は、他の取締役又は従業員の行為又は企画の内容が法令等に違反する虞があると判断した場合は、経営の共同責任者として、遅滞なく本人に対して警告を発しなければならない。
なお、それが重要な案件である場合は、取締役は、遅滞なく社長に報告し、その指導を受けなければならない。
5. 取締役は、取締役会に出席する前に、次の取締役会において審議、報告及び協議（以下、「審議等」という。）を予定する案件を確認し、会社法が定める取締役会の職務（第362条）及び取締役の権限（第363条）に関する規定、並びに当社の「取締役会規定」が定める審議事項の範囲から見て、案件に漏れがないことを確認しなければならない。なお、そのほかに審議等を行うべき案件がある場合は、遅滞なく取締役会担当取締役に申し出なければならない。
6. 取締役は、取締役会に出席し、審議等を行うすべての案件について、自らの良心と責任において自由に意見を述べ、かつ議決権を行使しなければならない。また、担当職務の執行状況の報告に際しては真実を述べると共に、予想される戦略リスク又はオペレーション・リスクについて率直に問題提起し、取締役会において事前にその対応策を検討する機会と時間を与えなければならない。
7. 取締役会における審議等の過程は、「取締役会の意思決定に関する情報管理規定」に基づき、すべて録音するものとし、録音結果は、説明に使用された資料及び取締役会議事録と共に、会社法第371条に規定する電磁的記録を用いて保存しなければならない。
8. 取締役は、株主総会に出席し、株主から自らの職務執行に関する質問を受け、かつ議長から回答の指示があった場合は、進んで誠実に回答しなければならない。
9. 取締役会の議長は、取締役会における審議において、出席監査役に対して、その決議が法令等に違反する虞があるかどうかについて意見を求めなければならない。また、監査役は取締役会の議事を聴取する過程で、法令等に違反する虞があると判断したときは、遅滞なく議長に対して警告を発しなければならない。
10. 取締役は、会社の最高幹部として、『TKC企業行動憲章2006』の理念の下に、会社の社会的責任を深く自覚すると共に、不断に人格及び識見の向上に努め、法令等及び社内諸規定をよく守り、慢心と公私混同を排除すると共に、事業目的の達成のために洞察力を発揮し、率先垂範することにより、その命に服する従業員から見て最も信頼に足るべき人物たるべく努力する義務を負う。
11. 当社は、反社会的勢力・団体・個人とは一切の関わりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針とする。その旨を取締役及び使用人に周知徹底すると共に、係る情報をTKCグループ内で共有し、対応に関する体制を整備する。また、警察等の外部専門機関、法律顧問弁護士との間で緊密な連携を取る。

[2] 会社の業務の適正を確保するための体制の構築に関する基本方針

(会社法第362条第4項第6号後段関連)

1. 当該株式会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制の整備

(会社法施行規則第100条第1項第1号関連)

- (1) 取締役の職務の執行に係る情報（以下、「取締役職務情報」という。）のうち、株主総会の議事に係る情報については、「株主総会の議事に関する情報管理規定」に基づいて保存及び管理を行う。
- (2) 取締役職務情報のうち、取締役会での審議等に係る情報については、前記（[1] 7）のとおりに「取締役会の意思決定に関する情報管理規定」に基づいて保存及び管理を行う。
- (3) 取締役職務情報のうち、官公署に提出した情報及び官公署から受領した情報、並びに法務に関連して社外に発信した情報及び社外から受領した情報は「法務に関する情報管理規定」に基づいて保存及び管理を行う。
- (4) 前3項以外の取締役職務情報は、次の3つに区分し、「取締役の日常業務に関する情報管理規定」に基づいて保存及び管理を行う。
 - ① 取締役が主催する会議（株主総会及び取締役会を除く。）のうち、当社の業績に重要な影響を与えることが予想される案件を審議した会議、又は特定の顧客、取引先、従業員の利害に直接関連する案件を審議した会議の議事録及び関連資料。
 - ② 取締役が「稟議規定」に基づき決裁した承認申請書及び関連資料。
 - ③ その他取締役の職務の執行に関する重要な情報。
- (5) 前4項に係る取締役職務情報についてはデータベース化し、各情報の存否及びその内容を直ちに検索できる体制を構築するものとする。なお、必要に応じてデータベースの運用状況の検証及び規定等の見直しを行い、取締役会に報告する。

2. 当該株式会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

(会社法施行規則第100条第1項第2号関連)

2-1. 戦略リスクの管理に関する規定

- (1) 戦略リスクは、事業機会に関連するリスクであり、経営上の戦略的意思決定に伴う不確実性に起因するものである。当社においては、その現状に鑑み、当分の間、戦略リスクを管理する目的を「事業機会の喪失を回避する」こと、並びに株主総会に提案する「取締役の人事」に関するものに限定するものとする。
- (2) すべての取締役は、事業機会の喪失を回避するために、積極的な情報収集活動と飽くなき探求心をもって、顧客のビジネスの成功に貢献する事業機会を他に先駆けて捉え、その事業機会から最大の成果を引き出すために、優れた直観力を発揮し、タイムリーかつ全体最適な基本計画を立案して、その実行を社長に提案しなければならない。
- (3) 社長は、取締役（従業員を含む。）から前項の提案を受けた時は、その内容を以下の観点から評価し、実行すべしと判断した時は、その旨を取締役に報告し、取締役会において担当取締役（従業員を含む。）からその実行計画を発表せしめなければならない。
 - ① 当社の経営理念への準拠性
 - ② コンプライアンス
 - ③ 期待される顧客のビジネスへの貢献度
 - ④ 予想される顧客からの評価
 - ⑤ 技術的な実行可能性
 - ⑥ 必要となる資金とコスト
 - ⑦ その他、業務提携先との信義則等
- (4) 株主総会において取締役の人事に関する提案を行う場合は、「指名・報酬諮問委員会規定」に基づくものとする。

独立社外役員等を委員長とする指名・報酬諮問委員会において、取締役の選解任基準に基づいて審議決定し、これを取締役に答申するものとする。

取締役会は、指名・報酬諮問委員会から答申された内容について、審議・決定するものとする。

2-2. オペレーション・リスクの管理に関する規定

2-2-1. 全部門で発生する可能性のあるオペレーション・リスクの管理に関する規定

- (1) オペレーション・リスクは、事業活動の遂行に関連するリスクであり、適正かつ効率的な業務の遂行の不確実性に起因するものである。また、そのリスクの種類は次の2つに分けて管理するものとする。
 - ① 全部門で発生する可能性のあるリスク（以下、「部門共通リスク」という。）
 - ② 特定部門で発生する可能性のあるリスク（以下、「特定部門リスク」という。）

なお、本項においては部門共通リスクの管理について規定する。

- (2) 取締役会においてリスク管理担当取締役を選任し、その責任の下に、当社の全従業員を対象として、以下の部門共通リスクの洗い出しを行うものとする。
- ①緊急度の高いもの。
 - ②コンプライアンスに関するもの。
 - ③当社の守秘義務に関するもの。
 - ④資産の保全と会計に関するもの。
 - ⑤業務の遂行に係る諸規定及びマニュアル等の整備に関するもの。
 - ⑥職場環境と労務管理に関するもの。
 - ⑦その他必要と認めるもの。
- (3) 担当取締役は、前項の調査に基づき、いずれかの部門共通リスクについて、完全に排除できる対策があると判断したときは、遅滞なく社長に報告し、善後策を協議するものとする。
- (4) 担当取締役は、未解決のリスクについて分類整理し、これらに対応するための基本方針をまとめ、これを「オペレーション・リスクの発生防止に関する規定」（以下、本項において「規定」という。）として取締役会に提出し、その承認を受けるものとする。承認された規定は、社長方針書として全従業員に示達し、その周知徹底を図るものとする。
- (5) 担当取締役は、重要なリスクが顕在化したときは、直ちに規定に基づき、損害の拡大を防止しこれを最小限に止めるものとする。
- (6) 担当取締役は、前項の措置を完了してから1か月以内に、そのリスクの真因を確かめ、再発防止策を策定し、2か月以内に取締役会に報告し、規定の改訂を実施するものとする。
- (7) すべての部門長は、規定に基づき、毎日或いは定期的に、担当部門における規定の順守状況を確認し、担当取締役に報告するものとする。
- (8) 担当取締役は、これまでに認識されなかった重要な部門共通リスクを発見した者及び顕在化したリスクに関して有効な再発防止策を提案した者に対しては、特別表彰金の支給を社長に申請するものとする。

2-2-2. 特定部門で発生する可能性のあるオペレーション・リスクの管理に関する規定

- (1) 特定部門リスクは、特定部門に固有なオペレーション・リスクを管理する必要がある場合及び全部門に共通するリスクではあるが、その管理には高度かつ専門的な知識を必要とする場合があり、これに関係する部門が複数の場合は以下の委員会（新設するものを含む。）が、単独部門の場合は当該部門が担当するものとする。
- ①システム開発研究所業務改善委員会
 - ②自治体システム開発部門業務改善委員会
 - ③統合情報センター業務改善委員会
 - ④SCGサービスセンター業務改善委員会
 - ⑤自治体営業部門業務改善委員会
 - ⑥サプライ事業部業務改善委員会
 - ⑦東京本社業務改善委員会
 - ⑧人事給与制度改善委員会
 - ⑨リスク管理委員会
 - ⑩その他取締役会が新設すべきと決定した委員会
- (2) 前項の委員会は、社長又は部門担当取締役の補佐機関とし、委員長は業務執行役員とし、委員は定員を定め、取締役会において決定するものとする。また、委員会の答申事項は担当取締役又は委員長が取締役会に出席して報告し、かつ必要な事項については取締役会の審議を求めることができるものとする。
- (3) 委員会及び特定の単独部門における特定部門リスクの管理は、2-2-1に定める部門共通リスクの管理に準じて行うものとする。なお、特定部門リスクの洗い出しに関しては、委員会が行い、その結果を取締役会に報告するものとする。

2-2-3. ハザード・リスクその他の管理に関する規定

- (1) 大規模な地震、水害、火災などの災害の発生、長期間にわたる停電、断水、通信回線の途絶等、会社に著しい損害を及ぼす事態が発生した場合は、速やかに社長を本部長とする「緊急対策本部」を設置し、顧客・従業員とその家族・株主・取引先等並びに外部報道機関との情報連絡チーム及び顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチームを組織して迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整えるものとする。

- (2) 法令等に抵触する虞のある事案が発生した時は、法務担当取締役の責任のもと経営管理本部を統括部署として、その対応を図るものとする。

なお、法令順守義務に係る重要事項については、法律顧問である社外の弁護士との間で協議を行うものとする。

3. 当該株式会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第3号関連)

- (1) 取締役会は、定例取締役会を原則として毎月10日に開催するほか、必要に応じて随時に開催する。また、計算書類の開示及び株主総会に関連して開催される取締役会は、6か月以上前に日時を予定して開催される。
- (2) 毎期、年度末の取締役会においては、取締役会規定に基づいて、社長から当社の経営理念に照らして策定された次年度の「経営方針」及び次年度を開始年度とする向こう3か年の「中期経営計画」が提出され、その戦略的合理性について審議する。
- (3) 毎期、新年度の第2月に開催される取締役会においては、取締役会規定に基づいて、社長から新年度の全社並びに部門別の「目標損益計算書」並びに取締役の「職務分掌表」及び「戦略目標」に係る案が提出され、その実行可能性について審議する。
- (4) 毎月の定例取締役会においては、前月末までの全社並びに部門別の「目標損益計算書」と「実績損益計算書」とが報告され、目標と実績との差異を分析し、年度目標の売上高と経常利益とを達成するための次の打ち手について協議する。
- (5) 社長は、日常の職務執行に際して、直属の部門担当取締役が企画する個別の案件について詳細に点検し、当年度の経営方針に照らして、その企画が最大の成果を生むように調整し、かつ取締役会で承認された範囲内で社長戦略予備費の支出を承認する。
- (6) 部門担当取締役は、日常の職務執行に際して、直属の業務執行役員及び管理職者が、当年度の経営方針と部門の戦略目標を正しく認識し、これを達成するためにPDCAを徹底するように指導し、常に部門全体の業績の進捗を確認しながら、年度目標の売上高と経常利益を達成するよう努力しなければならない。
- (7) 部門担当取締役は、担当する部門の経営において、冗費を節約し、業務の品質と生産性を向上させると共に、職場の整理整頓に努め、すべての従業員が安全かつ快適で、面白さとやりがいを感じられるような職場環境を実現するように、指導力を発揮しなければならない。

4. 当該株式会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第4号関連)

- (1) 従業員による法令等の順守を徹底するため、社長に直属する内部監査部において、監査役及び社外の顧問弁護士の指導に基づき、「コンプライアンス規定」及び「コンプライアンス・マニュアル」の原案を作成すると共に、その内容について取締役会の承認を得たのち、社長方針書としてすべての従業員に配布する。
- (2) 内部監査部の企画に基づき、当社のすべての従業員に対して、前項の「コンプライアンス規定」及び「コンプライアンス・マニュアル」に関する教育研修を定期的実施し、その理解の徹底を図る。
- (3) 内部監査部が社内部門を内部監査するときは、必ず、被監査部門に所属する従業員の「コンプライアンス規定」の認知度及び「コンプライアンス・マニュアル」の運用状況を確認すると共に、その「内部監査結果報告書」を監査終了後1週間以内に社長に提出する。
- (4) 部門担当取締役は、「コンプライアンス規定」に従い、担当部門にコンプライアンス責任者を置き、部門の従業員に対して適時適切に「コンプライアンス・マニュアル」に関する教育研修を実施するものとする。
- (5) 顧客情報及び社外秘情報等の社外漏洩を防止するため、社内からのパソコンから社外に発信する電子メールの電文及び添付ファイルのすべてについて、一定期間保存する。
- (6) 万一、当社の従業員が法令等に違反した場合に備えて、その事実及び関連情報を、内部監査部或いは最初にその情報を認知した従業員等から、社長又は法務担当取締役に緊急通報する体制を構築する。

5. 次に掲げる体制その他の当該株式会社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第5号関連)

- (1) 当該株式会社の子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（(2)及び(3)において「取締役等」という。）の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制（会社法施行規則第100条第1項第5号イ関連）
- ①当社は、四半期ごとに、子会社及び関連会社（以下、「子会社等」という。）のリスク情報の有無を監査するために、子会社等との間で、内部監査契約を締結すると共に、内部監査部が監査を実施する。

- ②内部監査部は、子会社等に重大な損失の危険が発生したことを確認した場合は、直ちにその原因となったリスクの内容、予想される損失の程度及び当社に対する影響等について、社長及び関係部門の長に報告される体制を構築する。
- ③当社と子会社等との間における不適切な取引（会社経費による個人的接待を含む）又は会計処理を防止するため、内部監査部は、定期的に子会社等の内部監査担当部門と十分な情報交換を行う。
- ④当社の子会社等については、取締役又は次長職以上の従業員を取締役として派遣し、当社の経営方針と要望事項を文書により子会社等の取締役会に伝えると共に、毎月、子会社等の社長から、最新の業績及び今後の業績の見通し並びにリスク管理に関する報告書の提出を求める。
- (2) 当該株式会社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
（会社法施行規則第100条第1項第5号ロ関連）
別に定める「コンプライアンス規定」及び「コンプライアンス・マニュアル」並びにその他社内規定に基づき、企業活動に影響を及ぼす虞のあるリスクに関する意識の浸透、早期発見、未然防止及び緊急事態発生時における迅速・適切な対応を図るものとする。
- (3) 当該株式会社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
（会社法施行規則第100条第1項第5号ハ関連）
 - ①子会社等の取締役会（以下この項において「取締役会」という。）は、定例取締役会を原則として毎月所定の日に開催するほか、必要に応じて随時に開催する。また、計算書類の承認及び株主総会に関連して開催される取締役会は、6か月以上前に日時を予定して開催する。
 - ②毎期、年度末の取締役会においては、取締役会規定に基づいて、子会社等の社長（以下この項、次項において「社長」という。）から子会社等の経営理念に照らして策定された次年度の「経営方針」及び次年度を開始年度とする向こう3か年の「中期経営計画」が提出され、その戦略的合理性について審議する。
 - ③毎期、新年度の第2月に開催される取締役会においては、取締役会規定に基づいて、社長から新年度の全社並びに部門別の「目標損益計算書」並びに取締役の「職務分掌表」及び「戦略目標」に係る案が提出され、その実行可能性について審議する。
 - ④毎月の定例取締役会においては、前月末までの全社並びに部門別の「目標損益計算書」と「実績損益計算書」とが報告され、目標と実績との差異を分析し、年度目標の売上高と経常利益とを達成するための次の打ち手について協議する。
 - ⑤社長は、日常の職務執行に際して、直属の部門担当取締役が企画する個別の案件について詳細に点検し、当年度の経営方針に照らして、その企画が最大の成果を生むように調整する。
 - ⑥部門担当取締役は、日常の職務執行に際して、直属の業務執行役員又は管理職者が、当年度の経営方針と部門の戦略目標を正しく認識し、これを達成するためにPDCAを徹底するように指導し、常に部門全体の業績の進捗を確認しながら、年度目標の売上高と経常利益を達成するよう努力しなければならない。
 - ⑦部門担当取締役は、担当する部門の経営において、冗費を節約し、業務の品質と生産性を向上させると共に、職場の整理整頓に努め、すべての従業員が安全かつ快適で、面白さとやりがいを感じられるような職場環境を実現するように、指導力を発揮しなければならない。
- (4) 当該株式会社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
（会社法施行規則第100条第1項第5号ニ関連）
 - ①子会社等の取締役等及び使用人（以下この項において「取締役等及び使用人」という。）による法令等の順守を徹底するため、社長に直属する内部監査を担当する部門において、監査役及び社外の顧問弁護士の指導に基づき、「コンプライアンス規定」及び「コンプライアンス・マニュアル」を作成する。
 - ②内部監査を担当する部門の企画に基づき、すべての取締役等及び使用人に対して、前項の「コンプライアンス規定」及び「コンプライアンス・マニュアル」に関する教育研修を定期的実施し、その理解の徹底を図る。
 - ③内部監査を担当する部門が社内部門を内部監査するときは、必ず、被監査部門に所属する従業員の「コンプライアンス規定」の認知度及び「コンプライアンス・マニュアル」の運用状況を確認すると共に、その「内部監査結果報告書」を監査終了後1週間以内に社長に提出する。
 - ④部門担当取締役は、「コンプライアンス規定」に従い、担当部門にコンプライアンス責任者を置き、部門の従業員に対して適時適切に「コンプライアンス・マニュアル」に関する教育研修を実施するものとする。
 - ⑤顧客情報及び社外秘情報等の社外漏洩を防止するため、社内パソコンから社外に発信する電子メールの電文及び添付ファイルのすべてについて、一定期間保存する。

⑥万一、取締役等及び使用人が法令等に違反した場合に備えて、その事実及び関連情報を、内部監査を担当する部門或いは最初にその情報を認知した取締役等及び使用人から、社長に緊急通報する体制を構築する。

6. 当該監査役設置会社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項
(会社法施行規則第100条第3項第1号関連)

- (1) 監査役の職務を補助すべき部門として監査役室を設置し、専任の従業員を1名以上配置することとする。
- (2) 前項の具体的な内容については、監査役会の意見を尊重し、人事担当取締役その他の関係者の意見も十分に考慮して決定する。

7. 監査役の職務を補助すべき使用人の当該監査役設置会社の取締役からの独立性に関する事項
(会社法施行規則第100条第3項第2号関連)

- (1) 監査役の職務を補助すべき従業員の任命、異動、考課、懲戒については、事前に監査役会の同意を得て行うものとする。
- (2) 監査役の職務を補助すべき従業員は、当社の業務執行に係る役職を兼務せず、監査役会の指揮命令下で職務を遂行し、その評価については監査役会の意見に従うものとする。
- (3) 監査役の職務を補助すべき従業員による必要な調査、情報収集のため、執行側各部門にあつてはその協力体制を敷くこと、また必要な会議等への出席を認めることとする。

8. 当該監査役設置会社の監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
(会社法施行規則第100条第3項第3号関連)

監査役の職務を補助する従業員は、監査役に対して監査役の指揮命令に基づく職務遂行状況を適宜報告する。

9-1. 次に掲げる体制その他の当該監査役設置会社の監査役への報告に関する体制
(会社法施行規則第100条第3項第4号関連)

- (1) 当該監査役設置会社の取締役及び会計参与並びに使用人が当該監査役設置会社の監査役に報告をするための体制

(会社法施行規則第100条第3項第4号イ関連)

- ①当社のすべての取締役及び従業員は、監査役会の定めるところに従い、各監査役からの要請に応じて必要な報告及び情報提供を迅速に行う。
- ②前項の報告及び情報提供の内容として、主なものは次のとおりとする。
 - 1) 当社のリスク管理体制に係る部門の活動状況
 - 2) 当社の子会社等の監査及び内部監査に係る活動状況
 - 3) 当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更
 - 4) 当社単独及び連結ベースの最新業績及び業績見込の発表内容及び重要開示書類の内容
 - 5) 社内稟議書及び監査役から要求された会議議事録の回付
- ③取締役及び従業員は、法令等に違反する事実、会社に著しい損害を与える虞のある事実を発見した時には、監査役に対して当該事実に関する事項を直ちに報告することとする。
- ④監査役は、すべての取締役会及び重要な会議に出席し、議長又は主催者の求めによらず、自由に意見を述べることを期待される。

- (2) 当該監査役設置会社の子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当該監査役設置会社の監査役に報告をするための体制

(会社法施行規則第100条第3項第4号ロ関連)

- ①子会社等のすべての取締役及び監査役並びに従業員は、当社監査役会の定めるところに従い、当社各監査役からの要請に応じて必要な報告及び情報提供を迅速に行う。
- ②前項の報告及び情報提供の内容として、主なものは次のとおりとする。
 - 1) 子会社等のリスク管理体制に係る部門の活動状況
 - 2) 子会社等の監査役監査に係る活動状況
 - 3) 子会社等の重要な会計方針、会計基準及びその変更
 - 4) 子会社等の社内稟議書及び監査役から要求された会議議事録の回付
- ③子会社等の取締役及び監査役並びに従業員は、法令等に違反する事実、会社に著しい損害を与える虞のある事実を発見した時には、当社監査役に対して当該事実に関する事項を直ちに報告することとする。

- ④当社監査役は、子会社等のすべての取締役会及び重要な会議に出席し、議長又は主催者の求めによらず、自由に意見を述べることを期待される。

9-2. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第3項第5号関連)

当社及び子会社等は、前号に関する事項の報告者が当社の監査役会に報告をしたことを理由として不利な取扱いをしてはならない。

9-3. 当該監査役設置会社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

(会社法施行規則第100条第3項第6号関連)

当社は、監査役の職務の執行が十二分に実現達成することができるよう、監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理を、十二分に負担する。

- (1) 通常の監査費用については、会社の事業計画及び監査役会の監査計画に応じて、該当事業年度に予算化する。
- (2) その他、緊急時の監査費用、有事における監査費用について、監査役会が事前に想定し、その方針を決定することとする。なお、取締役会は、監査役会から通知された当該決定方針に基づく措置を、事業年度予算の執行状況を踏まえて審議検討のうえ、執行する。

10. その他当該監査役設置会社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第3項第7号関連)

- (1) 監査役は、内部監査部の実施する内部監査に係る年次計画について事前に説明を受け、これを修正又は変更すべきと判断したときは、社長に対してその旨を意見具申し、社長はこれを尊重しなければならない。
- (2) 監査役は、内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があると認めるときは、社長に対して追加監査の実施及び業務改善策の策定等を意見具申し、社長はこれを尊重しなければならない。
- (3) 監査役は、会計監査人から事前に会計監査計画の説明を受け、四半期決算会計監査及び本決算会計監査の都度、監査の方法並びに監査結果の報告を受け、意見交換を行うものとする。
- (4) 当社の監査体制とリスク管理体制との調整を図ることにより、監査体制の実効性を高めることを目的として、法務担当取締役を責任者とし、同取締役及び各監査役が指名する次長職以上の管理職者及び内部監査部部長を委員とする監査体制強化委員会を設置し、今後、当社が構築すべき監査体制に関する報告書を作成し、これを取締役会に提出することを期待する。

(2) 取締役の定数

当社の取締役は15名以内とする旨定款に定めております。

(3) 取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨、及び選任決議は累積投票によらない旨を定款に定めております。

また、解任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

(4) 取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役が職務の遂行にあたり責任を合理的な範囲にとどめるため、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の定めにより、社外取締役及び社外監査役との間で、社外取締役及び社外監査役の同法第423条第1項に定める責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結しております。

(6) 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年3月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨定款に定めております。

(7) 自己株式の取得

当社は、自己株式の取得について、資本効率の向上や株主利益の向上などの資本政策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

(8) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会における特別決議を機動的に行うことを目的とするものであります。

(9) 社外の専門家との連携

重要な法務的課題及びコンプライアンスに係る事項については、顧問弁護士に相談し、必要な検討を実施しております。また、会計監査人とは、通常の会計監査に加えて、重要な会計的課題について随時相談・検討を実施しているほか、四半期決算直後及び本決算直後においてディスカッションの機会を持っております。

(10) 株式会社の支配に関する基本方針に関する事項

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。当社の内部統制システムに関する模式図は「2. 現状の企業統治体制を採用する理由」に記載のとおりです。

(11) 取締役会、指名・報酬諮問委員会の活動状況

① 当事業年度における取締役会の活動状況

地 位	氏 名	出席回数
代表取締役社長	飯塚 真規	13回／13回
代表取締役	飛鷹 聡	13回／13回
取締役	川橋 郁夫	13回／13回
取締役	中西 清嗣（注2）	3回／3回
取締役	伊藤 義久	12回／13回
取締役	河本 健志	13回／13回
社外取締役	飯島 純子（注2）	3回／3回
社外取締役	甲賀 伸彦（注2）	3回／3回
社外取締役	加藤 恵一郎	13回／13回
社外取締役	渥美 優子（注1）	10回／10回
社外取締役	加藤 隆（注1）	10回／10回

（注） 1. 社外取締役渥美優子及び社外取締役加藤隆は、令和6年12月20日開催の第58期定時株主総会において選任され、同日付で就任いたしました。就任日の令和6年12月20日から令和7年9月30日までの間における取締役会開催回数は10回です。

2. 取締役中西清嗣、社外取締役飯島純子及び社外取締役甲賀伸彦は、令和6年12月20日開催の第58期定時株主総会をもって、任期満了により同日付で退任いたしました。

当事業年度における取締役会の具体的な検討内容は、関連法令及び当社の定款並びに取締役会規定に基づき、主に株主総会、決算及び財務、設備投資、組織・人事・役員報酬、社内規定の改定等、当社グループの経営に関わる重要事項について審議および決議を行いました。また、中期経営計画の進捗、業績及び業務執行状況、子会社の経営状況等について報告を受けております。

② 当事業年度における指名・報酬諮問委員会の活動状況

構成員	氏 名	出席回数
委員長（社外取締役）	飯島 純子	3回／3回
委 員（社外監査役）	浜村 智安	3回／3回
委 員（社外有識者）	田口 操	3回／3回
委 員（社外有識者）	押田 吉真	3回／3回
委 員（社内取締役）	飯塚 真規	3回／3回
委 員（社内取締役）	飛鷹 聡	3回／3回

当事業年度における指名・報酬委員会の具体的な検討内容は、主に取締役及び役付執行役員の選解任、取締役及び役付執行役員の個人別の報酬、子会社の代表取締役及び監査役の選解任等を審議し、その結果を取締役に答申しております。

Ⅲ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、「TKC企業行動憲章」に明記する『コンプライアンス経営の徹底』に基づき、反社会的勢力との関係は一切持たないことを基本方針としております。また、反社会的勢力・団体によるいかなる不当要求や働きかけに対しても、組織として毅然とした対応を取ることを周知徹底しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

(1) 対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況

当社の栃木本社及び東京本社に反社会的勢力への対応を統括する部署（対応統括部署）を設け、不当要求防止責任者を設置しております。

また、反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、直ちに対応統括部署に報告・相談する体制も整備しております。

(2) 外部の専門機関との連携状況

警察が主催する連絡会等に参加するなど、平素より外部の専門機関と連携を深め、反社会的勢力への対応に関する指導を仰いでいます。

(3) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

対応統括部署において、有識者や警察等と連携することにより、反社会的勢力に関する最新情報を共有するとともに、かかる情報を社内への注意喚起等に活用しています。

(4) 対応マニュアルの整備状況

反社会的勢力への対応方法に関する事項を含むコンプライアンスに関する事例集等を作成し、コンプライアンス研修時にこれを教材として配布のうえ説明しております。

(5) 研修活動の実施状況

社内において反社会的勢力に関する情報を共有するとともに、社内及び当社のグループ会社において、コンプライアンス研修を実施するなど、反社会的勢力による被害の未然防止に向けた活動を推進しています。

(2) 【役員の状況】

1. 役員一覧

(1) 有価証券報告書提出日現在の役員は、以下のとおりです。

男性11名 女性1名 (役員のうち女性の比率8.3%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
代表取締役 社長執行役員 会計事務所事業部長	飯塚真規	昭和50年3月12日生	平成14年4月 当社入社 平成22年12月 当社取締役 執行役員 会計事務所事業部 企業情報システム営業本部担当 兼Gプロジェクト推進本部長 平成24年10月 当社取締役 執行役員 会計事務所事業部 企業情報システム営業本部長 平成24年12月 当社取締役 常務執行役員 会計事務所事業部 企業情報システム営業本部長 平成26年4月 当社取締役 常務執行役員 会計事務所事業部 営業本部長 平成28年10月 当社代表取締役 専務執行役員 会計事務所事業部長 営業本部長 平成30年10月 当社代表取締役 専務執行役員 会計事務所事業部長 令和元年12月 当社代表取締役 社長執行役員 会計事務所事業部長 (現任) 令和元年12月 T K C カスタマーサポートサービス (株) 代表取締役社長 (現任)	(注) 4	192
代表取締役 専務執行役員 地方公共団体事業部長	飛鷹 聡	昭和46年1月19日生	平成15年4月 当社入社 平成22年12月 当社執行役員 地方公共団体事業部 営業企画本部 A S P サービス推進部長 平成23年12月 当社取締役 執行役員 地方公共団体事業部 新規事業戦略本部担当 平成24年1月 当社取締役 執行役員 地方公共団体事業部 クラウド事業推進本部長 平成30年12月 当社取締役 常務執行役員 地方公共団体事業部 営業本部長 令和2年12月 当社代表取締役 専務執行役員 地方公共団体事業部長 (現任) 令和2年12月 T K C 保安サービス株式会社 代表取締役社長 (現任)	(注) 4	72
取締役 専務執行役員 株式会社スカイコム担当	川橋郁夫	昭和30年2月26日生	昭和52年4月 当社入社 平成18年12月 当社執行役員 地方公共団体事業部 システム開発本部 平成20年1月 当社執行役員 内部統制統括センター長 平成25年12月 (株) スカイコム 代表取締役副社長 平成26年12月 (株) スカイコム 代表取締役社長 (現任) 令和元年12月 当社専務執行役員 令和2年12月 当社取締役 専務執行役員 (株) スカイコム担当 (現任)	(注) 4	177

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役 常務執行役員 会計事務所事業部 システム開発研究所 システム企画本部長	伊藤義久	昭和42年4月2日生	平成2年4月 当社入社 平成19年12月 当社執行役員 システム開発研究所 ユーザ・インターフェイス設計本部長 平成22年10月 当社執行役員 会計事務所事業部 営業企画本部長 平成25年12月 当社取締役 執行役員 会計事務所事業部 営業企画本部長 平成26年4月 当社取締役 執行役員 会計事務所事業部 営業企画部長 平成28年12月 当社執行役員 会計事務所事業部 システム開発研究所 税務情報システム設計センター長 平成30年1月 当社執行役員 会計事務所事業部 システム開発研究所ユーザ・インターフェイス設計本部長 令和元年12月 当社常務執行役員 会計事務所事業部 システム開発研究所ユーザ・インターフェイス設計本部長 令和2年10月 当社常務執行役員 会計事務所事業部 システム開発研究所 税務情報システム設計センター長 令和4年12月 当社取締役 常務執行役員 会計事務所事業部 システム開発研究所 システム企画本部長（現任）	(注) 4	78
取締役 常務執行役員 地方公共団体事業部 システム開発本部長	河本健志	昭和44年8月23日生	平成6年4月 当社入社 平成30年4月 当社地方公共団体事業部 技術基盤開発センター長 令和元年12月 当社執行役員 地方公共団体事業部 技術基盤開発センター長 令和2年12月 当社執行役員 地方公共団体事業部 システム開発本部長 令和3年12月 当社地方公共団体事業部 システム開発本部長 令和4年12月 当社取締役 執行役員 地方公共団体事業部 システム開発本部長 令和6年12月 当社取締役 常務執行役員 地方公共団体事業部 システム開発本部長（現任）	(注) 4	30
取締役	加藤恵一郎	昭和32年7月30日生	昭和60年8月 公認会計士登録 昭和62年2月 税理士登録 昭和62年2月 同開業 平成15年1月 税理士法人加藤会計事務所 代表社員（現任） 令和4年12月 当社取締役（現任）	(注) 4	116

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役	渥美優子	昭和46年6月25日生	平成6年4月 UBS証券株式会社入社 平成10年11月 現コメルツ銀行入社 平成20年12月 弁護士登録 平成20年12月 ベーカー・マッケンジー法律事務所 (外国法共同事業) 入所 平成25年3月 早稲田リーガルコモンズ法律事務所 創設 平成30年11月 コンプライアンス・パートナーズ株 式会社 社外取締役(現任) 令和2年12月 ティー・ロウ・プライス・ジャパン 株式会社 社外監査役 令和4年1月 Kollektパートナーズ法律事務所 パ ートナー弁護士(現任) 令和5年11月 株式会社エスポリア 社外取締役 令和6年6月 株式会社 Synspective 社外取締役 (現任) 令和6年12月 当社取締役(現任) 令和7年6月 株式会社エクサウィザーズ 社外監査 役(現任)	(注)4	—
取締役	加藤 隆	昭和33年4月7日生	平成25年7月 東京都主税局 税制部長 平成28年7月 東京都主税局 総務部長 平成29年8月 東京トラフィック開発株式会社 代 表取締役社長(東京都交通局理事) 平成30年4月 一般社団法人 地方税電子化協議会 理事長(東京都主税局理事) 平成31年4月 地方税共同機構 理事長 令和5年6月 公益財団法人 東京税務協会 理事長 令和6年12月 当社取締役(現任)	(注)4	—
監査役(常勤)	五十嵐康生	昭和42年1月4日生	平成元年4月 当社入社 平成24年8月 当社執行役員 会計事務所事業部 シ ステム開発研究所 会計情報システム 開発センター長 平成28年12月 当社取締役 執行役員 会計事務所事 業部 営業本部 営業企画部長 平成29年12月 当社取締役 常務執行役員 会計事務 所事業部 営業企画部長 平成30年1月 当社取締役 常務執行役員 会計事務 所事業部 システム開発研究所長 令和4年12月 当社常勤監査役(現任) 令和5年12月 T K C 保安サービス株式会社 監査 役(現任) T K C カスタマーサポートサービス 株式会社 監査役(現任) 令和7年12月 株式会社 T L P 監査役(現任)	(注)5	72
監査役(常勤)	岩井康治	昭和42年8月30日生	平成3年4月 当社入社 平成21年1月 当社システム開発研究所 システム 開発本部長 兼 .NETエンジニアリ ングセンター長 平成24年10月 当社経営管理本部 副本部長 平成28年10月 当社営業本部 企業情報第三営業部 長 平成30年12月 当社執行役員 経理本部長 兼 社 内システム推進課長 令和3年1月 社長室 DX開発センター長 令和4年12月 当社システム開発研究所 システム 企画本部 DX推進担当リーダー 令和6年12月 当社監査役(現任)	(注)7	66

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
監査役	妙中茂樹	昭和36年9月10日生	昭和60年8月 青山監査法人（現 PwC Japan有限責任監査法人）大阪事務所入所 平成元年10月 妙中幹男公認会計士事務所入所 平成7年6月 西本産業株式会社（現、キヤノンメドテックサプライ株式会社）社外監査役 平成18年1月 妙中茂樹公認会計士事務所所長（現任） 平成21年6月 日本システム技術株式会社 社外監査役 平成30年1月 株式会社電響社（現、株式会社デンキョーグループホールディングス）社外監査役（現任） 令和元年6月 ダイビル株式会社 社外監査役 令和4年1月 税理士法人たえなか代表社員（現任） 令和5年12月 当社監査役（現任）	(注) 6	16
監査役	原田伸宏	昭和35年7月30日生	昭和58年4月 三井生命保険相互会社（現 大樹生命保険株式会社）入社 平成4年3月 青山監査法人（現 PwC Japan有限責任監査法人）入所 平成7年8月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入所 平成9年1月 原田公認会計士・税理士事務所 所長（現任） 平成14年1月 有限会社ビジネスブレイン原田会計代表取締役（現任） 令和5年2月 株式会社ビジネスサポート原田会計代表取締役（現任） 令和6年12月 当社監査役（現任）	(注) 7	55
計					878

- (注) 1. 取締役飛鷹聡は、代表取締役社長執行役員飯塚真規の姉の配偶者であります。
2. 取締役加藤恵一郎、取締役渥美優子及び取締役加藤隆は、社外取締役であります。
3. 監査役妙中茂樹及び監査役原田伸宏は、社外監査役であります。
4. 令和6年12月20日開催の定時株主総会の終結の時から2年間。
5. 令和4年12月16日開催の定時株主総会の終結の時から4年間。
6. 令和5年12月15日開催の定時株主総会の終結の時から4年間。
7. 令和6年12月20日開催の定時株主総会の終結の時から4年間。

(2)当社は、令和7年12月19日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として「取締役1名選任の件」を提案しており、当該決議が承認可決されますと、当社の役員の状況は以下のとおりとなる予定です。

なお、当該定時株主総会の直後に開催予定の取締役会の決議事項の内容（役職等）も含めて記載しています。

男性12名 女性1名 （役員のうち女性の比率7.7%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
代表取締役 社長執行役員 会計事務所事業部長	飯塚真規	昭和50年3月12日生	(1)に記載のとおり	(注)4	192
代表取締役 専務執行役員 地方公共団体事業部長	飛鷹 聡	昭和46年1月19日生	(1)に記載のとおり	(注)4	72
取締役 専務執行役員 株式会社スカイコム担当	川橋郁夫	昭和30年2月26日生	(1)に記載のとおり	(注)4	177
取締役 常務執行役員 会計事務所事業部 システム開発研究所 システム企画本部長	伊藤義久	昭和42年4月2日生	(1)に記載のとおり	(注)4	78
取締役 常務執行役員 地方公共団体事業部 システム開発本部長	河本健志	昭和44年8月23日生	(1)に記載のとおり	(注)4	30
取締役 執行役員 経営管理本部長	中嶋芳典	昭和54年10月1日生	平成26年2月 当社入社 平成26年9月 公認会計士登録 平成28年10月 当社Gプロジェクト推進部 部門長 令和6年10月 当社経営管理本部副本部長 令和6年12月 当社執行役員経営管理本部長 (現任) 令和7年12月 株式会社TLP 取締役 (現任)	(注)8	-
取締役	加藤恵一郎	昭和32年7月30日生	(1)に記載のとおり	(注)4	116
取締役	渥美優子	昭和46年6月25日生	(1)に記載のとおり	(注)4	-
取締役	加藤 隆	昭和33年4月7日生	(1)に記載のとおり	(注)4	-
監査役(常勤)	五十嵐康生	昭和42年1月4日生	(1)に記載のとおり	(注)5	72
監査役(常勤)	岩井康治	昭和42年8月30日生	(1)に記載のとおり	(注)7	66
監査役	妙中茂樹	昭和36年9月10日生	(1)に記載のとおり	(注)6	16
監査役	原田伸宏	昭和35年7月30日生	(1)に記載のとおり	(注)7	55
計					878

(注) 1. (1)(注)に記載のとおりです。

2. (1)(注)に記載のとおりです。

3. (1)(注)に記載のとおりです。

4. (1)(注)に記載のとおりです。

5. (1)(注)に記載のとおりです。

6. (1)(注)に記載のとおりです。

7. (1)(注)に記載のとおりです。

8. 令和7年12月19日開催の定時株主総会の終結の時から1年間。

3. 取締役の指名に関する手続きおよび方針

- (1) 当社は取締役の選解任に関して取締役会が指名・報酬諮問委員会に諮問し、同委員会の答申結果を尊重の上、株主総会に付議する原案を決定します。
- (2) 指名・報酬諮問委員会において、取締役の新任候補者は、次の条件のいずれかを満たした者を推薦するとしております。
 - ①急速に進むデジタル社会の潮流を先読みしながら、当社の事業目的に沿って、タイムリーに新製品又は新サービスの開発（イノベーション創発）に取組み、又はその市場戦略（マーケティング戦略）の責任者として当該事業を成功させ、多数の顧客等を獲得したことにより、当社の社会的評価を高め、かつ当社の持続的成長に顕著に貢献した執行役員以上の者。
 - ②その担当部門において、法令遵守の下に、ムリ・ムダ・ムラを省き、継続的な増収増益と社員の待遇改善並びにリスク対策を図る事業計画を策定し、その実行に際しては、積極的な情報共有と担当取締役に対する意見具申を通して、中長期的な企業価値の向上に顕著に貢献した執行役員以上の者。

4. 社外役員の状況

区 分	氏 名	役 割 及 び 機 能 並 び に 選 任 状 況 に 関 する 考 え 方
取 締 役	加 藤 恵 一 郎	税理士法人加藤会計事務所の代表社員であり、会計事務所の経営に関する豊富な経験と高い見識を有しています。また、TKC全国会の副会長、常務会及び正副会長会の議長も務められ、TKC全国会の事業目的の実現に向けて尽力されてきました。これらの経験を通じて、当社の持続的成長と中期的な企業価値の向上への貢献が期待できること、また取締役会の意思決定機能や監督機能の強化を期待できるため、引き続き社外取締役として選任しております。 なお、同氏と当社との間には特別の利害関係等はありません。当社株式の保有は「1. 役員一覧」の「所有株式数」欄に記載の通りです。
取 締 役	渥 美 優 子	Kollectパートナーズ法律事務所のパートナー弁護士であり、弁護士としての専門知識と豊富な実務経験、特にリーガルテックに関する高い見識を有しております。加えて、他社における社外取締役の経験をとおして培われた知見により、当社の持続的成長と中期的な企業価値の向上への貢献が期待できることから、社外取締役として選任しております。 なお、同氏と当社との間には特別の利害関係等はありません。当社株式の保有は「1. 役員一覧」の「所有株式数」欄に記載の通りです。
取 締 役	加 藤 隆	地方税制に関する専門知識と豊富な経験に加え、大学院（平成3年卒）では人工知能を研究、情報処理技術者上級の資格を有しております。また、地方税共同機構の理事長として地方公共団体やシステム関係者との情報共有と調整に努め、地方税共通納税システム・お支払いサイトの実現、地方税法に規定する全ての申請・届出手続きの電子化方針の策定とそれに伴うeLTAXシステム開発等、地方税の電子化推進に携わった実績と地方行政システム等に関する高い見識を有しております。これらの経験を通じて、当社の持続的成長と中期的な企業価値の向上への貢献が期待できること、また取締役会の意思決定機能や監督機能の強化を期待できるため、社外取締役として選任しております。 なお、同氏と当社との間には特別の利害関係等はありません。当社株式の保有は「1. 役員一覧」の「所有株式数」欄に記載の通りです。
監 査 役	妙 中 茂 樹	税理士法人たえなかの代表社員であるとともに、上場企業における社外監査役の経験を有しております。これらの経験と当社および業界への深い見識に基づき、取締役会の意思決定、決議に関する適法性、適正性、妥当性等を確保するための助言・提言を期待できること、また、取締役会の監督機能の強化を期待できることから、社外監査役として選任しております。 なお、同氏と当社との間には特別の利害関係等はありません。当社株式の保有は「1. 役員一覧」の「所有株式数」欄に記載の通りです。

区 分	氏 名	役 割 及 び 機 能 並 び に 選 任 状 況 に 関 す る 考 え 方
監 査 役	原 田 伸 宏	原田公認会計士・税理士事務所の所長であり、公認会計士及び税理士として税務及び会計に関する深い知見を有しています。また、公認会計士・税理士・会計参与として多くの企業の経営支援に携わり、地域経済の発展にも貢献されてきました。これらの経験と当社および業界への深い見識に基づき、取締役会の意思決定、決議に関する適法性、適正性、妥当性等を確保するための助言・提言を期待できること、また、取締役会の監督機能の強化を期待できることから、社外監査役として選任しております。 なお、同氏と当社との間には特別の利害関係等はありません。当社株式の保有は「1. 役員一覧」の「所有株式数」欄に記載の通りです。

5. 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

(3) 監査の状況に記載の通りです。

6. 当社の社外取締役及び社外監査役の独立性に関する基準

- (1) 現に又は過去10年間に於いて、当社及び当社の子会社の業務執行者でない者。
- (2) 現に又は最近において、当社を主要な取引先とする者・その業務執行者、又は当社の主要な取引先・その業務執行者でない者。
- (3) 現に又は最近において、当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、もしくは法律専門家でない者。
- (4) 現に又は最近において、当社及び当社の子会社の業務執行者の近親者、もしくは(2)及び(3)に掲げる者の近親者でない者。
- (5) その他、社外取締役としての職務を遂行するうえで独立性に疑いがない者。

(3) 【監査の状況】

当社は、昭和41年の創業以来「ルールによる経営」を標榜し、すべての役社員等に対してコンプライアンスの徹底を求め、違法行為や社内規定違反行為に対しては、その動機がたとえ会社の利益のため、あるいは顧客・株主・取引先・社員のためであったとしても、例外なく厳正かつ厳格に対処して参りました。「ルールによる経営」の本旨は、コンプライアンスの徹底により、一番目は社員を、二番目は顧客を、三番目は会社をそれぞれ守ることにあります。そのため、当社の役社員等はその基本責務や日常業務を遂行する過程で遵守すべき基準を正しく理解し、行動するよう努めています。

①監査役監査の状況

監査役員の員数は4名であり、常勤監査役2名、社外監査役2名で構成しています。社外監査役妙中茂樹氏及び社外監査役原田伸宏氏は、公認会計士及び税理士資格を有しており、財務、会計及び税務に関する相当程度の知見を有しています。

常勤監査役五十嵐康生氏は、当社のシステム開発部門の長を務めていたため、当社システム開発を通して、財務、会計に関する豊富な業務経験と幅広い知見を有しております。また、常勤監査役岩井康治氏は、当社システム開発及び経営管理本部の副本部長を務めていたため、コンプライアンスに関する幅広い知見を有しております。

常勤監査役は、監査役監査基準に基づき取締役会のほか事業部・職種ごとの週次・月次の主要な会議に出席し、その内容について社外監査役と共有するとともに、当社グループの経営に係わる重要な意思決定の過程及び業務の執行状況の把握に努めております。

また、社外監査役を含めた監査役全員が会計監査人並びに取締役及び執行役員から報告を受け、審議のうえ監査意見を形成しております。

当事業年度における各監査役の監査役会への出席状況は次のとおりであります。

氏 名	出席回数 (注1)	出席率 (注1)
宮下 恒夫 (注2)	1 / 1	100%
五十嵐康生	5 / 5	100%
岩井 康治 (注3)	4 / 4	100%
浜村 智安 (注2)	1 / 1	100%
妙中 茂樹	5 / 5	100%
原田 伸宏 (注3)	4 / 4	100%

(注1) 当事業年度における在任期間中の開催回数に基づいております。

(注2) 令和6年12月20日に退任しております。

(注3) 令和6年12月20日に就任しております。

②内部監査の状況

1) 内部監査の組織、人員及び手続き

当社の内部監査は、「内部統制決議」「オペレーション・リスク管理規定」「内部監査規定」「関係会社管理規定」に基づき、TKCグループ全体の適切な内部統制体制の構築に向けて、業務執行のラインから独立した立場で監査を実施し、その有効性を評価しております。

当社の内部監査部は社内他部門から独立した社長直轄の組織であり、内部監査部に所属する内部監査人は4名、そのうち1名の内部監査人が唯一国際的な資格である公認内部監査人を有しています。

当社は、毎年6月にすべての社員を対象にリスク調査を実施しています。内部監査部では、この調査の評価や関係会社のリスク情報をベースに、当社の取締役会からの特命事項、監査役との協議結果を踏まえて年間の内部監査計画を立案しています。これを社長の承認を経て、取締役会へ報告しております。監査の実施に先立ち、内部監査人は予備調査の実施、個別の監査計画の立案を経て、内部監査部の長の承認を得た後、被監査部門へ通知し、往査に際しては複数人の内部監査人で臨んでいます。監査終了後1週間以内に、内部監査部の長は「内部監査結果報告書」を作成し、社長に提出します。社長は承認した内部監査結果報告書に基づき、改善の必要を認めた事項について、被監査部門の長にその対策を命じ、報告を求めます。

また、内部監査部の長は部門担当取締役、監査役等に内部監査結果報告書の写しを提出し、部門担当取締役は部門固有のオペレーション・リスクを管理します。

2) 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携、これらの監査と内部統制部門との関係

内部監査部の長は、適切な監査範囲を確保し、かつ、業務の重複を最小限に抑えるため、監査役及び会計監査人との連携を考慮しております。そこで、内部監査部の長は、監査役、会計監査人と会議を開催するとともに、求めに応じて内部統制システムに係る状況や内部監査の結果を報告し、意見を交換しております。

監査役は、内部監査部によるTKCグループの内部統制の整備状況、運用状況に関する報告、内部監査計画の進捗状況に関する報告並びに財務報告に係る内部統制評価の結果に関する報告を受けております。

当社は、会計監査人との間で監査契約を締結し、財務諸表監査及び財務報告に係る内部統制監査を受け、その過程で内部監査部は会計監査人に対して必要な情報を提供しております。

当事業年度において、監査役、会計監査人、内部監査人は、監査の目的並びに監査主体の立場及び任務を異にしていますが、三様監査（監査役監査・会計監査人監査・内部監査）の連携の強化と情報共有の推進、それぞれの監査の有効性及び効率性の向上並びに相互補完により、TKCグループのガバナンスの維持・発展を図っています。

③会計監査の状況

1) 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

2) 継続監査期間

42年間

（注）当社は、昭和58年から平成19年までみすず監査法人（当時は監査法人中央会計事務所）と監査契約を締結しており（平成18年7月1日から平成18年8月31日まで、みすず監査法人（当時は中央青山監査法人）に代えて、一時的会計監査人を選任していた期間を含む。）、みすず監査法人解散に伴い、平成19年からEY新日本有限責任監査法人（当時は新日本監査法人）と監査契約を締結しております。ただし当社の監査業務を執行していた公認会計士もEY新日本有限責任監査法人（当時は新日本監査法人）へ異動し、異動後も継続して当社の監査業務を執行していたことから、同一の監査法人が当社の監査業務を継続して執行していると考えられるため、当該公認会計士の異動前の監査法人の監査期間を合わせて記載しております。

3) 業務を執行した公認会計士

本多茂幸 飯塚徹

4) 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士7名、その他11名です。

5) 監査法人の選定方針と理由

当社では、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任する方針です。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障ある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に係る議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に上程することといたします。

6) 監査役及び監査役会による会計監査人の評価

監査役会は、公益社団法人日本監査役協会の「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を踏まえ、監査法人の品質管理体制、監査チーム、監査報酬等、監査役等とのコミュニケーション、経営者等との関係及び不正リスクの各項目について、EY新日本有限責任監査法人のこの1年間の監査活動の評価を行った結果、同監査法人を会計監査人として再任することを適当であると判断しました。

④監査報酬の内容等

1) 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	46	11	47	11
連結子会社	—	—	—	—
計	46	11	47	11

（注）当社は、当社の監査公認会計士等に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である保証業務実務指針3402「受託業務に係る内部統制の保証報告書に関する実務指針」（日本公認会計士協会 令和元年8月1日）に基づいて、当社のASPサービス業務に係る内部統制に関する保証業務の対価等を支払っております。

2) 監査公認会計士等と同一のネットワーク（Ernst & Young）に対する報酬（1）を除く

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査証明業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査証明業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	—	—	—	0
連結子会社	—	—	—	—
計	—	—	—	0

（注）当社における非監査業務の内容は、税務セミナーの講師委託業務であります。

3) 監査報酬の決定方針

監査報酬については、当社の規模及び事業の特性、監査日数等を勘案し、監査役会の同意を得て決定しております。

4) 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、監査計画、監査内容、監査に要する工数及び工数単価を確認し、従来の実績値及び計画値との比較から報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬に関する取締役会の決定は妥当であると判断し、会社法第399条第1項に基づく同意をしています。

5) その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

(4) 【役員の報酬等】

当社は、令和3年5月10日開催の取締役会において、当社役員の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る当社役員の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

当社役員の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

1. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

(1) 役員報酬の体系

役員報酬は、「金銭報酬」と「株式報酬（ＢＩＰ信託）」で構成されます。

(2) 役員報酬の限度額

平成21年12月22日開催の第43期定時株主総会の決議により年額の金銭報酬の限度額を定め、取締役の報酬等の額を「480百万円以内」、監査役の報酬等の額を「80百万円以内」としております。また、取締役（社外取締役及び国外居住者を除く。）、執行役員（国外居住者を除く。）については、この報酬限度枠とは別枠にて、株式報酬（ＢＩＰ信託）として、平成30年12月21日開催の第52期定時株主総会の決議により、3事業年度を対象に取締役及び執行役員に500百万円を上限としております。

また、各事業年度において支給する報酬総額は、会社法第361条および第387条に基づく株主総会決議による役員報酬限度額の範囲内とし、かつ前期に達成した全社限界利益額の1%以内としております。

なお、ここでの役員報酬とは、取締役の金銭報酬および株式報酬、監査役の金銭報酬、並びに取締役ではない執行役員の執行役員手当のうち株式報酬部分をいいます。

（注）令和7年2月13日開催の取締役会において、信託期間を3年間延長し、株式報酬（ＢＩＰ信託）を継続することを決定しております。

(3) 役員報酬の決定に関する方針

①執行役員を兼務する取締役の報酬に関する方針

1) 執行役員を兼務する取締役報酬の増額改定は、次の2つを全て達成した時に行うことができるものとします。

a) T K C 単体決算における全社売上高、限界利益、経常利益の前年比3%超の成長。

ただし担当部門がある取締役は、全社を担当部門に読み替えるものとする。

b) T K C 単体決算における自己資本比率83%以上の実現。

ただし、自己資本比率の計算からは投資有価証券のうち政策保有株式の評価差額の影響を除外するものとします。

さらに、関係会社を吸収合併する等の理由により、一時的に資産、負債および純資産の額が大きく変動する場合は、その影響を除外するものとします。

また、全社売上高、限界利益、経常利益の前年比について、会計基準の変更があった場合は、適用初年度に限りその影響を除外するものとします。

2) 執行役員を兼務する取締役の報酬は、担当部門における限界利益の前期比を指標として業績達成状況を評価し、取締役会において決定します。また、限界利益について、会計基準の変更があった場合は、適用初年度に限りその影響を除外するものとします。

3) 上記2)に加え、役員改選後の重任時に上記1)2)への貢献度によって在任年数に関する加算を検討できるものとします。

4) なお、担当部門の業績が2期連続して目標未達の場合は、翌年の報酬額を減額します。

また、重大な事故又は損失等を発生させた場合も、報酬額等を減額する場合があります。

②執行役員を兼務しない取締役の報酬に関する方針

1) 執行役員を兼務しない取締役は、業績評価の対象外とします。

2) 執行役員を兼務しない取締役のうち、社外取締役に通常の職責を超える事項を依頼する場合は、独立性基準（役員報酬以外の報酬は年間1,000万円未満）を遵守した上で別途締結する契約に基づく顧問報酬等を支払うものとします。

③監査役の報酬に関する方針

1) 監査役は、業績評価の対象外とし、金銭報酬のみとします。

2) 監査役のうち、社外監査役に通常の職責を超える事項を依頼する場合は、独立性基準（役員報酬以外の報酬は年間1,000万円未満）を遵守した上で別途締結する契約に基づく顧問報酬等を支払うものとします。

④取締役ではない執行役員の報酬に関する基本方針

1) 取締役ではない執行役員には、従業員給与に加えて執行役員手当を支給します。

2) 取締役ではない執行役員の執行役員手当は、金銭報酬および株式報酬で構成します。

3) 執行役員手当は以下の4点を勘案して業績評価を行い、取締役会において決定します。

- a) 担当部門の業績達成状況。
- b) 本人によるマーケティングまたはイノベーションの成果。
- c) 担当業務の専門性および本人の部門業績改善への貢献度。
- d) 役位および当該役位における在任年数。

なお、担当部門の目標を2期継続して未達成の場合および重大な事故又は損失等を発生させた場合は、期中においても執行役員手当の支給を停止することができるものとします。

(4) 役員報酬の決定方法

当社は、取締役の報酬に関して、委員長および委員の過半数を独立社外役員で構成する指名・報酬諮問委員会に諮問し、同委員会の答申結果を尊重の上、取締役会で決定しております。また、監査役の報酬は、株主総会で承認を受けた範囲内で、監査役の協議により決定しております。指名・報酬諮問委員会は、以下の内容について審議し、取締役会に答申しております。

- ① 取締役及び役付執行役員候補を指名するに当たっての方針と手続
- ② 取締役及び役付執行役員の選解任
- ③ 取締役及び役付執行役員の報酬等を決定するに当たっての方針
- ④ 取締役及び役付執行役員の個人別の報酬の決定に関する方針
- ⑤ 取締役及び役付執行役員の個人別の報酬
- ⑥ 子会社の代表取締役及び監査役の選解任及び個人別の報酬
- ⑦ その他、前各号に関して取締役会が必要と認めた事項

(5) 信託を用いた株式報酬制度の一部変更

令和元年12月20日開催の第53期定時株主総会において、株式報酬（B I P 信託）を従来の役位等に基づきポイントを付与する方式から業績連動型に変更することをご承認いただきました。

これは、信託期間中の毎事業年度の所定の時期に、同年9月30日で終了する事業年度において、第一条件として全社の売上高および経常利益が増収増益で終了したこと、および第二条件として当社単体の自己資本比率が80%超であったことを要件とし、全社業績目標（限界利益および経常利益）の前年対比の比率により、個人別に基本交付株数の0%から120%の範囲でポイントを付与する方法への変更となります。

また、監査役会からの申し出を受け、令和2年1月度定例取締役会において監査役へのポイントを付与しないことを決議しております。当事業年度においては、変更後の制度に基づき株式報酬額を算定しております。

なお、取締役等に付与される1事業年度あたりのポイント総数の上限は、平成30年12月21日開催の第52期定時株主総会でご承認いただいた34,000ポイントのままとし変更するものではありません。

(6) 算定方法

$$\text{ポイント} = \left(\text{月額役員報酬額} \div \text{信託平均取得株価} \times 50\% \times \text{限界利益額の前年対比比率} \right) + \left(\text{月額役員報酬額} \div \text{信託平均取得株価} \times 50\% \times \text{経常利益額の前年対比比率} \right)$$

※1：信託平均取得株価とは、当該株式報酬（B I P 信託）の設定に際して、本信託により取得された会社株式の平均取得株価をいいます。

※2：限界利益とは、売上高から売上高に比例して変動する費用（変動費）を控除した金額であり、製品ミックスにより変動します。当社は、限界利益率を重要な経営指標と見なしており、その目標値を70%以上に設定しています。

※3：限界利益および経常利益の前年対比比率は、0%から120%の範囲で変動します。

※4：当事業年度における限界利益額の前年対比比率は106.4%、経常利益額の前年対比比率は102.7%です。

2. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）		対象となる 役員の員数 (人)
		金銭報酬	株式報酬 (B I P 信託)	
取締役 (社外取締役を除く。)	208	191	17	6
監査役 (社外監査役を除く。)	30	30	—	3
社外取締役	28	28	—	5
社外監査役	19	19	—	3

(注) 1. 当事業年度末現在の取締役は8名（うち社外取締役は3名）、監査役は4名（うち社外監査役は2名）であります。上記の取締役・監査役の支給人員と相違する理由は、令和6年12月20日開催の第58期定時株主総会の終結の時をもちまして退任した取締役1名、監査役1名、社外取締役2名、社外監

査役1名が含まれていることによります。

2. 取締役の報酬限度額は、平成21年12月22日開催の第43期定時株主総会において、年額480百万円と決議いただいております。なお、取締役の報酬額は、上記の総額の範囲内で、業績に連動させて決定しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、12名（うち、社外取締役は1名）です。また、別枠で、平成30年12月21日開催の第52期定時株主総会において、株式報酬制度（役員報酬B I P信託）の限度額として、3事業年度を対象として500百万円と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、8名です。

なお、当初の対象期間においては、上記の金額を上限とする金員に加えて、株式報酬型ストックオプションからの移行措置として、取締役等（ストックオプション付与後に取締役等を退任し使用人となった者を含む。）に付与するポイントに係る当社株式の取得原資として970百万円を上限とする決議をいただいております。

なお、令和7年2月13日開催の取締役会において、信託期間を3年間延長し、株式報酬（B I P信託）を継続することを決定しております。

(5) 【株式の保有状況】

①投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が専ら株式の価値の変動又は配当の受領によって利益を得ることを目的と判断されるものを純投資目的である投資株式、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式（以下、政策保有株式）に区分しておりますが、原則として純投資目的である投資株式を保有しないこととしております。

なお、当事業年度末において純投資目的である投資株式は保有しておりません。

②保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

1) 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役等における検証の内容

a) 保有方針

上場株式の政策保有を行う目的は、長期的・安定的な取引関係の維持・拡大を図ること、または、業務上の提携関係の維持・強化を図ることとしています。

b) 保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役等における検証の内容

当社および政策保有株式を有する当社グループ各社の取締役会は、毎年、主要な政策保有株式について、そのリターンとリスク等を踏まえた中長期的な経済合理性や将来の見通しを検証しており、検証の結果、保有の意義が必ずしも十分でないと判断される銘柄については、取引先等との対話、交渉を実施しながら、政策保有株式の縮減を進めることとしています。

2) 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (百万円)
非上場株式	7	552
非上場株式以外の株式	3	12,272

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額 (百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	—	—	—
非上場株式以外の株式	—	—	—

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額 (百万円)
非上場株式	1	127
非上場株式以外の株式	—	—

3) 特定保有株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の 株式の 保有の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
(株)T & Dホールディングス	1,781,600	1,781,600	中小企業の存続・発展を支援するための提携関係の維持・強化を図ることを目的に保有しております。 保有効果は定量的なものに限らないため、定量的な保有効果の記載は困難ですが、保有リスクを含めた保有便益が資本コストに見合っているかを定量的・定期的に検証しております。	有
	6,452	4,445		
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	2,322,180	2,322,180	長期的・安定的な取引関係の維持・拡大を図ることを目的に保有しております。 保有効果は定量的なものに限らないため、定量的な保有効果の記載は困難ですが、保有リスクを含めた保有便益が資本コストに見合っているかを定量的・定期的に検証しております。	有
	5,559	3,375		
(株)めぶきフィナンシャルグループ	275,400	275,400	長期的・安定的な取引関係の維持・拡大を図ることを目的に保有しております。 保有効果は定量的なものに限らないため、定量的な保有効果の記載は困難ですが、保有リスクを含めた保有便益が資本コストに見合っているかを定量的・定期的に検証しております。	有
	260	158		

③保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」）に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」）に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（令和6年10月1日から令和7年9月30日まで）の連結財務諸表及び事業年度（令和6年10月1日から令和7年9月30日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、企業会計基準委員会等の行う研修に参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (令和6年9月30日)	当連結会計年度 (令和7年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	33,697	36,880
受取手形	23	9
売掛金	9,671	11,749
契約資産	344	483
リース投資資産	37	6
商品及び製品	346	468
仕掛品	39	55
原材料及び貯蔵品	156	160
その他	2,375	2,729
貸倒引当金	△20	△28
流動資産合計	46,672	52,513
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	7,280	7,204
機械装置及び運搬具（純額）	488	831
工具、器具及び備品（純額）	2,061	1,832
土地	6,915	6,873
リース資産（純額）	323	214
その他（純額）	25	16
有形固定資産合計	※1 17,094	※1 16,973
無形固定資産		
ソフトウェア	3,027	6,724
ソフトウェア仮勘定	5,012	635
その他	24	24
無形固定資産合計	8,064	7,384
投資その他の資産		
投資有価証券	※2 21,700	※2 21,195
長期貸付金	9	8
繰延税金資産	7,698	6,752
長期預金	20,200	21,700
差入保証金	1,539	1,593
長期リース投資資産	7	1
その他	1,901	1,701
貸倒引当金	△8	△6
投資その他の資産合計	53,049	52,945
固定資産合計	78,209	77,303
資産合計	124,882	129,817

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (令和6年9月30日)	当連結会計年度 (令和7年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	3,072	3,326
電子記録債務	791	926
1年内返済予定の長期借入金	71	—
リース債務	156	96
未払金	2,567	2,428
未払法人税等	3,193	2,584
未払消費税等	948	1,140
契約負債	1,189	1,390
賞与引当金	6,238	5,310
工事損失引当金	13	2
その他	1,105	1,144
流動負債合計	19,347	18,349
固定負債		
リース債務	244	148
退職給付に係る負債	2,251	1,876
株式給付引当金	356	381
保証損失引当金	3	3
その他	501	561
固定負債合計	3,357	2,971
負債合計	22,705	21,320
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,700	5,700
資本剰余金	6,286	6,286
利益剰余金	91,138	94,947
自己株式	△2,606	△3,060
株主資本合計	100,519	103,872
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	2,543	5,288
退職給付に係る調整累計額	△885	△664
その他の包括利益累計額合計	1,657	4,624
純資産合計	102,176	108,497
負債純資産合計	124,882	129,817

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 令和5年10月1日 至 令和6年9月30日)	当連結会計年度 (自 令和6年10月1日 至 令和7年9月30日)
売上高	75,219	83,476
売上原価	※1 21,571	※1 26,869
売上総利益	53,647	56,606
販売費及び一般管理費	※2 38,141	※2 40,464
営業利益	15,505	16,142
営業外収益		
受取利息	81	79
受取配当金	231	311
受取地代家賃	41	37
助成金収入	7	8
持分法による投資利益	37	24
その他	131	59
営業外収益合計	531	521
営業外費用		
支払利息	0	0
自己株式取得費用	—	0
為替差損	0	0
和解金	—	71
その他	0	0
営業外費用合計	1	73
経常利益	16,035	16,590
特別利益		
固定資産売却益	※3 1	※3 2
投資有価証券売却益	14	170
特別利益合計	15	173
特別損失		
固定資産売却損	—	※4 14
固定資産除却損	※5 40	※5 47
投資有価証券評価損	—	10
投資有価証券償還損	—	12
その他	1	—
特別損失合計	41	85
税金等調整前当期純利益	16,009	16,678
法人税、住民税及び事業税	5,319	5,031
法人税等調整額	△584	△447
法人税等合計	4,734	4,583
当期純利益	11,274	12,094
親会社株主に帰属する当期純利益	11,274	12,094

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 令和5年10月1日 至 令和6年9月30日)	当連結会計年度 (自 令和6年10月1日 至 令和7年9月30日)
当期純利益	11,274	12,094
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	472	2,745
退職給付に係る調整額	148	220
その他の包括利益合計	※1 620	※1 2,966
包括利益	11,895	15,061
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	11,895	15,061

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 令和5年10月1日 至 令和6年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	5,700	6,286	84,890	△2,604	94,271
当期変動額					
剰余金の配当			△5,025		△5,025
親会社株主に帰属する当期純利益			11,274		11,274
自己株式の取得				△6	△6
自己株式の処分		0		4	4
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	0	6,248	△1	6,247
当期末残高	5,700	6,286	91,138	△2,606	100,519

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	2,070	△1,033	1,036	95,308
当期変動額				
剰余金の配当				△5,025
親会社株主に帰属する当期純利益				11,274
自己株式の取得				△6
自己株式の処分				4
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	472	148	620	620
当期変動額合計	472	148	620	6,868
当期末残高	2,543	△885	1,657	102,176

当連結会計年度（自 令和6年10月1日 至 令和7年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	5,700	6,286	91,138	△2,606	100,519
当期変動額					
剰余金の配当			△5,453		△5,453
親会社株主に帰属する当期純利益			12,094		12,094
自己株式の取得				△3,301	△3,301
自己株式の処分		0		14	14
自己株式の消却		△0	△2,832	2,832	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	△0	3,808	△454	3,353
当期末残高	5,700	6,286	94,947	△3,060	103,872

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	2,543	△885	1,657	102,176
当期変動額				
剰余金の配当				△5,453
親会社株主に帰属する当期純利益				12,094
自己株式の取得				△3,301
自己株式の処分				14
自己株式の消却				—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,745	220	2,966	2,966
当期変動額合計	2,745	220	2,966	6,320
当期末残高	5,288	△664	4,624	108,497

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 令和5年10月1日 至 令和6年9月30日)	当連結会計年度 (自 令和6年10月1日 至 令和7年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	16,009	16,678
減価償却費	3,517	4,502
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△3	5
賞与引当金の増減額 (△は減少)	1,427	△927
工事損失引当金の増減額 (△は減少)	△0	△11
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	△494	△67
株式給付引当金の増減額 (△は減少)	15	24
受取利息及び受取配当金	△313	△390
支払利息	0	0
持分法による投資損益 (△は益)	△37	△24
固定資産除却損	40	47
固定資産売却損益 (△は益)	△1	11
投資有価証券売却損益 (△は益)	△14	△170
投資有価証券評価損益 (△は益)	—	10
投資有価証券償還損益 (△は益)	—	12
和解金	—	71
売上債権の増減額 (△は増加)	△1,329	△2,038
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△117	△140
その他の資産の増減額 (△は増加)	△2,022	△140
仕入債務の増減額 (△は減少)	179	103
その他の負債の増減額 (△は減少)	60	△41
未払消費税等の増減額 (△は減少)	177	192
その他	△44	3
小計	17,049	17,711
利息及び配当金の受取額	323	416
利息の支払額	△0	△0
和解金の支払額	—	△71
法人税等の支払額	△4,575	△5,568
営業活動によるキャッシュ・フロー	12,796	12,486
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△4,800	△5,600
定期預金の払戻による収入	3,300	4,100
有形固定資産の取得による支出	△1,450	△1,429
有形固定資産の売却による収入	1	39
無形固定資産の取得による支出	△4,066	△2,126
投資有価証券の取得による支出	△451	△500
投資有価証券の売却による収入	21	207
投資有価証券の償還による収入	1,500	5,000
差入保証金の差入による支出	△122	△89
差入保証金の回収による収入	34	36
貸付金の回収による収入	69	1
投資活動によるキャッシュ・フロー	△5,964	△360

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 令和5年10月1日 至 令和6年9月30日)	当連結会計年度 (自 令和6年10月1日 至 令和7年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△71	△71
リース債務の返済による支出	△130	△119
自己株式の取得による支出	△6	△3,302
自己株式の処分による収入	0	0
配当金の支払額	△5,019	△5,450
財務活動によるキャッシュ・フロー	△5,228	△8,943
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	1,604	3,182
現金及び現金同等物の期首残高	28,793	30,397
現金及び現金同等物の期末残高	※1 30,397	※1 33,580

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社 (5社)

株式会社T L P

T K C 保安サービス株式会社

株式会社スカイコム

T K C カスタマーサポートサービス株式会社

株式会社T K C 出版

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用関連会社 (1社)

アイ・モバイル株式会社

アイ・モバイル株式会社については、決算日が3月末日であり連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行っております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、すべて連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

1) 満期保有目的の債券

償却原価法

2) その他有価証券

a. 市場価格のない株式等以外のもの

時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

b. 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産

1) 商品・原材料

先入先出法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

2) 製品

主に売価還元法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

3) 仕掛品

個別法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

4) 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物 (建物附属設備を除く) 及び、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりです。

建物及び構築物 10年～50年

機械装置及び運搬具 4年～10年

工具、器具及び備品 2年～20年

② 無形固定資産 (リース資産を除く)

1) ソフトウェア

a. 市場販売目的のソフトウェア

将来の見込販売数量による償却額と残存有効期間 (3年以内) による均等配分額とを比較し、いずれか大きい額をもって償却しております。

b. 自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間を5年とする定額法を採用しております。

2) その他

定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかるリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

③ 株式給付引当金

取締役等に対する当社株式の給付に備えるため、役員報酬BIP信託に関する株式交付規定に基づき、取締役等に割り当てたポイントに応じた株式の給付見込額を計上しております。

④ 工事損失引当金

受注に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末において進行中の業務のうち、原価総額が収益総額を超過する可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合、損失見込額を引当金として計上しております。

⑤ 保証損失引当金

保証等による損失に備えるため、被保証先の財政状況を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生連結会計年度の費用として処理しております。

③ 未認識過去勤務費用

未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、主に情報処理サービス、ソフトウェア及びコンサルティング・サービスの提供、サブライ用品及びオフィス機器の販売を行っております。それぞれ以下のとおり収益を認識しております。これらの収益は、契約に基づき顧客から受け取る対価の額により計上しておりますが、リベート及び返品等がある場合は、これを控除した金額で計上しております。

① 情報処理サービスの提供

情報処理サービスの提供においては、顧客との契約に基づき、データの計算及び保管、帳表の印刷サービス等の提供を履行義務として識別しております。

情報処理サービスの提供は、履行義務を充足した一時点で収益を認識しており、履行義務の充足時点は、顧客が製品を検収した時や契約の効力が確定した時等と判断しております。

② ソフトウェアの提供

ソフトウェアの提供においては、販売用ソフトウェアやレンタルソフトウェアの提供、受注制作ソフトウェアの提供等を履行義務として識別しております。

ソフトウェアの提供の履行義務のうち、システムに有効期間があるものは、有効期間の経過とともに履行義務が充足されるため、当該有効期間にわたって収益を認識しております。

受注制作ソフトウェアについては、開発の進捗に従って履行義務が充足されていくものと判断しております。そのため、その請負金額または完成までに要する総原価を、信頼性をもって見積ることができる場合には、充足された履行義務の進捗度に応じて一定の期間にわたり収益を認識しております。ただし、請負金額または完成までに要する総原価を、信頼性をもって見積ることができない場合は、発生したコストの範囲で収益を認識（原価回収基準）しております。

上記以外の履行義務は、履行義務を充足した一時点で収益を認識しており、履行義務の充足時点は、顧客がソフトウェアを検収した時や、契約で指定された利用開始日等と判断しております。

一部の取引については、当社グループの履行義務が、他の当事者により商品が提供されるように手配することであり、代理人として取引を行っているとは判断しております。これら代理人取引は、顧客から受け取る対価の額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額により収益を算定しております。

③コンサルティング・サービスの提供

コンサルティング・サービスの提供においては、ソフトウェア導入時のサポートサービスや、ヘルプデスクサービス等を履行義務として識別しております。

ヘルプデスクサービスについては、契約で指定された期間にわたりサービスを提供する義務を負っております。当該履行義務は、契約期間の経過とともに履行義務が充足されるため、当該契約期間にわたって収益を認識しております。上記以外の履行義務は、履行義務を充足した一時点で収益を認識しており、履行義務の充足時点は、サービスの提供を完了した時点等と判断しております。

④オフィス機器及びサプライ用品の販売

オフィス機器及びサプライ用品の販売においては、コンピュータ会計用品やオフィス機器の販売を履行義務として識別しております。

オフィス機器及びサプライ用品の販売は、履行義務を充足した一時点で収益を認識しており、履行義務の充足時点は、顧客が商品を検収した時や、出荷した時等と判断しております。出荷した時という判断は、出荷時から納品時までの期間が通常の期間であるため、重要性等に関する代替的な取扱いを適用したものです。

一部の取引については、当社グループの履行義務が、他の当事者により商品が提供されるように手配することであり、代理人として取引を行っているとは判断しております。これら代理人取引は、顧客から受け取る対価の額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額により収益を算定しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)の範囲は、

①手許現金

②随時引き出し可能な預金

③容易に換金可能であり、かつ、価値変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資

からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

①グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

(重要な会計上の見積り)

1. 受注制作ソフトウェアに係る収益認識

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
売上高	204	336

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

売上高は、受注制作ソフトウェアの請負金額または完成までに要する原価総額を信頼性をもって見積ることができる場合、測定した履行義務の充足に係る進捗度に応じて一定の期間にわたり収益を認識しております。ただし、請負金額または完成までに要する原価総額を信頼性をもって見積ることができない場合は、発生した費用の範囲で収益を認識しております。

②主要な仮定

原価総額の見積りは、受注制作ソフトウェアの請負契約ごとのスケジュールや開発工数、そして投入する開発人員が、適正かつ妥当であることを確認したうえで、請負契約ごとの開発工数に工数あたりの単価を乗じて算出しております。

なお、原価総額の見積りは、プロジェクトの開発計画の見積り開発工数と実績開発工数を定期的にモニタリングすることにより見直しを実施しております。

③翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

当社は、見積原価と発生原価の比較や、その時点でのプロジェクトの進捗状況等を踏まえた最新の情報に基づいて見直した契約の原価総額は妥当なものと考えておりますが、将来の状況変化によって見積りと実績が乖離した場合は、当社グループが認識する収益の金額に影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 令和4年10月28日。以下「令和4年改正会計基準」)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、令和4年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 令和4年10月28日。以下「令和4年改正適用指針」)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結財務諸表への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関連する改正については、令和4年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。

当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結財務諸表となっております。なお、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結財務諸表への影響はありません。

(未適用の会計基準等)

(リースに関する会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 令和6年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 令和6年9月13日 企業会計基準委員会)等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

令和10年9月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中でありま

す。

(追加情報)

(役員向け株式報酬制度)

1 取引の概要

当社は、平成30年10月31日開催の取締役会で株式報酬制度の導入を決議し、平成30年12月21日開催の定時株主総会の承認に基づき、取締役等の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することにより、中長期的な企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として、株式報酬制度である「役員報酬BIP信託」を導入いたしました。

なお、本制度は、委員長及び委員の半数を独立社外役員及び社外有識者で構成する「指名・報酬諮問委員会」における審議を経て、令和元年12月20日開催の定時株主総会にて取締役等(執行役員を兼務しない取締役を除く。)及び常勤監査役の株式報酬を「業績連動報酬」へ変更することが承認されております。

2 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度末388百万円、196,700株であります。

(連結貸借対照表関係)

※1. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (令和6年9月30日)	当連結会計年度 (令和7年9月30日)
	25,227百万円	26,212百万円

※2. 関連会社に対するものは次のとおりであります。

	前連結会計年度 (令和6年9月30日)	当連結会計年度 (令和7年9月30日)
投資有価証券(株式)	96百万円	120百万円

(連結損益計算書関係)

※1. 売上原価に含まれている工事損失引当金繰入額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 令和5年10月1日 至 令和6年9月30日)	当連結会計年度 (自 令和6年10月1日 至 令和7年9月30日)
	△0百万円	△11百万円

※2. 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 令和5年10月1日 至 令和6年9月30日)	当連結会計年度 (自 令和6年10月1日 至 令和7年9月30日)
給与	12,786百万円	13,783百万円
賞与引当金繰入額	4,941	4,364
退職給付費用	255	921
株式給付引当金繰入額	19	38
減価償却費	697	739
賃借料	2,586	2,844

※3. 固定資産売却益の内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 令和5年10月1日 至 令和6年9月30日)	当連結会計年度 (自 令和6年10月1日 至 令和7年9月30日)
工具、器具及び備品	1百万円	2百万円

※4. 固定資産売却損の内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 令和5年10月1日 至 令和6年9月30日)	当連結会計年度 (自 令和6年10月1日 至 令和7年9月30日)
土地	－百万円	14百万円

※5. 固定資産除却損の内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 令和5年10月1日 至 令和6年9月30日)	当連結会計年度 (自 令和6年10月1日 至 令和7年9月30日)
建物及び構築物	11百万円	22百万円
機械装置及び運搬具	1	0
工具、器具及び備品	0	23
無形固定資産	0	0
リース資産	27	－
計	40	47

(連結包括利益計算書関係)

※1. その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

	前連結会計年度 (自 令和5年10月1日 至 令和6年9月30日)	当連結会計年度 (自 令和6年10月1日 至 令和7年9月30日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	665百万円	4,022百万円
組替調整額	14	30
法人税等及び税効果調整前	679	4,053
法人税等及び税効果額	△207	△1,307
その他有価証券評価差額金	472	2,745
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	△40	61
組替調整額	250	254
法人税等及び税効果調整前	210	316
法人税等及び税効果額	△62	△95
退職給付に係る調整額	148	220
その他の包括利益合計	620	2,966

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 令和5年10月1日 至 令和6年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(百株)	当連結会計年度増加 株式数(百株)	当連結会計年度減少 株式数(百株)	当連結会計年度末株 式数(百株)
発行済株式				
普通株式	531,664	—	—	531,664
合計	531,664	—	—	531,664
自己株式				
普通株式	10,197	17	22	10,192
合計	10,197	17	22	10,192

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数17百株の増加は、単元未満株式の買取り17百株であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数22百株の減少は、単元未満株式の売渡し0百株、役員報酬BIP信託による給付22百株であります。

3. 自己株式の当連結会計年度末株式数には、役員報酬BIP信託が所有する当社株式2,038百株を含めております。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当金に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
令和5年12月15日 定時株主総会	普通株式	2,669	51.00	令和5年9月30日	令和5年12月18日
令和6年5月10日 取締役会	普通株式	2,355	45.00	令和6年3月31日	令和6年6月11日

(注) 1. 令和5年12月15日定時株主総会による配当額の総額には、役員報酬BIP信託が所有する当社株式に対する配当金10百万円が含まれております。

2. 令和6年5月10日取締役会決議による配当額の総額には、役員報酬BIP信託が所有する当社株式に対する配当金9百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
令和6年12月20日 定時株主総会	普通株式	2,879	利益剰余金	55.00	令和6年9月30日	令和6年12月23日

(注) 令和6年12月20日定時株主総会による配当額の総額には、役員報酬BIP信託が所有する当社株式に対する配当金11百万円が含まれております。

当連結会計年度（自 令和6年10月1日 至 令和7年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数（百株）	当連結会計年度増加 株式数（百株）	当連結会計年度減少 株式数（百株）	当連結会計年度末株 式数（百株）
発行済株式				
普通株式	531,664	—	8,650	523,014
合計	531,664	—	8,650	523,014
自己株式				
普通株式	10,192	8,654	8,721	10,125
合計	10,192	8,654	8,721	10,125

（注）1. 普通株式の発行済株式数8,650百株の減少は、自己株式の消却によるものであります。

2. 普通株式の自己株式の株式数8,654百株の増加は、取締役会決議による自己株式の取得8,650百株、単元未満株式の買取り4百株であります。

3. 普通株式の自己株式の株式数8,721百株の減少は、自己株式の消却8,650百株、役員報酬B I P信託による給付71百株、単元未満株式の売渡し0百株であります。

4. 自己株式の当連結会計年度末株式数には、役員報酬B I P信託が所有する当社株式1,967百株を含めております。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当金に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
令和6年12月20日 定時株主総会	普通株式	2,879	55.00	令和6年9月30日	令和6年12月23日
令和7年5月14日 取締役会	普通株式	2,574	50.00	令和7年3月31日	令和7年6月16日

（注）1. 令和6年12月20日定時株主総会による配当額の総額には、役員報酬B I P信託が所有する当社株式に対する配当金11百万円が含まれております。

2. 令和7年5月14日取締役会決議による配当額の総額には、役員報酬B I P信託が所有する当社株式に対する配当金9百万円が含まれております。

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

令和7年12月19日開催予定の定時株主総会の議案として、次のとおり付議する予定であります。

決議	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
令和7年12月19日 定時株主総会	普通株式	3,089	利益剰余金	60.00	令和7年9月30日	令和7年12月22日

（注）令和7年12月19日定時株主総会による配当額の総額には、役員報酬B I P信託が所有する当社株式に対する配当金11百万円が含まれております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 令和5年10月1日 至 令和6年9月30日)	当連結会計年度 (自 令和6年10月1日 至 令和7年9月30日)
現金及び預金勘定	33,697百万円	36,880百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	△3,300	△3,300
現金及び現金同等物	30,397	33,580

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引 (借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

主として、機械装置並びに工具、器具及び備品であります。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引 (借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (令和6年9月30日)	当連結会計年度 (令和7年9月30日)
1年内	262	241
1年超	372	251
合計	634	492

3. 転リース取引に該当し、かつ、利息相当額控除前の金額で連結貸借対照表に計上している額

(1) リース投資資産

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (令和6年9月30日)	当連結会計年度 (令和7年9月30日)
流動資産	37	6
投資その他の資産	7	1

(2) リース債務

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (令和6年9月30日)	当連結会計年度 (令和7年9月30日)
流動負債	37	6
固定負債	7	1

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、リスクの少ない安全性の高い金融資産で運用しており、主なものとして預金・社債などの金融資産で運用しております。また、投機的なデリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、社内における与信管理に関する規定に則って、支払条件や取引先の信用状況に応じて適正な管理を行い、リスクの軽減を図っております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、満期保有目的の債券以外のものについては、継続的に保有状況の見直しを行っております。

長期預金は、期限前解約特約付預金（コーラブル預金）が含まれております。

営業債務である買掛金、未払金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んだ一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は含まれておりません（（注）2. 参照）。

前連結会計年度（令和6年9月30日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 投資有価証券	21,041	21,041	—
(2) 長期預金	20,200	19,555	△644
資産計	41,241	40,596	△644

当連結会計年度（令和7年9月30日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 投資有価証券	20,523	20,522	△0
(2) 長期預金	21,700	20,795	△904
資産計	42,223	41,318	△904

(注) 1. 現金及び預金については、現金であること、及び短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、受取手形、売掛金、買掛金、未払金は、主に短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (令和6年9月30日)	当連結会計年度 (令和7年9月30日)
その他有価証券（非上場株式）	562	552
関係会社株式	96	120
合計	659	672

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度（令和6年9月30日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	33,686	—	—	—
受取手形	23	—	—	—
売掛金	9,671	—	—	—
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期が あるもの				
社債	—	600	4,000	9,000
長期預金	—	12,000	8,200	—
合計	43,381	12,600	12,200	9,000

当連結会計年度（令和7年9月30日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	36,872	—	—	—
受取手形	9	—	—	—
売掛金	11,749	—	—	—
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	—	—	500	—
その他有価証券のうち満期が あるもの				
社債	—	1,200	900	6,500
長期預金	—	18,500	3,200	—
合計	48,631	19,700	4,600	6,500

4. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価

観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価

観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価

観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度（令和6年9月30日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券				
株式	8,157	—	—	8,157
社債	—	12,884	—	12,884
資産計	8,157	12,884	—	21,041

当連結会計年度（令和7年9月30日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券				
株式	12,466	—	—	12,466
社債	—	7,556	—	7,556
資産計	12,466	7,556	—	20,023

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
前連結会計年度（令和6年9月30日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期預金	—	19,555	—	19,555
資産計	—	19,555	—	19,555

当連結会計年度（令和7年9月30日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	—	499	—	499
長期預金	—	20,795	—	20,795
資産計	—	21,295	—	21,295

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は取引所の価格によっており、社債は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期預金

これらの時価は、元利金の合計を同様の新規預入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値と取引金融機関から提示された内包されるデリバティブの時価評価により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度(令和6年9月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(令和7年9月30日)

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	社債	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	社債	500	499	△0
	小計	500	499	△0
合計		500	499	△0

2. その他有価証券

前連結会計年度(令和6年9月30日)

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	8,157	3,618	4,539
	(2) 債券			
	社債	—	—	—
	小計	8,157	3,618	4,539
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	社債	12,884	13,727	△843
	小計	12,884	13,727	△843
合計		21,041	17,345	3,695

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額 562百万円)については、市場価格がない株式等であることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度(令和7年9月30日)

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	12,466	3,581	8,885
	(2) 債券			
	社債	—	—	—
	小計	12,466	3,581	8,885
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	社債	7,556	8,692	△1,136
	小計	7,556	8,692	△1,136
合計		20,023	12,274	7,748

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額 552百万円)については、市場価格がない株式等であることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 令和5年10月1日 至 令和6年9月30日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
(1) 株式	21	14	—
(2) 債券			
社債	—	—	—
小計	21	14	—

当連結会計年度（自 令和6年10月1日 至 令和7年9月30日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
(1) 株式	207	170	—
(2) 債券			
社債	—	—	—
小計	207	170	—

4. 減損処理を行った有価証券

当連結会計年度において、有価証券について10百万円（その他有価証券の株式10百万円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

（デリバティブ取引関係）

- ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
該当事項はありません。
- ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社および連結子会社4社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度(退職一時金制度)及び確定拠出年金制度を採用しております。

退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。なお、当社の退職一時金制度には退職給付信託を設定しております。

また、当社は総合設立型基金である全国情報サービス産業企業年金基金に加入しておりますが、当社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に算定することができないため、確定拠出制度と同様に会計処理しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 令和5年10月1日 至 令和6年9月30日)	当連結会計年度 (自 令和6年10月1日 至 令和7年9月30日)
退職給付債務の期首残高	9,085百万円	8,420百万円
勤務費用	463	414
利息費用	—	84
数理計算上の差異の発生額	△768	△158
退職給付の支払額	△400	△630
過去勤務費用の発生額	40	△59
退職給付債務の期末残高	8,420	8,070

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 令和5年10月1日 至 令和6年9月30日)	当連結会計年度 (自 令和6年10月1日 至 令和7年9月30日)
年金資産の期首残高	6,129百万円	6,168百万円
期待運用収益	—	—
数理計算上の差異の発生額	39	25
事業主からの拠出額	—	—
退職給付の支払額	—	—
年金資産の期末残高	6,168	6,194

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (令和6年9月30日)	当連結会計年度 (令和7年9月30日)
積立型制度の退職給付債務	7,818百万円	7,479百万円
年金資産	△6,168	△6,194
	1,649	1,285
非積立型制度の退職給付債務	601	591
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,251	1,876
退職給付に係る負債	2,251	1,876
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,251	1,876

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 令和5年10月1日 至 令和6年9月30日)	当連結会計年度 (自 令和6年10月1日 至 令和7年9月30日)
勤務費用	463百万円	414百万円
利息費用	—	84
期待運用収益	—	—
数理計算上の差異の費用処理額	△808	△184
過去勤務費用の費用処理額	251	248
確定給付制度に係る退職給付費用	△93	563

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(法人税等及び税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 令和5年10月1日 至 令和6年9月30日)	当連結会計年度 (自 令和6年10月1日 至 令和7年9月30日)
過去勤務費用	251百万円	316百万円
合 計	251	316

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整額に計上した項目(法人税等及び税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (令和6年9月30日)	当連結会計年度 (令和7年9月30日)
未認識過去勤務費用	△1,277百万円	△970百万円
合 計	△1,277	△970

(7) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (令和6年9月30日)	当連結会計年度 (令和7年9月30日)
債券	63%	45%
現金及び預金	37	0
その他	—	55
合 計	100	100

(注) 年金資産合計は、すべて当社の確定給付制度に対して設定した退職給付信託であります。

②長期期待運用収益率の設定方法

運用益で信託報酬費用を賄うことを基本方針としておりますので、年金資産の長期期待収益率は、見込んでおりません。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (令和6年9月30日)	当連結会計年度 (令和7年9月30日)
割引率	1.00%	1.00%
長期期待運用収益率	—%	—%
予想昇給率	1.00～1.64%	1.00～1.56%

(注) 前連結会計年度の期首時点の計算において適用した割引率は0.00%でしたが、期末時点において割引率の再検討を行った結果、割引率の変更により退職給付債務の額に重要な影響を及ぼすと判断し、割引率を1.00%に変更しております。

3. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度326百万円、当連結会計年度355百万円であります。

4. 複数事業主制度

確定拠出制度と同様に会計処理する複数事業主制度の企業年金基金制度への要拠出額は、前連結会計年度140百万円、当連結会計年度146百万円であります。

(1) 複数事業主制度の直近の積立状況

	前連結会計年度 (令和6年3月31日)	当連結会計年度 (令和7年3月31日)
年金資産の額	277,016百万円	276,260百万円
年金財政計算上の数理債務の額	224,936	224,206
差引額	52,079	52,054

(2) 複数事業主制度の掛金に占める当社グループの割合

前連結会計年度	2.30%	(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)
当連結会計年度	2.24%	(自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)

(3) 補足説明

上記(2)の割合は当社の実際の負担割合とは一致しません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (令和6年9月30日)	当連結会計年度 (令和7年9月30日)
繰延税金資産		
ソフトウェア制作費等	3,475百万円	4,203百万円
賞与引当金	1,924	1,638
退職給付に係る負債	315	302
退職給付信託	1,881	1,944
退職給付に係る調整累計額	392	305
未払事業税	187	171
投資有価証券評価損	177	173
賞与引当金に対応する法定福利費	293	230
資産除去債務	121	122
減損損失	114	91
株式給付引当金	108	119
その他	446	488
小計	9,438	9,791
評価性引当額	△569	△561
繰延税金資産合計	8,869	9,230
繰延税金負債		
還付事業税	—	0
資産除去債務に対応する除去費用	37	36
その他有価証券評価差額金	1,123	2,431
その他	9	9
繰延税金負債合計	1,170	2,477
繰延税金資産の純額	7,698	6,752

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (令和6年9月30日)	当連結会計年度 (令和7年9月30日)
法定実効税率	30.5%	30.5%
(調整)		
住民税均等割	0.5	0.4
交際費等の永久に損金に算入されない項目	0.4	0.9
賃上げ促進税制による税額控除	△1.6	△2.4
特定寄附金による税額控除	—	△0.3
税率変更による期末繰延税金資産の増額修正	—	△1.1
その他	△0.2	△0.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.6	27.5

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以降開始する連結会計年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、令和8年10月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.5%から31.4%に変更し計算しております。

この変更により、当連結会計年度の繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は100百万円、退職給付に係る調整累計額が9百万円それぞれ増加し、法人税等調整額が181百万円、その他有価証券評価差額金が69百万円それぞれ減少しております。

4. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社及び連結子会社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 令和3年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度（令和6年9月30日）及び当連結会計年度（令和7年9月30日）

資産除去債務の金額に重要性がないため記載を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社の売上高は、主に顧客との契約から認識された収益であり、当社の報告セグメントを財又はサービスの種類別に分解した場合の内訳は、以下のとおりであります。

前連結会計年度（自 令和5年10月1日 至 令和6年9月30日）

(単位：百万円)

	報告セグメント			合計
	会計事務所事業	地方公共団体事業	印刷事業	
コンピューター・サービス収入	17,300	9,471	—	26,771
ソフトウェア売上高	20,040	8,122	—	28,163
コンサルティング収入	7,591	1,093	—	8,684
オフィス機器売上高	4,510	3,067	—	7,578
会計用品売上高	1,024	—	—	1,024
印刷関連サービス収入	—	—	2,997	2,997
外部顧客への売上高	50,467	21,754	2,997	75,219

当連結会計年度（自 令和6年10月1日 至 令和7年9月30日）

(単位：百万円)

	報告セグメント			合計
	会計事務所事業	地方公共団体事業	印刷事業	
コンピューター・サービス収入	18,160	9,845	—	28,006
ソフトウェア売上高	20,586	7,674	—	28,260
コンサルティング収入	7,783	3,698	—	11,481
オフィス機器売上高	5,220	6,347	—	11,567
会計用品売上高	1,076	—	—	1,076
印刷関連サービス収入	—	—	3,083	3,083
外部顧客への売上高	52,827	27,565	3,083	83,476

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社グループは、主に情報処理サービス、ソフトウェア及びコンサルティング・サービスの提供、サプライ用品及びオフィス機器の販売を行っております。それぞれ以下のとおり収益を認識しております。

これらの収益は、契約に基づき顧客から受け取る対価の額により計上しておりますが、契約に応じた数値基準に基づくリベート（売上割戻）や返品等がある場合は、これを控除した金額で計上しております。通常の支払期限は、履行義務の充足時点や契約締結日等の請求時点から、概ね2か月以内であります。

(1) 情報処理サービスの提供

情報処理サービスの提供においては、顧客との契約に基づき、データの計算及び保管、帳表の印刷サービス等の提供を履行義務として識別しております。

情報処理サービスの提供は、履行義務を充足した一時点で収益を認識しており、履行義務の充足時点は、顧客が製品を検収した時や契約の効力が確定した時等と判断しております。

(2) ソフトウェアの提供

ソフトウェアの提供においては、販売用ソフトウェアやレンタルソフトウェアの提供、受注制作ソフトウェアの提供等を履行義務として識別しております。

ソフトウェアの提供の履行義務のうち、システムに有効期間があるものは、有効期間の経過とともに履行

義務が充足されるため、当該有効期間にわたって収益を認識しております。

受注制作ソフトウェアについては、開発の進捗に従って履行義務が充足されていくものと判断しております。そのため、その請負金額または完成までに要する総原価を、信頼性をもって見積ることができる場合には、充足された履行義務の進捗度に応じて一定の期間にわたり収益を認識しております。ただし、請負金額または完成までに要する総原価を、信頼性をもって見積ることができない場合は、発生したコストの範囲で収益を認識（原価回収基準）しております。

上記以外の履行義務は、履行義務を充足した一時点で収益を認識しており、履行義務の充足時点は、顧客がソフトウェアを検収した時や、契約で指定された利用開始日等と判断しております。

一部の取引については、当社グループの履行義務が、他の当事者により商品が提供されるように手配することであり、代理人として取引を行っている判断しております。これら代理人取引は、顧客から受け取る対価の額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額により収益を算定しております。

(3) コンサルティング・サービスの提供

コンサルティング・サービスの提供においては、ソフトウェア導入時のサポートサービスや、ヘルプデスクサービス等を履行義務として識別しております。

ヘルプデスクサービスについては、契約で指定された期間にわたりサービスを提供する義務を負っております。当該履行義務は、契約期間の経過とともに履行義務が充足されるため、当該契約期間にわたって収益を認識しております。上記以外の履行義務は、履行義務を充足した一時点で収益を認識しており、履行義務の充足時点は、サービスの提供を完了した時点等と判断しております。

(4) オフィス機器及びサプライ用品の販売

オフィス機器及びサプライ用品の販売においては、コンピュータ会計用品やオフィス機器の販売を履行義務として識別しております。

オフィス機器及びサプライ用品の販売は、履行義務を充足した一時点で収益を認識しており、履行義務の充足時点は、顧客が商品を検収した時や、出荷した時等と判断しております。出荷した時という判断は、出荷時から納品時までの期間が通常の期間であるため、重要性等に関する代替的な取扱いを適用したものです。

一部の取引については、当社グループの履行義務が、他の当事者により商品が提供されるように手配することであり、代理人として取引を行っている判断しております。これら代理人取引は、顧客から受け取る対価の額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額により収益を算定しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

契約資産は、当社グループが顧客に移転した財又はサービスと交換に受け取る対価に対する当社グループの権利であります。契約資産は、対価に対する権利が無条件になった時点で売掛金に振り替えられます。売掛金は、契約ごとに定められた期間内に受領しております。

契約負債は、財又はサービスを顧客に移転する当社及び連結子会社の義務に対して、顧客から対価を受け取ったもの又は対価を受け取る期限が到来しているものであります。これらは、履行義務の充足に関わらず、契約締結後概ね2か月以内等、契約ごとに定められた期間内に受領しております。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

前連結会計年度に認識された収益の額のうち、期首の契約負債残高に含まれていた金額は、1,022百万円であります。また、当連結会計年度に認識された収益の額のうち、期首の契約負債残高に含まれていた金額は、1,027百万円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度において、残存履行義務に配分した取引価格の総額は、3,343百万円であります。当該残存履行義務については、期末日後概ね5年以内に収益を認識することを見込んでおります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり経営者が経営資源配分の決定及び業績評価をするために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、事業別に「会計事務所事業」「地方公共団体事業」「印刷事業」の3つを報告セグメントとしております。

各報告セグメントの主なサービス・商品は次のとおりであります。

「会計事務所事業」 (会計事務所またはその関与先企業向け)

情報処理サービス、ソフトウェア及びコンサルティング・サービス、オフィス機器の販売、サプライ用品の販売

「地方公共団体事業」 (地方公共団体 (市区町村等) 向け)

情報処理サービス、ソフトウェア及びコンサルティング・サービス、オフィス機器の販売

「印刷事業」

コンピュータ用連続伝票、一般事務用伝票、データ・プリント・サービス等

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自 令和5年10月1日 至 令和6年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			計	調整額 (注) 1	連結財務諸 表計上額 (注) 2
	会計事務所 事業	地方公共 団体事業	印刷事業			
売上高						
外部顧客への売上高	50,467	21,754	2,997	75,219	—	75,219
セグメント間の内部売上高又は振替高	37	—	2,152	2,190	△2,190	—
計	50,505	21,754	5,149	77,409	△2,190	75,219
セグメント利益	11,289	4,110	101	15,501	3	15,505
セグメント資産	29,939	16,054	5,731	51,726	73,156	124,882
その他の項目						
減価償却費（注）3	1,920	1,237	360	3,518	△0	3,517
持分法適用会社への投資額	96	—	—	96	—	96
有形固定資産及び無形固定資産の増加額（注）3	2,759	3,597	270	6,627	—	6,627

（注）1. 調整額は以下のとおりであります。

- (1)セグメント利益の調整額3百万円は、セグメント間取引消去額6百万円、棚卸資産の調整額△0百万円等であります。
 - (2)セグメント資産の調整額73,156百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産74,058百万円及びセグメント間取引消去額△902百万円等であります。全社資産の主なものは、親会社の余剰資金（現金及び預金）、長期投資資金（投資有価証券）であります。
 - (3)減価償却費の調整額△0百万円は、未実現利益に係るものであります。
2. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益との調整を行っております。
3. 減価償却費並びに有形固定資産及び無形固定資産の増加額には、長期前払費用と同費用に係る償却費が含まれております。

当連結会計年度（自 令和6年10月1日 至 令和7年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			計	調整額 (注) 1	連結財務諸 表計上額 (注) 2
	会計事務所 事業	地方公共 団体事業	印刷事業			
売上高						
外部顧客への売上高	52,827	27,565	3,083	83,476	—	83,476
セグメント間の内部売上高又 は振替高	56	—	2,334	2,391	△2,391	—
計	52,884	27,565	5,418	85,867	△2,391	83,476
セグメント利益	12,476	3,513	144	16,134	8	16,142
セグメント資産	29,302	17,494	6,006	52,803	77,013	129,817
その他の項目						
減価償却費（注） 3	2,262	1,873	366	4,503	△0	4,502
持分法適用会社への投資額	120	—	—	120	—	120
有形固定資産及び無形固定資 産の増加額（注） 3	2,678	5,669	586	8,934	—	8,934

（注） 1. 調整額は以下のとおりであります。

- (1)セグメント利益の調整額8百万円は、セグメント間取引消去額8百万円、棚卸資産の調整額△1百万円等
であります。
 - (2)セグメント資産の調整額77,013百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産77,969百万円及び
セグメント間取引消去額△956百万円等であります。全社資産の主なものは、親会社の余剰資金（現金及
び預金）、長期投資資金（投資有価証券）であります。
 - (3)減価償却費の調整額△0百万円は、未実現利益に係るものであります。
- 2.セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益との調整を行っております。
- 3.減価償却費並びに有形固定資産及び無形固定資産の増加額には、長期前払費用と同費用に係る償却費が含ま
れております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 令和5年10月1日 至 令和6年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えているため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 令和6年10月1日 至 令和7年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えているため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 令和5年10月1日 至 令和6年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			計	調整額	連結財務 諸表計上額
	会計事務所 事業	地方公共 団体事業	印刷事業			
減損損失	1	—	—	1	—	1

当連結会計年度（自 令和6年10月1日 至 令和7年9月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 令和5年10月1日 至 令和6年9月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 令和6年10月1日 至 令和7年9月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 令和5年10月1日 至 令和6年9月30日）
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 令和6年10月1日 至 令和7年9月30日）
該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者の取引

前連結会計年度（自 令和5年10月1日 至 令和6年9月30日）

①連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
関連会社	アイ・モバイル㈱	東京都渋谷区	100	情報提供 サービス業	(所有) 直接(30.0)	ホームページサービス開発・保守の委託	資金の回収 (注) 利息の受取 (注)	65 0	貸付金	—

(注) 取引条件ないし取引条件の決定方針等

資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

②連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	税理士法人加藤会計事務所 (注2)	北海道札幌市	6	税理士法人	—	情報処理の受託等	情報処理の受託等 (注1)	25	売掛金	3
	税理士法人大藤会計事務所 (注3)	宮城県仙台市宮城野区	9	税理士法人	—	情報処理の受託等	情報処理の受託等 (注1)	18	売掛金	1
	税理士法人トップマネジメント (注4)	北海道釧路市	9	税理士法人	—	情報処理の受託等	情報処理の受託等 (注1)	31	売掛金	2
	税理士法人浜村会計 (注5)	栃木県宇都宮市	3	税理士法人	—	情報処理の受託等	情報処理の受託等 (注1)	22	売掛金	1
	税理士法人たえなか (注6)	大阪府大阪市	9	税理士法人	—	情報処理の受託等	情報処理の受託等 (注1)	12	売掛金	1

(注) 1. 取引条件ないし取引条件の決定方針等

情報処理の受託等の取引条件は、他の取引先と同様であります。

2. 当社取締役加藤恵一郎氏の共同設立法人であります。

3. 当社相談役角一幸氏（当社元取締役）の近親者の共同設立法人であります。

4. 当社取締役甲賀伸彦氏の共同設立法人であります。

5. 当社監査役浜村智安氏の共同設立法人であります。

6. 当社監査役妙中茂樹氏の共同設立法人であります。

当連結会計年度（自 令和6年10月1日 至 令和7年9月30日）

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及び その近親 者が議決 権の過半 数を所有 している 会社	税理士法人 加藤会計事 務所 (注) 2	北海道 札幌市	7	税理士 法人	—	情報処理 の受託等	情報処理の受 託等 (注) 1	25	売掛金	2
	税理士法人 たえなか (注) 3	大阪府 大阪市	9	税理士 法人	—	情報処理 の受託等	情報処理の受 託等 (注) 1	14	売掛金	1
役員	原田 伸宏	—	—	税理士	(被所有) 直接(0.0)	情報処理 の受託等	情報処理の受 託等 (注) 1	28	売掛金	4

(注) 1. 取引条件ないし取引条件の決定方針等

情報処理の受託等の取引条件は、他の取引先と同様であります。

2. 当社取締役加藤恵一郎氏の共同設立法人であります。

3. 当社監査役妙中茂樹氏の共同設立法人であります。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 令和5年10月1日 至 令和6年9月30日)	当連結会計年度 (自 令和6年10月1日 至 令和7年9月30日)
1株当たり純資産額	1,959.39円	2,115.41円
1株当たり当期純利益	216.21円	234.31円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり情報の算定に用いられた期末自己株式数及び期中平均株式数は、役員報酬BIP信託導入に伴い設定された役員報酬BIP信託口が所有する当社株式を控除対象の自己株式に含めて算定しております。

1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末自己株式数は、前連結会計年度において203,800株、当連結会計年度において196,700株であります。

1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、前連結会計年度において204,588株、当連結会計年度において198,648株であります。

3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 令和5年10月1日 至 令和6年9月30日)	当連結会計年度 (自 令和6年10月1日 至 令和7年9月30日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	11,274	12,094
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	11,274	12,094
普通株式の期中平均株式数(百株)	521,470	516,189

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	—	—	—	—
1年以内に返済予定の長期借入金	71	—	0.59	—
1年以内に返済予定のリース債務	156	96	—	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	—	—	—	—
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	244	148	—	令和7年10月9日～ 令和11年3月21日
其他有利子負債				
割賦購入未払金	—	—	—	—
計	472	244	—	—

（注）1．平均利率については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2．リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3．長期借入金、リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）及び其他有利子負債（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年以内の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	—	—	—	—
リース債務	89	44	14	—
其他有利子負債	—	—	—	—

【資産除去債務明細表】

資産除去債務の金額に重要性がないため記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	中間連結会計期間	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	17,535	39,227	59,756	83,476
税金等調整前中間(当期) (四半期)純利益(百万円)	4,113	8,871	13,430	16,678
親会社株主に帰属する中間 (当期)(四半期)純利益 (百万円)	2,810	6,314	9,440	12,094
1株当たり中間(当期)(四 半期)純利益(円)	53.88	121.53	182.48	234.31

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益 (円)	53.88	67.71	60.95	51.74

(注) 当社は、第1四半期及び第3四半期について金融商品取引所に定める規則により四半期に係る財務情報を作成しておりますが、当該四半期に係る財務情報に対する期中レビューは受けておりません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (令和6年9月30日)	当事業年度 (令和7年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	28,547	31,643
売掛金	※1 8,989	※1 11,109
契約資産	344	483
リース投資資産	37	6
商品	161	243
原材料及び貯蔵品	105	106
前払費用	1,366	1,187
未収入金	※1 35	※1 31
その他	※1 924	※1 1,455
貸倒引当金	△20	△28
流動資産合計	40,491	46,239
固定資産		
有形固定資産		
建物	6,207	6,193
構築物	164	144
車両運搬具	5	3
工具、器具及び備品	2,001	1,763
土地	6,637	6,595
有形固定資産合計	15,017	14,700
無形固定資産		
ソフトウェア	2,908	6,537
ソフトウェア仮勘定	4,955	635
電話加入権	21	20
その他	0	0
無形固定資産合計	7,885	7,193
投資その他の資産		
投資有価証券	21,326	20,782
関係会社株式	1,289	1,289
出資金	0	0
長期貸付金	9	8
長期前払費用	1,786	1,587
繰延税金資産	6,679	5,866
長期預金	20,000	21,500
差入保証金	1,447	1,478
長期リース投資資産	7	1
その他	107	107
貸倒引当金	△8	△6
投資その他の資産合計	52,645	52,614
固定資産合計	75,549	74,508
資産合計	116,040	120,748

(単位：百万円)

	前事業年度 (令和6年9月30日)	当事業年度 (令和7年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	※1 2,934	※1 3,199
リース債務	37	6
未払金	※1 2,300	※1 2,086
未払法人税等	3,127	2,431
未払事業所税	61	64
未払消費税等	865	1,039
契約負債	1,189	1,390
前受金	392	369
預り金	241	241
賞与引当金	5,680	4,850
工事損失引当金	13	2
設備関係未払金	※1 35	※1 54
その他	16	18
流動負債合計	16,895	15,753
固定負債		
リース債務	7	1
退職給付引当金	434	378
株式給付引当金	356	381
保証損失引当金	3	3
その他	432	493
固定負債合計	1,234	1,258
負債合計	18,130	17,012
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,700	5,700
資本剰余金		
資本準備金	5,409	5,409
その他資本剰余金	0	—
資本剰余金合計	5,409	5,409
利益剰余金		
利益準備金	688	688
その他利益剰余金		
別途積立金	77,157	82,157
繰越利益剰余金	9,055	7,623
利益剰余金合計	86,901	90,469
自己株式	△2,606	△3,060
株主資本合計	95,404	98,517
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,505	5,218
評価・換算差額等合計	2,505	5,218
純資産合計	97,910	103,735
負債純資産合計	116,040	120,748

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 令和5年10月1日 至 令和6年9月30日)	当事業年度 (自 令和6年10月1日 至 令和7年9月30日)
売上高	※1 70,990	※1 78,896
売上原価	※1 19,415	※1 24,659
売上総利益	51,575	54,237
販売費及び一般管理費	※1, ※2 36,616	※1, ※2 38,735
営業利益	14,958	15,501
営業外収益		
受取利息	※1 80	※1 71
受取配当金	※1 523	※1 491
受取地代家賃	※1 156	※1 155
助成金収入	7	8
その他	※1 128	※1 48
営業外収益合計	896	775
営業外費用		
賃貸料原価	101	99
その他	0	0
営業外費用合計	102	100
経常利益	15,752	16,176
特別利益		
固定資産売却益	1	2
投資有価証券売却益	—	127
特別利益合計	1	130
特別損失		
固定資産売却損	—	14
固定資産除却損	39	33
投資有価証券評価損	—	10
投資有価証券償還損	—	12
その他	1	—
特別損失合計	40	71
税引前当期純利益	15,713	16,236
法人税、住民税及び事業税	5,159	4,857
法人税等調整額	△617	△475
法人税等合計	4,542	4,382
当期純利益	11,171	11,853

【売上原価の明細書】

(イ) 情報処理・ソフトウェア及びコンサルティングサービス原価明細書

		第58期 (自 令和5年10月1日 至 令和6年9月30日)			第59期 (自 令和6年10月1日 至 令和7年9月30日)		
区分	注記 番号	金額（百万円）		構成比 （%）	金額（百万円）		構成比 （%）
I 材料費	※1		4,819	28.0		5,388	31.0
II 労務費			3,619	21.1		2,853	16.4
III 経費							
1. 電算機賃借料		628		673			
2. 保守業務委託費		1,341		1,443			
3. 減価償却費		782		735			
4. 保守修繕費		733		885			
5. 消耗品費		961		1,428			
6. その他		4,302	8,749	50.9	3,957	9,125	52.5
当期総費用	※2		17,188	100.0		17,367	100.0
期首仕掛品棚卸高			0			—	
他勘定からの受入高			1,665			2,626	
合計	※3		18,854			19,993	
期末仕掛品棚卸高			—			—	
他勘定への振替高			3,885			2,030	
当期情報処理・ソフトウェア及びコンサルティングサービス原価			14,968			17,962	

(注) 1. 労務費には、次の引当金繰入額等が含まれております。なお、() 内は前期の金額であります。

賞与引当金繰入額 775百万円 (1,162百万円)

退職給付費用 111百万円 (84百万円)

2. 他勘定からの受入高は、ソフトウェアの償却額を振り替えたものであります。

3. 他勘定への振替高は、ソフトウェアの制作に係る費用をソフトウェア及びソフトウェア仮勘定に振り替えたものであります。

4. 原価計算の方法は、プロジェクト別の個別原価計算であります。

(ロ) オフィス機器及びサプライ売上原価明細書

		第58期 (自 令和5年10月1日 至 令和6年9月30日)		第59期 (自 令和6年10月1日 至 令和7年9月30日)	
区分	注記 番号	金額（百万円）	構成比 （％）	金額（百万円）	構成比 （％）
I 期首棚卸高		66	1.4	161	2.3
II 当期仕入高		4,541	98.6	6,778	97.7
合計		4,607	100.0	6,939	100.0
III 期末棚卸高		161		243	
当期オフィス機器及びサブ ライ売上原価		4,446		6,696	

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 令和5年10月1日 至 令和6年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
						別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	5,700	5,409	—	5,409	688	72,157	7,909	80,755
当期変動額								
別途積立金の積立						5,000	△5,000	—
剰余金の配当							△5,025	△5,025
当期純利益							11,171	11,171
自己株式の取得								
自己株式の処分			0	0				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	—	—	0	0	—	5,000	1,145	6,145
当期末残高	5,700	5,409	0	5,409	688	77,157	9,055	86,901

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△2,604	89,260	2,027	2,027	91,288
当期変動額					
別途積立金の積立		—			—
剰余金の配当		△5,025			△5,025
当期純利益		11,171			11,171
自己株式の取得	△6	△6			△6
自己株式の処分	4	4			4
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			478	478	478
当期変動額合計	△1	6,143	478	478	6,621
当期末残高	△2,606	95,404	2,505	2,505	97,910

当事業年度（自 令和6年10月1日 至 令和7年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
						別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	5,700	5,409	0	5,409	688	77,157	9,055	86,901
当期変動額								
別途積立金の積立						5,000	△5,000	－
剰余金の配当							△5,453	△5,453
当期純利益							11,853	11,853
自己株式の取得								
自己株式の処分			0	0				
自己株式の消却			△0	△0			△2,832	△2,832
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	－	－	△0	△0	－	5,000	△1,432	3,567
当期末残高	5,700	5,409	－	5,409	688	82,157	7,623	90,469

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△2,606	95,404	2,505	2,505	97,910
当期変動額					
別途積立金の積立		－			－
剰余金の配当		△5,453			△5,453
当期純利益		11,853			11,853
自己株式の取得	△3,301	△3,301			△3,301
自己株式の処分	14	14			14
自己株式の消却	2,832	－			－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			2,712	2,712	2,712
当期変動額合計	△454	3,112	2,712	2,712	5,825
当期末残高	△3,060	98,517	5,218	5,218	103,735

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

② 満期保有目的の債券

償却原価法

③ その他有価証券

1) 市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

2) 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 商品・原材料

先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

② 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

③ 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産

① ソフトウェア

1) 市場販売目的のソフトウェア

将来の見込販売数量による償却額と残存有効期間（3年以内）による均等配分額とを比較し、いずれか大きい額をもって償却

2) 自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間を5年とする定額法

② その他

定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(3) 株式給付引当金

取締役等に対する当社株式の給付に備えるため、役員報酬BIP信託に関する株式交付規定に基づき、取締役等に割り当てたポイントに応じた株式の給付見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生事業年度の費用として処理しております。

(5) 工事損失引当金

受注に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末において進行中の業務のうち、原価総額が収益総額を超過する可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合、損失見込額を引当金として計上しております。

(6)保証損失引当金

保証等による損失に備えるため、被保証先の財政状況を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、主に情報処理サービス、ソフトウェア及びコンサルティング・サービスの提供、サプライ用品及びオフィス機器の販売を行っております。それぞれ以下のとおり収益を認識しております。これらの収益は、契約に基づき顧客から受け取る対価の額により計上しておりますが、リベート及び返品等がある場合は、これを控除した金額で計上しております。

(1)情報処理サービスの提供

情報処理サービスの提供においては、顧客との契約に基づき、データの計算及び保管、帳表の印刷サービス等の提供を履行義務として識別しております。

情報処理サービスの提供は、履行義務を充足した一時点で収益を認識しており、履行義務の充足時点は、顧客が製品を検収した時や契約の効力が確定した時等と判断しております。

(2)ソフトウェアの提供

ソフトウェアの提供においては、販売用ソフトウェアやレンタルソフトウェアの提供、受注制作ソフトウェアの提供等を履行義務として識別しております。

ソフトウェアの提供の履行義務のうち、システムに有効期間があるものは、有効期間の経過とともに履行義務が充足されるため、当該有効期間にわたって収益を認識しております。

受注制作ソフトウェアについては、開発の進捗に従って履行義務が充足されていくものと判断しております。そのため、その請負金額または完成までに要する総原価を、信頼性をもって見積ることができる場合には、充足された履行義務の進捗度に応じて一定の期間にわたり収益を認識しております。ただし、請負金額または完成までに要する総原価を、信頼性をもって見積ることができない場合は、発生したコストの範囲で収益を認識（原価回収基準）しております。

上記以外の履行義務は、履行義務を充足した一時点で収益を認識しており、履行義務の充足時点は、顧客がソフトウェアを検収した時や、契約で指定された利用開始日等と判断しております。

一部の取引については、当社の履行義務が、他の当事者により商品が提供されるように手配することであり、代理人として取引を行っているとは判断しております。これら代理人取引は、顧客から受け取る対価の額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額により収益を算定しております。

(3)コンサルティング・サービスの提供

コンサルティング・サービスの提供においては、ソフトウェア導入時のサポートサービスや、ヘルプデスクサービス等を履行義務として識別しております。

ヘルプデスクサービスについては、契約で指定された期間にわたりサービスを提供する義務を負っております。当該履行義務は、契約期間の経過とともに履行義務が充足されるため、当該契約期間にわたって収益を認識しております。上記以外の履行義務は、履行義務を充足した一時点で収益を認識しており、履行義務の充足時点は、サービスの提供を完了した時点等と判断しております。

(4)オフィス機器及びサプライ用品の販売

オフィス機器及びサプライ用品の販売においては、コンピュータ会計用品やオフィス機器の販売を履行義務として識別しております。

オフィス機器及びサプライ用品の販売は、履行義務を充足した一時点で収益を認識しており、履行義務の充足時点は、顧客が商品を検収した時や、出荷した時等と判断しております。出荷した時という判断は、出荷時から納品時までの期間が通常の期間であるため、重要性等に関する代替的な取扱いを適用したものです。

一部の取引については、当社の履行義務が、他の当事者により商品が提供されるように手配することであり、代理人として取引を行っているとは判断しております。これら代理人取引は、顧客から受け取る対価の額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額により収益を算定しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1)グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 令和4年10月28日。以下「令和4年改正会計基準」)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、令和4年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による財務諸表への影響はありません。

(重要な会計上の見積り)

「1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項 重要な会計上の見積り」に記載している内容と同一のため、記載を省略しております。

(追加情報)

「1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項 追加情報」に記載している内容と同一のため、記載を省略しております。

(貸借対照表関係)

※1. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

	前事業年度 (令和6年9月30日)	当事業年度 (令和7年9月30日)
関係会社に対する短期金銭債権	42百万円	37百万円
関係会社に対する短期金銭債務	360	486

(損益計算書関係)

※1. 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 令和5年10月1日 至 令和6年9月30日)	当事業年度 (自 令和6年10月1日 至 令和7年9月30日)
営業取引による取引高		
売上高	78百万円	110百万円
仕入高	3,034	3,268
営業費用	2,856	2,845
営業取引以外の取引による取引高	125	126

※2. 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度46.0%、当事業年度45.4%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度54.0%、当事業年度54.6%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 令和5年10月1日 至 令和6年9月30日)	当事業年度 (自 令和6年10月1日 至 令和7年9月30日)
給与	10,851百万円	11,593百万円
賞与引当金繰入額	4,517	4,074
退職給付費用	225	845
株式給付引当金繰入額	19	38
減価償却費	596	654
賃借料	2,433	2,670

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式（前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式1,289百万円、関連会社株式0百万円、当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式1,289百万円、関連会社株式0百万円）は、市場価格がない株式等であることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (令和6年9月30日)	当事業年度 (令和7年9月30日)
繰延税金資産		
ソフトウェア制作費等	3,254百万円	3,986百万円
賞与引当金	1,732	1,479
退職給付引当金	132	118
退職給付信託	1,881	1,944
未払事業税	180	155
投資有価証券評価損	216	212
賞与引当金に対応する法定福利費	265	207
資産除去債務	109	108
減損損失	113	90
株式給付引当金	108	119
その他	371	396
小計	8,365	8,819
評価性引当額	△565	△546
繰延税金資産合計	7,799	8,273
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	1,088	2,376
資産除去債務に対応する除去費用	32	30
繰延税金負債合計	1,120	2,406
繰延税金資産の純額	6,679	5,866

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (令和6年9月30日)	当事業年度 (令和7年9月30日)
法定実効税率	30.5%	30.5%
(調整)		
住民税均等割	0.5	0.4
交際費等の永久に損金に算入されない項目	0.3	0.9
受取配当金等の永久に益金に算入されない項目	△0.7	△0.5
賃上げ促進税制による税額控除	△1.5	△2.4
特定寄附金による税額控除	—	△0.3
税率変更による期末繰延税金資産の増額修正	—	△1.1
その他	△0.2	△0.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.9	27.0

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以降開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、令和8年10月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.5%から31.4%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は112百万円増加し、法人税等調整額が180百万円、その他有価証券評価差額金が68百万円それぞれ減少しております。

4. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 令和3年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(収益認識関係)

「1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項 収益認識関係」に記載している内容と同一のため、記載を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	6,207	434	18	430	6,193	12,722
	構築物	164	—	0	19	144	591
	車両運搬具	5	—	—	2	3	49
	工具、器具及び備品	2,001	661	22	876	1,763	6,369
	土地	6,637	10	52	—	6,595	—
	有形固定資産計	15,017	1,106	93	1,330	14,700	19,733
無形固定資産	ソフトウェア	2,908	6,374	0	2,745	6,537	4,505
	ソフトウェア仮勘定	4,955	711	5,031	—	635	—
	電話加入権	21	—	0	—	20	—
	その他	0	—	—	0	0	0
	無形固定資産計	7,885	7,085	5,032	2,745	7,193	4,505

(注) 当期増減額のうち、主なものは次のとおりであります。

(増加額)

建物	T I S C 空調機増設	261百万円
	T I S C サーバルームPDU盤増設	108百万円
工具・器具及び備品	栃木統合 九州統合情報センター 高速プリンタ	149百万円
	T I S C F Wリプレース	77百万円
	T I S C I P Sリプレース	50百万円
	S D Cビル 高速プリンタ	50百万円
	ソフトウェア	790百万円
ソフトウェア	市場販売目的のソフトウェア制作費	790百万円
	自社利用目的のソフトウェア制作費	5,561百万円

(減少額)

建物	中四国統合情報センターの退去	7百万円
土地	社有地の売却	52百万円

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	28	35	28	35
賞与引当金	5,680	4,850	5,680	4,850
工事損失引当金	13	2	13	2
株式給付引当金	356	38	14	381
保証損失引当金	3	—	0	3

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	10月1日から9月30日まで
定時株主総会	12月中
基準日	9月30日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・売渡し 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取・売渡手数料	 (特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 _____ _____
公告掲載方法	電子公告とする。ただし、事故等により電子公告ができない場合、その他のやむを得ない事由が生じた場合には、日本経済新聞に掲載いたします。 公告掲載URL https://www.tkc.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式の売渡請求をする権利以外の権利を有しておりません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第58期）（自 令和5年10月1日 至 令和6年9月30日） 令和6年12月23日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

令和6年12月23日関東財務局長に提出

(3) 半期報告書及び確認書

（第59期中）（自 令和6年10月1日 至 令和7年3月31日） 令和7年5月15日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

令和6年12月23日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

(5) 自己株券買付状況報告書

報告期間（自 令和7年2月1日 至 令和7年2月28日） 令和7年3月14日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

令和 7 年12月11日

株式会社T K C

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 本 多 茂 幸
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 飯 塚 徹
業務執行社員

<連結財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社T K Cの令和 6 年10月 1 日から令和 7 年 9 月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社T K C及び連結子会社の令和 7 年 9 月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

地方公共団体事業セグメントの販売用及び受注制作ソフトウェア売上高の実在性及び期間帰属	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
連結財務諸表【注記事項】（収益認識関係）に記載のとおり、会社及び連結子会社は、地方公共団体事業セグメントにおいてソフトウェア売上高を7,674百万円計上している。 当ソフトウェア売上高のうち、販売用ソフトウェア、受注制作ソフトウェアについては、連結財務諸表【注記事項】（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）4. 会計方針に関する事項(5)重要な収益及び費用の計上基準に記載しているとおり、契約に含まれる履行義務を識別し、履行義務の充足パターンに応じて、一時点又は一定の期間にわたり売上を認識している。そのため、主な販売用及び受注制作ソフトウェアについては、検収時又は進捗度に応じて一定の期間にわたり収益を認識している。 上記販売用及び受注制作ソフトウェアに関する売上は、地方公共団体向けに専門特化したソフトウェアを提供しており、顧客の要望に合わせたカスタマイズ及び制作等を含んでいる。また、受注から納品までの工期が長期、大規模となり、一契約当たりの売上高が多額となる傾向がある。 経営者は業績目標達成のための過大なプレッシャーを受けている可能性があり、販売用及び受注制作ソフトウェアは無形であるため、取引の実態やサービスの完了時点の物理的な把握が困難であることから、業績目標達成のために架空の売上計上を行うリスクや翌連結会計年度以降に検収する取引について、当連結会計年度に売上を前倒しで計上するリスクがある。 以上により、当監査法人は、地方公共団体事業セグメントのソフトウェア売上高のうち、当販売用及び受注制作ソフトウェア売上高の実在性及び期間帰属の適切性が当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。	当監査法人は、地方公共団体事業セグメントのソフトウェア売上高のうち、当販売用及び受注制作ソフトウェア売上高の実在性及び期間帰属の適切性を検証するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。 (1) 内部統制の評価 ・ソフトウェアの受注時の取引条件の承認、ソフトウェア制作の審査、出荷・検収時の承認、進捗度の計算の承認について、関連する内部統制の整備、運用状況の評価を行った。 (2) 売上高の実在性及び期間帰属の適切性の検討 ① 当連結会計年度に計上した当販売用及び受注制作ソフトウェア売上の実在性を検証するため、以下の手続を実施した。 ・サンプリングにより抽出した取引について契約書等を閲覧し、売上高と契約金額及び計上時期との一致を検証した。 ・期末日時点の未入金総括表を閲覧し、通常の回収期間を超えて未回収である重要な売掛金の有無を検証した。 ② 当連結会計年度に計上した当販売用及び受注制作ソフトウェア売上の期間帰属の適切性を検証するため、サンプリングにより抽出した取引について売上計上根拠となる検収完了通知書と売上計上時期の一致を検証した。 ③ 受注制作ソフトウェアのうち、履行義務の充足に係る進捗度に基づき、一定の期間にわたり収益を認識するものについては、進捗度の根拠となる実際発生原価、見積総原価の妥当性を検証した。 ④ 翌連結会計年度に計上された仕訳を閲覧し、当販売用及び受注制作ソフトウェア売上に関する重要な売上取消の有無を検証した。 ⑤ 売上計上根拠となる検収完了通知書と、販売管理システム及び会計システムの売上日付及び金額との照合を行った。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社TKCの令和7年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社TKCが令和7年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等（3）【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和 7 年12月11日

株式会社T K C

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 本 多 茂 幸

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 飯 塚 徹

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社T K Cの令和6年10月1日から令和7年9月30日までの第59期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社T K Cの令和7年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

(地方公共団体事業セグメントの販売用及び受注制作ソフトウェア売上高の実在性及び期間帰属)

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（地方公共団体事業セグメントの販売用及び受注制作ソフトウェア売上高の実在性及び期間帰属）と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<報酬関連情報>

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(※) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和7年12月11日
【会社名】	株式会社TKC
【英訳名】	TKC Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 飯塚 真規
【最高財務責任者の役職氏名】	執行役員 経営管理本部長 中嶋 芳典
【本店の所在の場所】	栃木県宇都宮市鶴田町1758番地
【縦覧に供する場所】	株式会社TKC東京本社 (東京都新宿区揚場町2番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役 社長執行役員 飯塚真規及び当社最高財務責任者 中嶋芳典は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、統制実施者の判断の誤り、不注意等によって有効に機能しなくなる場合や当初想定していなかった組織内外の環境変化等には対応できない場合があります、固有の限界を有するため、財務報告の虚偽記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である令和7年9月30日を基準日として行っており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しています。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社及び持分法適用関連会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社1社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、上記以外の連結子会社4社及び持分法適用関連会社1社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社グループは会計事務所事業・地方公共団体事業・印刷事業を主とする事業を営んでいるため、これらの事業を定量的に把握できる売上高が事業活動の規模を示す最も適切な指標であると判断しました。これを踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲のうち、全社的な内部統制の評価が良好であり、かつ各事業拠点の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算し、連結売上高のおおむね2/3に達している当社を「重要な事業拠点」としました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金、仕入及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点以外の事業拠点を含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして個別に評価対象に追加することとしていますが、当事業年度において追加した評価対象はありません。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4【付記事項】

該当事項はありません。

5【特記事項】

該当事項はありません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和7年12月11日
【会社名】	株式会社TKC
【英訳名】	TKC Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 飯塚 真規
【最高財務責任者の役職氏名】	執行役員 経営管理本部長 中嶋 芳典
【本店の所在の場所】	栃木県宇都宮市鶴田町1758番地
【縦覧に供する場所】	株式会社TKC東京本社 (東京都新宿区揚場町2番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長執行役員飯塚真規及び当社最高財務責任者中嶋芳典は、当社の第59期（自令和6年10月1日至令和7年9月30日）の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。